



# K O G A

The 2<sup>nd</sup> General Plan

2016  
✓  
2019

## 第2次古河市総合計画

### 第I期 基本計画

市民協働  
健康福祉  
教育文化  
産業労働  
生活環境  
都市基盤  
行財政



The background image shows a scenic river flowing through a lush, green forest. In the middle ground, a small wooden building with a gabled roof is visible on the left bank. Several people are seen wading in the shallow water, which is dotted with large rocks. The overall atmosphere is peaceful and natural. A vertical blue bar is positioned on the right side of the image, partially overlapping the text.

# 第I期基本計画

## 若者に選ばれるまちづくり

### はじめに

当市は、平成17年9月12日に古河市、総和町、三和町の1市2町の合併により新たな歴史を刻み始めてから、平成27年9月で合併10周年を迎えました。

旧市町の育んできた歴史や文化を尊重しつつ、新市の一体感の醸成を図ることを基本として、平成19年度に平成28年度までを計画期間とする第1次古河市総合計画を策定し、市政運営に取り組んでまいりました。

現在、わが国においては人口減少や少子高齢化の進行、産業及び就業構造の急激な変化などに対応することが大きな課題となっており、こうした時代潮流を踏まえた将来のあるべき姿が様々な角度から議論されている、まさに変革の時代（とき）であると言えます。

こうした直面する課題や社会情勢の変化、市民ニーズの多様化に対応し、本市が持つ歴史や資源などの特性を活かしたまちづくりに取り組むため、このたび、今後4年間の市の基本的な方向性を示した「第Ⅰ期基本計画（平成28年度～31年度）」を策定いたしました。

本計画の推進にあたっては、基本理念である「華のある都市（まち）古河」の実現に向け、第Ⅰ期計画期間の市政宣言として『若者に選ばれるまちづくり』を掲げ、それぞれの分野において効率的で効果的な施策を展開し、特に「子育て支援の徹底」「教育環境の充実」「雇用の拡大」に全力で取り組んでまいります。

次代を担う子や孫の世代に、この素晴らしい“まち”を引き継ぐことが、今を生きる私たちに課せられた大切な使命であると信じております。

古河市に住んでみたい、住んで良かったと、実感できる古河の創造に向け、持てる力のすべてを傾注してまいります。

結びに、本計画の策定に際しまして、市民アンケート等により貴重なご意見やご提案をいただきました市民のみなさま、熱心にご審議いただきました総合計画審議会の委員のみなさまに対しまして、心から感謝申し上げます。

平成28年3月

古河市長

菅谷憲一郎

「第Ⅰ期基本計画を策定しました」



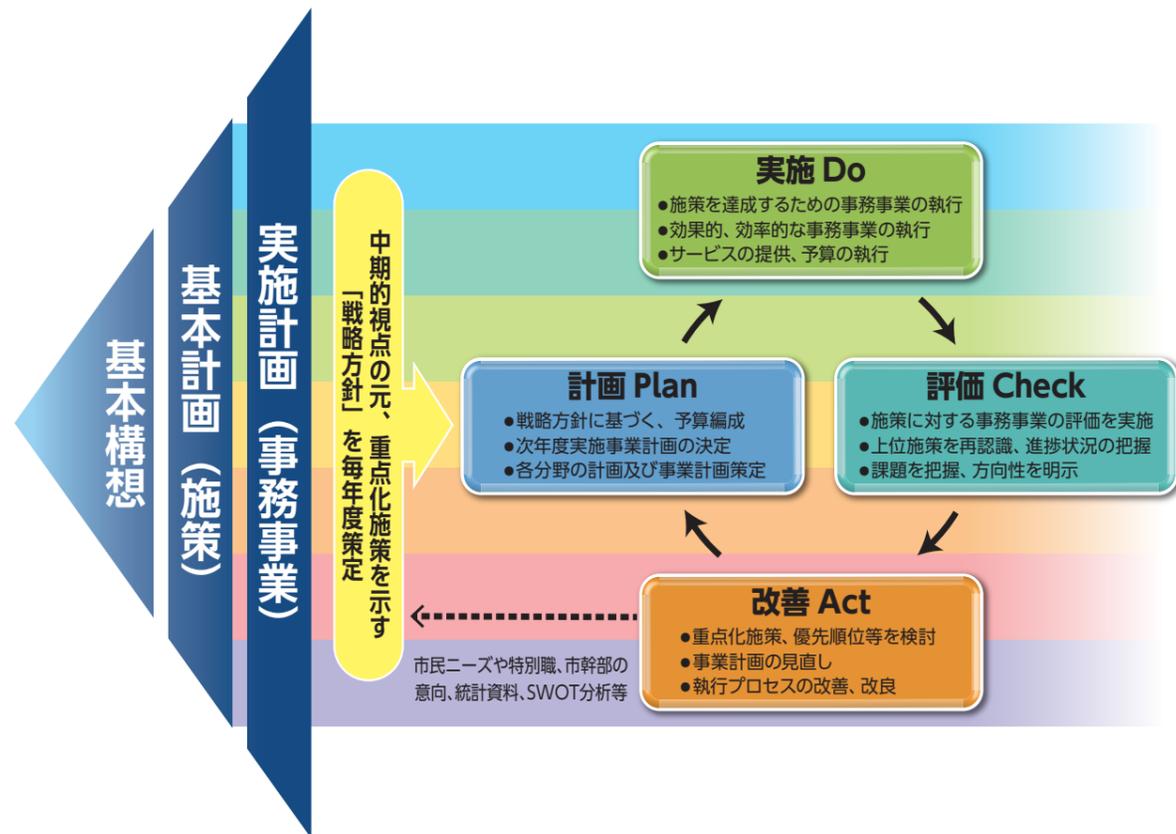
## 目次

序章	7	7 医療保険制度の適正な運用	46
第1章 第2次古河市総合計画の基本的考え方	8	8 安心して産み育てられる子育て支援の充実	48
第2章 第I期基本計画の策定にあたって	9	第3章 【教育文化】 人が育ち文化の息づく古河をつくる	50
基本構想の概要	11	1 市民の目的と意欲に応じた生涯学習の充実	52
第1章 未来の“めざすまち”の姿	12	2 生きる力を育む学校教育の充実	54
第2章 未来の“めざすまち”の基本方向	13	3 安心して学べる教育環境の充実	56
第3章 分野別未来の“めざすまち”の基本方向（施策の大綱）	14	4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実	58
第4章 構想推進のために	16	5 未来を担う青少年の健全育成	60
基本構想の体系	17	6 市民が親しめる生涯スポーツの推進	62
基本計画	19	7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興	64
第1章 【市民協働】 地域のみんなで古河をつくる	20	第4章 【産業労働】 活力と賑わいのある古河をつくる	66
1 市民参加と協働のまちづくりの推進	22	1 消費者ニーズに対応した商業の振興と市街地の整備	68
2 元気なコミュニティの形成	24	2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致	70
3 男女が尊重し合いともに輝く男女共同参画社会の実現	26	3 安定的に食料を供給する農業の振興	72
4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚	28	4 地域ブランドの創造による観光の振興	74
5 国際交流と地域間交流の推進	30	5 雇用の確保と労働環境の充実	76
第2章 【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる	32	6 安心できる消費生活の確保	78
1 互いに支え合う地域福祉の推進	34	7 意欲を活かす創業の促進	80
2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実	36	第5章 【生活環境】 安全で快適な古河をつくる	82
3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実	38	1 安定した水供給のための上水道の整備	84
4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実	40	2 快適な暮らしを支える下水の整備	86
5 生涯にわたる健康づくりの推進	42	3 安全で安心な生活を支える住宅など施設の充実	88
6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実	44	4 多様な自然環境の保全と継承	90
		5 公害の防止	92

6	環境美化の推進	94
7	ごみの適正な処理と資源循環の推進	96
8	人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止	98
9	災害に強いまちづくりの推進	100
10	市民の生命や財産を守る消防の強化	102
11	市民と取り組む防犯まちづくりの推進	104
12	市民の暮らしを守る交通安全の確保	106
<b>第6章</b>	<b>【都市基盤】魅力的で利便性の高い古河<sup>まち</sup>をつくる</b>	108
1	都市の活力を支える道路の整備	110
2	安全で自由に移動できる交通環境の充実	112
3	うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり	114
4	風土に根ざした美しい景観の形成	116
5	地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進	118
6	良好な市街地や集落地の整備	120
<b>第7章</b>	<b>【行財政】古河<sup>まち</sup>づくりを支える行政経営</b>	122
1	効率的・効果的な行財政運営の推進と市民サービスの向上	124
2	開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進	128
3	関東の中心として発展する広域行政の推進	130
<b>資料編</b>		133
	計画策定までの経緯	134
	市民参画・職員参画の概要	136
	総合計画審議会	138
	総合計画策定委員会	143
	成果指標一覧	144
	用語解説	151

# 第1章 第2次古河市総合計画の基本的考え方

- 古河市における最上位計画として、長期的なビジョンを示すとともに、厳しさを増す財政状況などを背景として、経営資源（人・モノ・財源）を有効に活用できるよう、行財政マネジメントの基幹となる計画として、この「第2次古河市総合計画」を位置づけます。
- そのため、この「第2次古河市総合計画」では、古河市にふさわしい独自性の高い施策とともに、施策の達成状況を確認するための成果指標を設定することにより、評価と改善などがしやすい計画とします。
- さらには、計画から予算編成、施策・事業などの推進と評価、改善までが一体となったPDCAマネジメントサイクルをより実効的なものとするため、予算編成や事業評価に連動することを見据えた計画とします。
- 「第2次古河市総合計画」は、内部マネジメントでの運用も想定していることから、行政分野全般を網羅した計画を策定する必要があります。策定後の運用においては、戦略方針に基づく重点化施策を示し、実施計画と連動させることで、より実効性を高めます。



# 第2章 第I期基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

- 第2次古河市総合計画は、古河市自治基本条例（平成21年9月9日条例第32号）第20条の規定に基づき、「総合的かつ計画的な市政運営を図るため」策定するものです。
- 基本計画は、基本構想に掲げた未来の“めざすまち”を実現するための手段として、各期に市政宣言を掲げ、分野ごとに、中期的な施策の方向性を定めるものです。

## 2 構成と期間

- 第2次古河市総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」の三層により構成しています。
- 基本計画は、基本構想の計画期間（20年間）に4年ずつ5期にわたって策定するものとし、第I期基本計画は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成31（2019）年度を目標年度とします。



(注) 基本構想及び実施計画は別冊とします。

## 基本構想の概要

## 第1章 未来の“めざすまち”の姿

### 1 未来の“めざすまち”

# 『華のある都市 古河』

～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～

## 『華』には

華とは、華のあるまちをイメージしています。華のあるという形容は、都市の基盤をなす工業や商業や農業といった産業が栄え、そうした基盤の上に文化が華開く、名実兼ね備えた都市をイメージしています。また、華は、女性の形容としても使われます。女性が輝く都市、子育てにやさしいまちを柔らかく表現しています。人口減少社会を迎え、若者特に若い女性に選ばれるまちを創ることは、喫緊の課題です。そうした意味において女性の活躍できるまちを目指します。

さらに、華には古河が誇る様々な花（はなもも、桜、菊、バラ）だけでなく、関東最大級の華やかさを誇る花火、雪の結晶である雪華も意味しています。

## 『都市(まち)』には

今も息づく「歴史や文化」を意味する(まち)、これから将来に向かって活気あふれ魅力あふれる選ばれる都市(まち)の意味が込められています。

～はなが好き、ひとが好き、古河が大好き～

活気と魅力あふれるまちで暮らしてみたい、住みたい、まちで暮らす人たちと一緒にもっと素敵なまちにしたい、そんな古河が大好きという意味が含まれています。

## 第2章 未来の“めざすまち”の基本方向

### 1 住みたい・住んでみたい、良好な暮らしの環境があるまち

- 未来の古河市にとって最も大切で基本的な要素は、ここに住まう“人”です。古河市には、首都・東京などへの交通利便性といった“便利さ”と、緑豊かな田園風景などに代表される“暮らしの場としての魅力”が共存しており、子育ての場としても適しています。
- このため今後は、このような古河市ならではの長を活かし、磨き上げながら、市民にとっては『住みたい』、市外に住まう人々にとっては『住んでみたい』と思われるまちを目指し、良好な暮らしを実現するための環境整備や都市住民への情報発信などを通じて、移住・定住の促進を図っていきます。

### 2 訪れてみたい・働いてみたい、地域資源が活かされ活力があるまち

- 未来の古河市を彩る要素は、観光や仕事などでここを訪れる“人”です。古河市は、古くから政治・経済、文化、交通の拠点として発展してきた背景を持ち、市内には往時を偲ばせる地域資源が数多く残るほか、近年では、工業のまちとしての特性も際立ちつつあります。
- このため今後は、このような古河市ならではの歴史・文化的背景や、産業のまちとしての背景を最大限に活かしながら、『訪れてみたい』『働いてみたい』と思われるまちを目指し、都市住民などを呼び込むための仕掛けづくりや、より良い就労環境づくりなどを通じて、まちの活力を創出していきます。

### 3 明日につなぎたい・受け継ぎたい、次世代へとつながれていくまち

- 未来の古河市が“古河市らしく”あるために大切な要素は、ここに住まう人、観光や仕事などで訪れる人の“想い”です。古河市には、先人から受け継がれてきた歴史文化がありますが、これらを大切に受け継ぐだけでなく、時代の要請に応えた新たな価値を創出し、発信していくことも重要となっています。
- このため今後は、『明日につなぎたい』『受け継ぎたい』と思われるまちを目指し、広く市民協働を進め、その過程で“古河市に対する想い”の醸成を図るとともに、間断なき行財政改革によって持続可能な行財政基盤を構築していきます。

## 第3章 分野別未来の“めざすまち”の基本方向(施策の大綱)

### 1 【市民協働】 地域のみんなで古河をつくる

- 古河市の未来を切り拓くためには、市民・事業者・行政といった古河市に関わる様々な主体が、地域に対する“想い”を共有するとともに、共通する目標の実現に向けてともに力を合わせ協力する、市民協働のまちづくりが基本となります。
- このため、古河市自治基本条例の理念を踏まえ、自治会をはじめとする地域コミュニティや、ボランティア・NPOなどのテーマコミュニティの育成を図りながら、多様な主体の参加と連携の機会を拡充していきます。

### 2 【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる

- 未来の古河市を安心して住み続けられるまちとするためには、市民一人ひとりの自律的な取組を基本としながら、誰もがその人らしくいきいきと暮らし、困ったときには地域で互いに助け合える、健康福祉のまちづくりが大切です。
- このため、市民一人ひとりの健康に対する意識の高揚と自発的な取組を促すとともに、市民の健康づくりを支える医療体制の充実を図っていきます。また、地域で互いに支え合う地域福祉のまちづくりを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた支援を拡充していきます。

### 3 【教育文化】 人が育ち文化の息づく古河をつくる

- 未来の古河市を心豊かで文化の薫るまちとするためには、知識と教養を身に着け、学んだことを活かしながら地域をより良くしようと行動する市民を育む、教育文化のまちづくりが大切です。
- このため、学習プログラムや学校施設の改善など、ソフト・ハードの両面から、グローバル社会をリードする人材の育成を視野に入れ、児童・生徒の学びの環境を向上させていくとともに、市民一人ひとりの目的と意欲に応じた生涯学習環境づくりや、スポーツ・文化活動を楽しめる環境づくりに努めていきます。

### 4 【産業労働】 活力と賑わいのある古河をつくる

- 未来の古河市を経済的にも豊かで人の集うまちとするためには、地域の特性を踏まえつつ、農・商・工のバランスの良さと近年の工業の強みを活かしながら、産業を活性化し雇用を創造していくことが大切です。
- このため、農業については担い手の確保と農業生産基盤の整備などに努めながら、高付加価値化などを推進していきます。また、商業については、古河駅周辺など、各地域で期待される商業のあり方を踏まえながら、にぎわいの創出を図っていきます。工業については、技術複合型、高付加価値型の産業集積地を目指しながら、引き続き企業立地を促進するとともに、ノウハウの蓄積や人的ネットワークなどを活かしながら、新たな起業を促す環境づくりにも努めていきます。

### 5 【生活環境】 安全で快適な古河をつくる

- 未来の古河市を快適で住みやすいまちとするためには、利根川や渡良瀬川の水辺、平地林の緑といった自然と共生しながら、人と自然に優しいまちづくりを進めていくとともに、安全に暮らせる環境を整備していくことが大切です。
- このため、自然的環境の保全や環境美化、生活排水の適切な処理などに努め、地域を美しく快適に保っていくのみならず、ごみの減量化や資源化、地球温暖化防止に向けた取組を推進します。また同時に、災害に強く犯罪や交通事故などが少ない、安全に暮らせる環境づくりを進めていきます。

### 6 【都市基盤】 魅力的で利便性の高い古河をつくる

- 未来の古河市における暮らしや経済活動を支えるだけでなく、より魅力的で活力ある地域を創造するためには、人口減少や市の財政など、地域の将来を見据えつつ、真に必要なものへの戦略的投資による都市基盤整備が大切です。
- このため、地域の実情を踏まえ、優先順位を付けながら計画的に整備を進めることを基本として、都市の活力と市民の利便性を向上させるための交通基盤の整備や、古河らしさを表現し市民の愛郷心の高揚につながるような景観の保全と創造、計画的な都市施設の整備などを進めていきます。さらに、地域間・業種間の連携を進め、企業立地につながるよう、バランスに配慮し機能的な土地利用に努めていきます。

# 第4章 構想推進のために

## 【行財政】<sup>まち</sup>古河づくりを支える行政経営

- 施策の大綱に掲げたこれからの古河市のまちづくりを着実に推進し、未来の“めざすまち”を実現するためには、行政経営マネジメント体制の確立による、持続可能な行財政運営が不可欠です。
- このため、引き続き行財政改革を徹底し、職員の意識改革や行政評価などを推進することにより、効率的で効果的な行政経営の実現を目指すとともに、創意工夫による自主財源の確保や施策・事業の見直しなどを通じ、健全な財政を維持していきます。
- あわせて、近隣自治体と前向きに競う地域間競争のみならず、お互いに協力し合い新たな価値を創造していく「地域間協創」の理念のもと、広域的な連携を進めていきます。



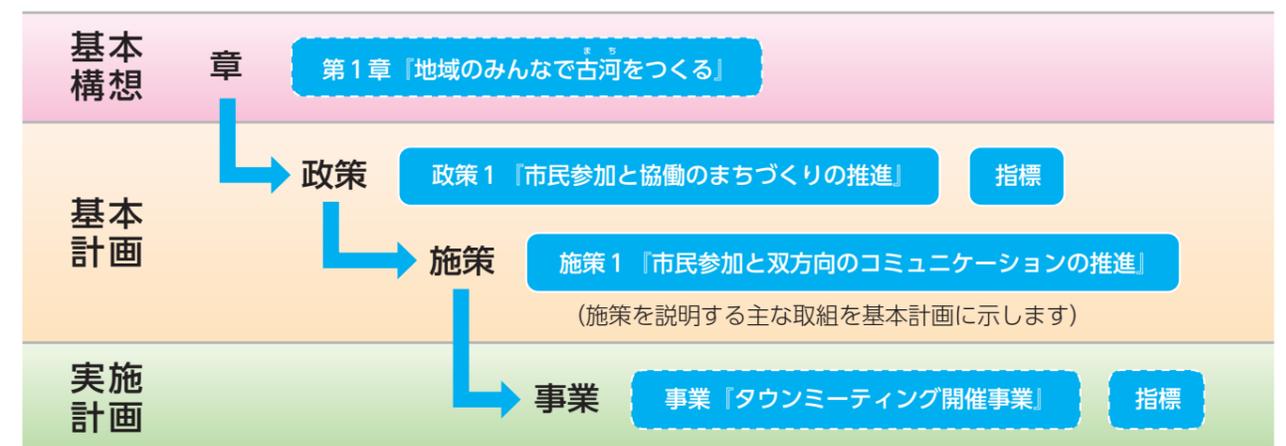
## 基本構想の体系



# 基本計画

## 計画体系

総合計画では章（大綱）－政策－施策－事業という体系づけをしています。  
基本構想を受けて策定される本基本計画では、政策、施策、施策を説明する主な取組を記載しています。  
基本計画を受けて策定される実施計画において、施策の下に位置づけられる事業が予算編成や事業評価と連動します。



# 1

## 【市民協働】 まち 地域のみんなで古河をつくる

政策	施策	主な取組
1 市民参加と協働のまちづくりの推進	(1) 市民参加と双方向のコミュニケーションの推進	①開かれた市政運営の推進 ②市民ニーズの把握 ③市政への理解促進 ④市政への提言機会の拡大 ⑤新しいコミュニケーションツールの活用推進
	(2) 市民相談の充実	①市民相談の体制の充実 ②市民相談時の適切な対応の推進
	(3) 身近で開かれた議会づくり	①積極的な情報の発信 ②わかりやすい議会運営の推進 ③親しみやすい議会の推進
2 元気なコミュニティの形成	(1) コミュニティ活動に取り組みやすい環境づくり	①コミュニティ意識の啓発と人材の育成 ②コミュニティ団体の活動支援 ③コミュニティ活動の環境整備
	(2) 地域コミュニティやテーマコミュニティの活動の推進	①地域コミュニティ団体への運営支援 ②テーマコミュニティ活動の推進のための環境整備 ③連携による地域活動の活性化
3 男女が尊重し合いともに輝く男女共同参画社会の実現	(1) 男女共同参画の推進体制の充実	①あらゆる分野での男女共同参画の推進 ②男女共同参画のための裾野の拡大
	(2) 男女共同参画のための取組の推進	①男女平等意識の確立 ②男女共同参画宣言都市・市独自の男女共同参画週間の周知 ③意識啓発の推進 ④ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑤女性の活躍推進
4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚	(1) 啓発活動と人権教育の推進	①人権の啓発 ②人権リーダーの育成 ③人権教育の推進
	(2) 人権相談と地域交流の促進	①人権相談の開催 ②隣保館の運営
5 国際交流と地域間交流の推進	(1) 外国籍市民が安心して暮らせる環境づくり	①日本語教育への支援 ②在住外国人への相談対応 ③国際化に対応した情報発信の充実
	(2) 国際交流と相互理解の推進	①国際友好都市との交流推進 ②国際交流イベントの支援 ③国際交流団体との連携
	(3) 市民主体の交流の推進	①市民主体による姉妹都市との交流の推進 ②地域間の連携と交流の推進



政策1 市民参加と協働のまちづくりの推進

現況と課題

- 市民のニーズが多様化し、行政だけでは解決できない問題が生じており、これまで行政が担ってきた役割を、市民と行政が協力して担う市民協働のまちづくりが重要となっています。
- 古河市では、政策形成過程におけるパブリックコメント<sup>\*</sup>、タウンミーティングでの意見交換などにより、市民と行政の双方向のコミュニケーションを図ってきましたが、より多くの市民の参加を得ることが課題となっています。
- 今後は、市政に対する市民参画の機会を拡大するため、様々な手段を検討し、広く周知するとともに、市民と行政相互の信頼関係を築いていくことが必要です。また、複雑・多様化する市民ニーズに対応するために、相談にあたる職員の資質向上も求められます。
- 超少子高齢社会において、地方議会が果たす役割・責務はますます大きくなっています。このようななか、古河市議会では、平成27年5月1日に施行された古河市議会基本条例に基づき、二元代表制<sup>\*</sup>の一翼を担う存在として、不断の改革による市民に身近で開かれたわかりやすい議会運営を図ることが求められています。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
市民参加と協働のまちづくりに関する市民満足度	88.38%	90.00%

施策・主な取組

(1) 市民参加と双方向のコミュニケーションの推進

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>1</b> 開かれた市政運営の推進</p> <p>政策形成過程において、その内容を公表し、市民の意見を聴きながら意思決定を行います。</p>                                       | <p><b>2</b> 市民ニーズの把握</p> <p>各種アンケート調査や各地区におけるタウンミーティング等、市民から市政に対する意見を聴く機会の確保に努めます。</p>        |
| <p><b>3</b> 市政への理解促進</p> <p>市民の要望を取り入れた出前講座を設定して利用を促進し、市の様々な施策への理解をより深めていきます。</p>                                  | <p><b>4</b> 市政への提言機会の拡大</p> <p>市ホームページや市内公共施設に設置してある投書箱を活用し、市民が市に対する意見や提言を提出する機会の拡大を図ります。</p> |
| <p><b>5</b> 新しいコミュニケーションツールの活用推進</p> <p>SNS<sup>*</sup>などの新しいコミュニケーションツールの活用ガイドラインを策定し、市民との双方向のコミュニケーションを図ります。</p> |   |

(2) 市民相談の充実

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>1</b> 市民相談の体制の充実</p> <p>複雑かつ多様化している市民相談や問合せなどに対して、相談内容等をデータ化した上で、市民と情報共有するとともに適切・迅速に対応し、市民サービスの向上を図ります。</p> | <p><b>2</b> 市民相談時の適切な対応の推進</p> <p>市民からの相談に対し、担当業務外であっても関係課と連携を図りながら適切に対応し、市民との信頼関係を築くように努めます。</p> |
|---|---|

(3) 身近で開かれた議会づくり

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>1</b> 積極的な情報の発信</p> <p>見やすく工夫した「議会だより」の発行や、インターネットを活用した議会中継・録画配信を導入するなど、積極的な情報発信に努めます。</p> | <p><b>2</b> わかりやすい議会運営の推進</p> <p>一問一答方式による一般質問を導入し、わかりやすい議会運営を図ります。</p> |
| <p><b>3</b> 親しみやすい議会の推進</p> <p>議場コンサートや議会報告会の開催等により、市民に身近で開かれた議会づくりを進めます。</p>                    |   |



1

市民協働

第2次古河市総合計画

地域のみんで古河をつくる

## 政策2 元気なコミュニティの形成

### 現況と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における課題が複雑になる中で、行政区や自治会を中心とした地域コミュニティの力が求められています。
- こうしたなか、古河市では、自治活動を円滑に運営できるよう行政自治会が組織されています。そして市民主体の地域活動が活発に行われるよう、市内20の地区に区分し、行政区や自治会だけでなく、地区及びコミュニティ組織に対する助成制度の拡充を進めてきました。
- また一方で、市民が自ら公益的な活動に取り組むNPO\*やボランティア活動などが増えており、これらの組織は市民協働のまちづくりに向けて、これからますます活躍することが期待されています。
- 今後は、若者や子育て世代なども含め幅広い年代の参加を促し、コミュニティ意識を高めるとともに、コミュニティ活動の担い手となる人材を育成することが重要です。また、市民活動支援センターをはじめ、活動拠点の整備が必要となります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
地域コミュニティ団体の設立割合	80%	100%
市民活動支援センターの利用団体数	584団体	670団体

### 施策・主な取組

#### (1) コミュニティ活動に取り組みやすい環境づくり

##### 1 コミュニティ意識の啓発と人材の育成

コミュニティの必要性について講演会を開催するなど、コミュニティへの関心を高める機会を増やすとともに、若者や子育て世代なども含め幅広い年代の活動参加を促すよう、コミュニティ意識の啓発と人材育成に努めます。

##### 2 コミュニティ団体の活動支援

全地区を対象に(仮称)コミュニティ推進協議会の組織化を図り、各団体のコミュニティ活動の活性化につなげます。

##### 3 コミュニティ活動の環境整備

公共施設の有効利用を検討し、コミュニティ活動の活性化のための環境の整備・充実を図ります。

#### (2) 地域コミュニティやテーマコミュニティの活動の推進

##### 1 地域コミュニティ団体への運営支援

行政自治会や地区コミュニティ等の地域コミュニティ団体の運営を支援し、魅力ある地域づくりを推進します。

##### 2 テーマコミュニティ活動の推進のための環境整備

NPOやボランティア等のテーマコミュニティ団体\*の自主性を損なうことなく、地域の課題解決に向けた相談などの支援体制を整え、団体が活動しやすい環境整備を進めます。

##### 3 連携による地域活動の活性化

行政自治会や地区コミュニティの連携を推進するとともに、テーマコミュニティ団体等とも連携し、市民主体の地域活動が活発に行われるよう支援します。

市民協働

### 政策3 男女が尊重し合いともに輝く 男女共同参画社会の実現



#### 現況と課題

- すべての男女が互いに尊重し合い、ともに手をたずさえ、一人ひとりが自分らしく輝き心豊かに生活できる男女共同参画社会を実現することは重要です。
- 古河市では、平成19年に男女共同参画プランを策定し、家庭・地域・学校・職場などにおける様々な施策を展開してきました。平成20年には男女共同参画推進条例を制定し、平成21年には男女共同参画都市を宣言しました。
- しかし、社会全体において男女の平等感はいまだ低く、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）の実現、政策・方針決定の場への女性参画など、男女共同参画社会の実現に向けては多くの課題が残されています。
- 今後は、男女共同参画の視点から慣習やしきたりの見直しを進めるとともに、様々な機会を捉えて情報発信や意識啓発を図り、市民や事業者などと協力しながら、家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野において、男女がともに活躍できるような環境を整えていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
市内企業における男性の育児休業取得率	—	9%
審議会等委員への女性の登用率	25.4%	35.0%
女性の労働力率	66%	76%

#### 施策・主な取組

##### (1) 男女共同参画の推進体制の充実

###### 1 あらゆる分野での男女共同参画の推進

第1次男女共同参画プランの検証を踏まえて、第2次プランを策定し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を図ります。

###### 2 男女共同参画のための裾野の拡大

市民ネットワークの協力団体会員の理解を深め、男女共同参画推進のための裾野を広げて、推進体制を充実します。

##### (2) 男女共同参画のための取組の推進

###### 1 男女平等意識の確立

男女共同参画プランに基づき、男女平等意識の確立に向けて、各種施策の推進を図ります。

###### 2 男女共同参画宣言都市・市独自の男女共同参画週間の周知

男女共同参画宣言都市として、市全体で男女共同参画に取り組んでいることや、男女共同参画週間を市民に周知し、意識啓発や意識改革を図ります。

###### 3 意識啓発の推進

男女共同参画フォーラム等を開催するとともに、セミナーの開催など、学習や活動の場を提供し、市民の意識啓発を図ります。

###### 4 ワーク・ライフ・バランスの推進

職場での働き方を見直し、仕事と家庭のバランスが取れた生活を目指すために啓発事業を実施します。さらに、市内企業において仕事と家庭が両立できる職場環境の改善を推進します。

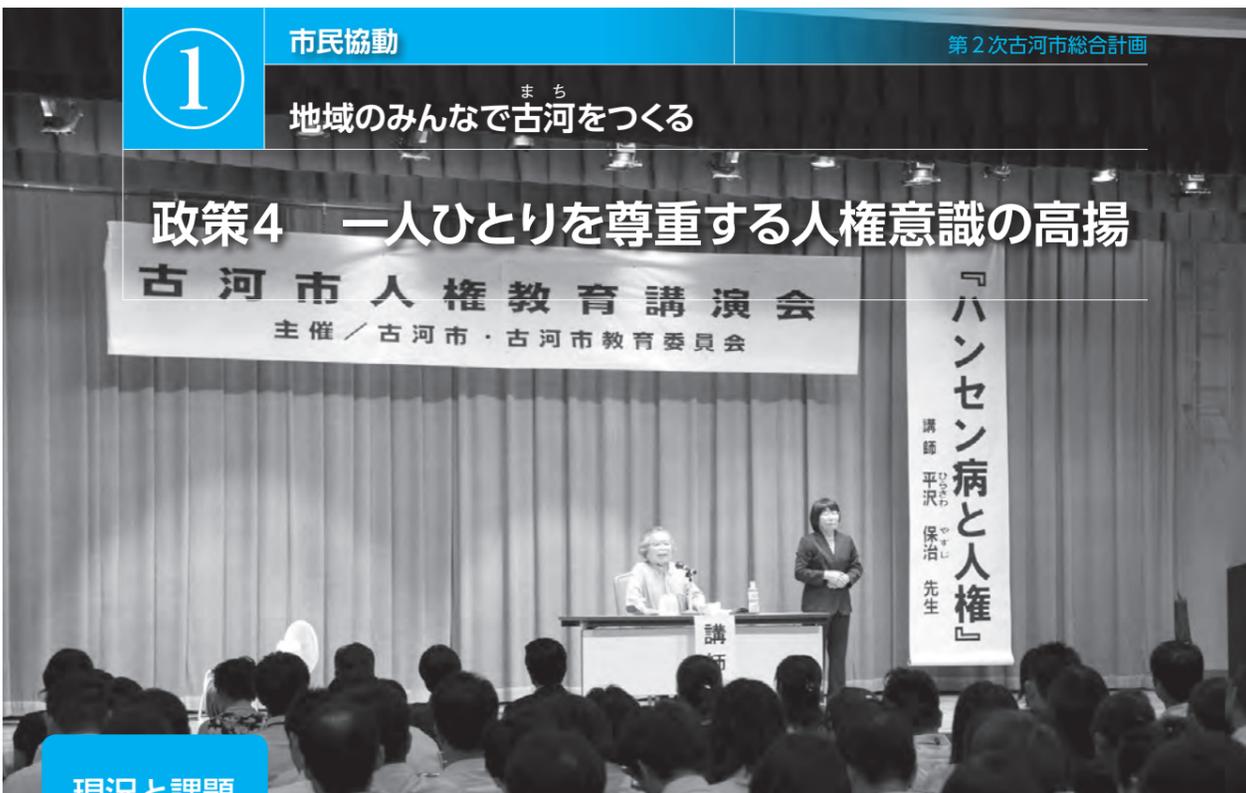
###### 5 女性の活躍推進

仕事に関する女性の意思を尊重しながら、女性の自主的活動を支援し、幅広い視野を持つ女性リーダーの育成や女性のあらゆる分野への参画の拡充に努めます。

政策4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚

古河市人権教育講演会  
主催 / 古河市・古河市教育委員会

『ハンセン病と人権』  
講師 平沢 保治 先生



現況と課題

- 一人ひとりの人権が尊重され、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない社会を築いていくことは、まちづくりの基本となります。
- 古河市では、人権に関する講座や研修会の開催をはじめとし、差別のない社会づくりに向け取り組んできました。しかし、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などへの差別や偏見、同和問題、インターネットによる人権侵害など取り組むべき多くの課題があります。
- 今後も、人権の確立を目指して、市民や事業者、関係機関と連携し、意識啓発や人権教育、人材育成を進めるとともに、各種人権相談に対応していく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
人権啓発活動に関与した人数	108人	150人
人権教室や人権啓発街宣活動に関与した人数	13人	13人

施策・主な取組

(1) 啓発活動と人権教育の推進

1 人権の啓発

人権啓発リーフレットの作成配布や街頭での啓発を行います。

3 人権教育の推進

人権教育講演会、小中学生を対象とした人権作文コンテストや人権教室を開催します。

(2) 人権相談と地域交流の促進

1 人権相談の開催

定例や特設の人権相談を開催するとともに、社会福祉施設等での人権相談を実施し、関係機関と連携して対応を図ります。

2 人権リーダーの育成

人権リーダー育成講座を開催するとともに、関係機関等の開催する研修会への参加を促進します。

2 隣保館の運営

隣保館における市民の自主的活動を支援し、地域福祉活動や各種講座を開催します。

政策5 国際交流と地域間交流の推進



現況と課題

- 社会のグローバル化を背景に、地方自治体においても国際化に対応する人材を育成することが重要となっています。また、歴史的な関係のある都市などとの交流は、居住する地域に対する理解を深めることにもつながります。
- 古河市では、中学生を中心に、友好都市である中国河北省三河市と教育交流を進め、異文化への理解や国際感覚の醸成を図ってきました。また一方で、市内の在住外国人は、2,562人（平成27年1月現在「住民基本台帳」より）となっており、市内在住の外国人住民が安心して暮らせるよう、異文化を理解し尊重していくことが必要です。
- 今後も、国際交流団体等との協働により、在住外国人に対する日本語教育や外国人住民との交流を深めるための環境づくりを進めることが求められます。
- また、姉妹都市である、栃木県さくら市、福井県大野市、山形県真室川町との姉妹都市交流を進め、市民主体による地域間交流を一層推進し、個性と魅力のある都市づくりを進めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
国際交流協会の会員数	177人	266人
国際交流関連事業に参加した市民の割合	0.43%	0.50%
姉妹都市関連事業に参加した市民の割合	0.10%	0.11%

施策・主な取組

(1) 外国籍市民が安心して暮らせる環境づくり

1 日本語教育への支援

国際交流団体が実施する日本語教室や日本語ボランティアの養成などに対して支援します。

2 在住外国人への相談対応

国際交流団体が行う在住外国人相談窓口の設置を支援します。

3 国際化に対応した情報発信の充実

国際交流団体と連携し、市及び団体ホームページに、生活関連の外国語版ガイドブックや市内ガイドマップを掲載するなど、国際化に対応した情報発信を充実します。

(2) 国際交流と相互理解の推進

1 国際友好都市との交流推進

中国河北省三河市をはじめ、幅広い交流対象や交流事業を検討します。

2 国際交流イベントの支援

市内在住、在勤の外国籍の人と市民とのふれあいの場である国際交流会の開催を支援し、相互理解を深めます。

3 国際交流団体との連携

国際交流団体と協働・連携し、国際化に対応したまちづくりを進めます。

(3) 市民主体の交流の推進

1 市民主体による姉妹都市との交流の推進

姉妹都市である、さくら市（栃木県）、大野市（福井県）、真室川町（山形県）との市民を主体とした交流を推進し、友好親善を深めていきます。

2 地域間の連携と交流の推進

交流のある国内都市との間で幅広い連携協力を推進し、情報や産業、生活、文化などにおける地域間の連携と市民主体の交流を促進します。

## 【健康福祉】 互いに支え合う古河をつくる

まち

政策	施策	主な取組
1 互いに支え合う地域福祉の推進	(1) 地域福祉推進体制の充実	①新たな地域での見守りシステムの構築 ②災害時避難行動要支援者の支援体制の確保 ③多様な主体による地域福祉活動の活性化
	(2) 支え合いの基盤の強化	①福祉拠点の充実 ②自殺総合対策の推進 ③社会福祉法人等のガバナンスの強化 ④心のバリアフリーの市民意識の向上
2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実	(1) いきいきと元気に暮らせる環境づくり	①介護予防の推進 ②高齢者の社会参加と生きがいづくり
	(2) 介護サービスと相談・支援体制の充実	①介護サービスの充実 ②身近な相談・情報提供体制の強化 ③家族介護者への支援
3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実	(1) 相談支援体制の充実	①身近な相談支援体制の充実・強化 ②障がい児の居場所づくり
	(2) 地域生活支援の推進	①地域生活支援の推進 ②権利擁護のための施策の推進
	(3) コミュニケーションと社会参加の促進	①障がい者の就労支援 ②障がい者のコミュニケーションの支援 ③障がい者の社会参加の促進
4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実	(1) 生活保護受給者の自立促進	①生活保護制度の適正運用 ②生活保護受給者の就労支援
	(2) 生活困窮者対策の推進	①生活困窮者の自立支援の推進
5 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 市民の健康づくりの支援	①食育活動の推進 ②市民参加型の健康づくり活動への支援
	(2) 健康管理と疾病予防	①健康診査等を受診しやすい環境づくり ②予防接種の推進
	(3) 母子の健康を見守る体制の充実	①母子保健の推進 ②妊娠・出産・育児の切れ目ない支援体制の構築
	(4) 児童発達支援体制の充実	①発達障害の早期支援 ②療育体制の充実
6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実	(1) 地域医療と救急医療体制の充実	①一般医療の充実 ②在宅医療の充実 ③救急医療体制の充実 ④献血の推進
	(2) 安心して子育てできる医療環境の充実	①小児科産婦人科医療体制の充実
7 医療保険制度の適正な運用	(1) 制度の周知と普及	①国民健康保険制度の周知 ②医療福祉費支給制度の普及
	(2) 収納率の向上と制度運用の適正化	①保険税収納率の向上 ②保険適用の適正化の推進 ③医療費の適正化 ④後期高齢者医療制度の適正な運用
8 安心して産み育てられる子育て支援の充実	(1) 出産や子育ての経済的支援	①出産や子育ての経済的負担の軽減 ②子ども・若者に対する医療費の助成
	(2) 保育の量の拡大と質の改善	①保育環境の充実 ②子育て支援の拠点の整備 ③民間保育施設への支援 ④待機児童の継続的な解消 ⑤多様な保育ニーズへの対応
	(3) 児童虐待・DV対策の強化	①児童虐待等の早期発見と迅速な対応 ②児童虐待等の相談体制の充実と未然防止

政策1 互いに支え合う地域福祉の推進



現況と課題

- 近年の様々な災害体験の中で、地域の絆が改めて注目されています。一方で、少子高齢化や核家族化の進行などにより、家族や地域での助け合い意識が希薄になり、地域の中で孤立する高齢者や子育て家庭などが増え、孤独死や虐待などの発生が社会問題となっています。
- 古河市では、地域福祉計画に基づき、様々な主体と連携、協力しながら、地域での日常の見守りや、災害時の避難支援の体制づくりを進めてきました。高齢化の進行によって、これから地域での自主的な活動が果たす役割は一層重要となります。
- 今後は、誰もが安心して住み続けられるよう、市民一人ひとりの福祉に対する理解を深めるとともに、社会福祉協議会や民生委員、行政自治会（自治会・行政区）をはじめ、NPOやボランティア、事業者など多様な主体が協力しながら、互いに支え合う地域福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
地域福祉活動に参加している人の市民全体に占める割合 (20歳以上)	6.5%	12.0%
ゲートキーパー養成講座受講者数の累計	570人	1,000人

施策・主な取組

(1) 地域福祉推進体制の充実

1 新たな地域での見守りシステムの構築

高齢者や障がい者などに対する、地域の中での自主的な見守り体制づくりを支援します。

3 多様な主体による地域福祉活動の活性化

地域自治組織、ボランティア、福祉関連団体、企業等、様々な主体による小さな地域福祉活動が活性化するように支援しつつ、市との連携・協力関係を深めていきます。

2 災害時避難行動要支援者の支援体制の確保

災害時に、高齢者や障がい者などが避難する際、地域での支援が十分に機能するように、必要な情報等を地域に対して提供します。

(2) 支え合いの基盤の強化

1 福祉拠点の充実

「健康の駅(福祉事務所)」「福祉の森会館」「三和地域福祉センター」等の中心的な福祉拠点の機能の充実を図るとともに、地域での小規模で自主的な福祉活動を行う拠点のあり方についても検討を進めていきます。

2 自殺総合対策の推進

自殺者をなくすことを目指して、市民向けのゲートキーパー<sup>\*</sup>養成研修を関係機関等と連携・協力を図りながら進めていくとともに、相談体制、広報啓発活動を充実します。

3 社会福祉法人等のガバナンスの強化

市が所轄庁となる社会福祉法人等のガバナンス<sup>\*</sup>の強化に向けて、指導・監督の強化を図っていきます。

4 心のバリアフリーの市民意識の向上

福祉サービスの利用者に対する偏見や差別をなくし、地域による支え合い・助け合いの意識の向上に努めます。

互いに支え合う古河をつくる

## 政策2 いきいきと安心して住み続けられる 高齢者福祉の充実

### 現況と課題

- 団塊の世代が2025年頃までに75歳以上に達することにより、「2025年問題」が懸念されています。そこで、元気な高齢者の持つ力を活かしながら、介護を必要とする高齢者も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりが重要となっています。
- 古河市の平成27年度の高齢化率\*は25.3%（「常住人口調査」より）で、今後、介護認定申請の増加も見込まれています。高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増える中で、身近な相談体制や介護する側への支援が求められます。
- 介護を必要とする高齢者が増加する一方で、元気な高齢者も多く、健康や体力を維持しながら、豊富な経験や知識、技能を活かせるような社会参画の機会をつくる必要があります。
- 今後は、個人のニーズに合った適切な介護サービスを提供するとともに、介護予防や健康づくりに取り組み、生きがいを持てる生活の確保を図ることが求められます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
高齢者のボランティア活動への参加率	7.7%	15.0%
65歳以上人口に占める要介護・要支援認定者出現率	13.57%	17.44%
介護認定が要支援から要介護に移行した人の割合	24.7%	25.0%

### 施策・主な取組

#### (1) いきいきと元気に暮らせる環境づくり

##### 1 介護予防の推進

高齢者が活動的で生きがいのある自分らしい生活を送ることを支援するため、高齢者自らの介護予防への取組を支援するとともに、身近な地域で参加できる介護予防活動を推進します。

##### 2 高齢者の社会参加と生きがいづくり

老人クラブ等高齢者同士の交流を深めるとともに、それぞれが培った知識や経験、技術を活かしながら、サービスやボランティア活動の担い手として活躍できるよう支援します。

#### (2) 介護サービスと相談・支援体制の充実

##### 1 介護サービスの充実

在宅サービスと施設サービスの効果的な提供が可能となるよう、日常生活圏域ごとに介護保険施設の整備を支援します。さらに、認知症高齢者や一人暮らし高齢者に対しても、地域密着型サービス施設の整備を推進し、サービスの充実に努めます。

##### 2 身近な相談・情報提供体制の強化

在宅介護支援センターや民生委員、社会福祉協議会などの連携によって、地域の身近な相談・情報提供体制の強化に努めます。

##### 3 家族介護者への支援

介護に関する技術・知識の普及啓発、介護者同士の交流事業等の実施により、介護者の精神的・肉体的な負担の軽減を図ります。



2

健康福祉

第2次古河市総合計画

互いに支え合う古河をつくる

### 政策3 地域での生活と社会参加を支援する 障害者福祉の充実

#### 現況と課題

- 障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせることが重要です。障害の特性や程度、環境は人によって様々で、また、高齢化にともない、障害の程度は重度・重複化の傾向がみられます。
- 古河市の平成26年度末の障害者数は5,691人で、身近な地域での相談支援や障害福祉サービスのほか、利用者のニーズに応じた地域生活支援などに取り組んできました。生涯にわたる切れ目のない支援が求められている中で、より利用者本位の支援体制づくりが課題となっています。
- 今後は、障がい者が、地域の触れ合いの中で、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の関係機関と連携した就労支援、スポーツや芸術文化活動など社会参加の支援、コミュニケーションの支援などを進めていくことが必要です。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
地域で生活している障がい者の割合	97.3%	97.4%
福祉施設から一般就労に移行する障がい者の割合	24.1%	28.5%

#### 施策・主な取組

##### (1) 相談支援体制の充実

###### 1 身近な相談支援体制の充実・強化

相談支援事業の充実や相談支援専門員の能力向上により、障がいのある人が、必要な時に身近な地域で気軽に相談できる体制の充実・強化を図ります。

###### 2 障がい児の居場所づくり

児童デイサービスや日中一時支援などの障害児タイムケアを充実することにより、障がい児の余暇支援を行うとともに、障がい児を日常的にケアしている家族が一時的に休息できる環境づくりを進めます。

##### (2) 地域生活支援の推進

###### 1 地域生活支援の推進

法定化された障害福祉サービスのみならず、利用者のニーズに応じた地域生活支援事業の充実を図るとともに、経済的な安定に資するよう各種手当等を周知し、利用を促進して、障がいのある人が地域で暮らし続けられるよう支援します。

###### 2 権利擁護のための施策の推進

障がいのある人への虐待防止に関する意識啓発及び心のバリアフリー\*を推進して、障害者差別の解消に向けた取組を進めるとともに、障がいのある人が生活に重要な法律行為を適正に行うための成年後見制度\*の利用促進を図ります。

##### (3) コミュニケーションと社会参加の促進

###### 1 障がい者の就労支援

就労を希望する障がい者や就労している障がい者を対象に、就労継続・就労移行支援事業所や労働関係機関等との連携を強化し、一般就労への移行促進と定着化に取り組めます。

###### 2 障がい者のコミュニケーションの支援

手話通訳者の派遣、要約筆記奉仕員の養成など派遣体制の充実に努め、聴覚・言語機能などの障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

###### 3 障がい者の社会参加の促進

子どもから高齢者、障がいのある人やボランティアが集い、世代交流するイベントやスポーツ・レクリエーション教室を開催し、障がい者の社会参加を促進します。

互いに支え合う古河をつくる

## 政策4 自立した尊厳ある生活を支援する 生活困窮者対策の充実

### 現況と課題

- すべての市民は、尊厳のある生活を送る権利を有していますが、経済の停滞や雇用体系の変化などにより、生活困窮者は増加する傾向がみられます。
- 古河市では、失業、疾病、障害など様々な理由により生活に困窮している市民に対して、就労支援や情報提供、相談支援などを行ってきましたが、より一人ひとりの状況に応じた自立支援策が求められています。
- 今後は、生活保護の適正な運営と、生活困窮者に対する自立支援などにより、自立した尊厳ある生活を送ることができるように、関係機関と連携して対策を講じる必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
生活保護から自立した世帯の割合	11.4%	11.5%
就労支援プログラムにより就労に結び付いた人数	52人	65人
生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けた人のうち、 就労による自立を達成した人の割合	10%	18%

### 施策・主な取組

#### (1) 生活保護受給者の自立促進

##### 1 生活保護制度の適正運用

生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、保健・医療・福祉などの連携を図りながら、各種社会保険制度の活用により、経済的自立を支援します。

##### 2 生活保護受給者の就労支援

生活保護受給者の自立に向けた就労支援を、関係機関との連携を図りながら、継続的に実施します。また、生活困窮者自立支援事業との連携を図りながら、就労準備・就労体験ができる場所の確保、検討を行います。

#### (2) 生活困窮者対策の推進

##### 1 生活困窮者の自立支援の推進

生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談と住宅確保のための支援を充実するとともに、就労準備や生活困窮者の子どもへの学習支援の実施に向けて検討を進めます。

## 政策5 生涯にわたる健康づくりの推進

## 現況と課題

- 少子高齢化の進行によって、医療や介護の負担は一層増加することが予想されており、市民自らが健康をつくる意識を持ち、健康寿命\*の延伸に向けた生涯にわたる健康づくりが重要となっています。
- 古河市では、保健施設などを拠点として、健康診査、健康教育、食育などを推進し、市民の健康づくりを支援しています。特に、母子に対しては、よりきめ細やかな妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、発達障害等を持つ子どもに対する早期からの継続的な支援などをさらに充実させていくことが必要です。
- 今後は、乳幼児期から高齢期までの生涯各期における健康づくりを支援する体制を構築していくことが必要です。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
65～69歳の男性及び女性の障害調整健康余命 (DALE)	男：17.10年 女：20.07年	男：17.10年 女：20.07年
特定健康診査の受診率	30.7%	60.0%
妊婦健康診査の受診率	97.8%	100.0%
乳幼児健康診査の受診率	96.8%	98.0%

## 施策・主な取組

## (1) 市民の健康づくりの支援

## 1 食育活動の推進

古河市健康づくり基本計画に基づいて、食の大切さを知り、規則正しい食習慣が継続できるような食育の展開を図ります。また、生活習慣病予防や健康寿命の延伸に取り組めます。

## 2 市民参加型の健康づくり活動への支援

市民自らが取り組む健康づくり活動や、出前講座等を通じて、健康増進施設の普及・啓発に努め、市民の健康づくりを積極的に支援します。

## (2) 健康管理と疾病予防

## 1 健康診査等を受診しやすい環境づくり

健康診査やがん検診を受診しやすい環境づくりに努めるとともに、未受診者についても受診につながる方法を検討し、受診率を向上していきます。また、疾病の早期発見に努めるとともに、健診後の保健指導や健康教育の充実を図ります。

## 2 予防接種の推進

予防接種委員会及び関係医療機関との連携を図りながら、感染症の発生予防に努めるとともに、適正かつ安全な予防接種実施のための体制を整え、定期接種の勧奨に努めます。

## (3) 母子の健康を見守る体制の充実

## 1 母子保健の推進

母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付や健診・相談業務及び乳幼児期の家庭訪問等を実施し、母子の健康増進を図るとともに、安心して育児ができるよう支援します。

## 2 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制の構築

産前産後サポート、子育て情報の積極的な提供を行い、妊娠期から子育て期まで継続的に支援し、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

## (4) 児童発達支援体制の充実

## 1 発達障害の早期支援

乳幼児健康相談や乳幼児健診を実施し、発達の遅れや偏りが見られる乳幼児に対し、早期に療育支援や医療につなげるとともに、家庭において適切な育児が行われるよう支援します。

## 2 療育体制の充実

個々の障害特性に応じた専門性の高い療育の提供や、幼稚園・保育園、学校など身近な地域における発達支援や相談などを、専門スタッフが適切かつ効果的に実施し、療育の質の向上と充実を図ります。

## 政策6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実

### 現況と課題

- 身近な地域で、市民がいつでも適切な医療を受けられることは、安心な生活を送る上で不可欠です。
- 古河市では、公立の診療所と民間の医療機関を中心に、市民の疾病予防や治療にあたっているほか、広域的な連携によって救急医療体制を構築してきました。また、在宅医療は古河福祉の森診療所、在宅ケアは地域包括支援センターを中心に充実を図ってきました。
- 今後、少子高齢化が進む中では、安心して出産や子育てができる医療環境や、慢性疾患などにも対応できるような医療と介護の連携が課題となっています。また、複雑・多様化、高度化する医療ニーズに適正に対応していくため、地域の医療機関の連携や広域的な連携を進める必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
国民健康保険被保険者の市内医療機関受診率	79.93%	85.00%
小児救急医療輪番数	364日	365日

### 施策・主な取組

#### (1) 地域医療と救急医療体制の充実

##### 1 一般医療の充実

市民に対し、あらゆる疾患に対して適切な受療機会を提供します。また、かかりつけ医の普及推進に努めます。

##### 2 在宅医療の充実

受療の必要な寝たきりになっても、在宅で受療が可能のように、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションの充実を図ります。また、介護保険サービスを活用し、在宅生活の質の向上を図ります。

##### 3 救急医療体制の充実

救急医療機関の受け入れ体制を充実するとともに、近県や近隣市町の医療機関と連携しながら、救急医療体制の強化に努めます。

##### 4 献血の推進

正しい知識の普及や啓発に努め、安全な血液の確保を図ります。

#### (2) 安心して子育てできる医療環境の充実

##### 1 小児科産婦人科医療体制の充実

近隣市町や関係機関との連携を図りながら、出産・子育て期にかかる広域医療体制の充実を図ります。また、小児救急医療体制を支援するなど、安心して子育てできる医療環境の充実に努めます。

互いに支え合う古河をつくる

## 政策7 医療保険制度の適正な運用

## 現況と課題

- 国民健康保険は、被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が高いという構造的な課題に加え、超高齢社会の到来や経済の低迷などの影響もあり、その財政運営は一層厳しさを増しています。
- 古河市では、国民健康保険制度の周知、医療費に関する認識を高めることによる医療費の抑制、保険税収納率の向上などに取り組んできました。
- 今後は、国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、医療費適正化に向けた取組に加え、被保険者の健康課題を明確化した上で効果的な保健事業を実施していく必要があります。
- また、平成30年度から国民健康保険は、茨城県が財政運営の責任主体となりますので、今後、国・県の動向を踏まえ、適切に対応していきます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
国民健康保険加入者一人あたりの医療費	273,769円	270,000円
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用率	57.6%	80.0%

## 施策・主な取組

## (1) 制度の周知と普及

## 1 国民健康保険制度の周知

国民健康保険制度の適正かつ安定的な運営を確保するため、被保険者の理解と協力が得られるよう情報提供に取り組めます。

## 2 医療福祉費支給制度の普及

小児・学生、ひとり親家庭の父母子、重度心身障がい者、妊産婦などを対象とした医療福祉費支給制度の普及に努めます。

## (2) 収納率の向上と制度運用の適正化

## 1 保険税収納率の向上

制度の安定的、継続的な運営を確保するため、滞納者の生活実態に配慮しつつ、口座振替の推進等を実施し、収納部門と連携を図りながら収納率の向上に努めます。

## 2 保険適用の適正化の推進

国保加入、喪失手続きの推進、啓蒙活動を行い、適用の適正化を図ります。

## 3 医療費の適正化

レセプト<sup>※</sup>等のデータ分析に基づく、健康保持増進のためのデータヘルス計画により、特定健康診査等の受診率向上、ジェネリック医薬品<sup>※</sup>の使用促進などを通じて、医療費の抑制に努めます。

## 4 後期高齢者医療制度の適正な運用

広域連合が決定した保険料に基づいて保険料の徴収を行うとともに、各種申請の受付などの窓口業務及び制度の広報活動を実施します。

## 政策8 安心して産み育てられる 子育て支援の充実

### 現況と課題

- 安心して妊娠・出産、子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できることが大切です。子育てしやすいまちづくりを進めることで、若者の流出や少子化の進行を抑えることが期待されています。
- 古河市の平成22年度国勢調査における年少人口<sup>\*</sup>の割合は13.16%で、合計特殊出生率<sup>\*</sup>は1.38となっており、全国と同様に、ますます人口減少と少子化が進行すると予測されています。こうしたなか、核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭の増加などにより、保育ニーズが高まっているとともに、地域のつながりの希薄化を背景として、子育てに不安を感じる親への支援、虐待の未然防止や迅速な対応などが課題となっています。
- 今後は、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、関係団体や事業者などとも連携しながら、多様化する子育て支援ニーズに対応するとともに、子育てに関する相談体制を充実し、地域全体で子育てを支えていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
合計特殊出生率	1.38	1.45
子育て支援に関する市民満足度	65.1%	80.0%
保育所の待機児童数	11人	0人
地域子育て支援拠点事業 (親子が集まって過ごしたり、相談する場)等の利用件数	20,838件	21,880件
児童虐待・DVの相談件数 ①新規虐待相談受付件数 ②新規DV相談受付件数	①65件 ②46件	①50件 ②35件

### 施策・主な取組

#### (1) 出産や子育ての経済的支援

##### 1 出産や子育ての経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的負担を軽減し、産み育てやすい環境づくりのため、子育て世代への支援を充実します。また、定住につながるよう経済負担の軽減策の見直しを検討します。

#### (2) 保育の量の拡大と質の改善

##### 1 保育環境の充実

保育施設全体の将来計画を検討し、老朽化している保育所に対しては、改築をはじめとした保育施設の充実を図ります。また、保育人材不足の解消に努め、保育ニーズへの高まりに対応します。

##### 3 民間保育施設への支援

民間保育施設に対し、国・県の補助を活用し、定員増も含めた施設改築などへの支援を行います。

##### 5 多様な保育ニーズへの対応

通常の保育に加えて、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や病後児保育、ファミリーサポートセンターの活用などの取組を促進します。

#### (3) 児童虐待・DV対策の強化

##### 1 児童虐待等の早期発見と迅速な対応

第2期古河市虐待・DV対策基本計画に基づき、地域や警察などの関係機関・団体との連携により、児童虐待の早期発見と迅速な対応ができるよう体制を強化します。

##### 2 子ども・若者に対する医療費の助成

小児医療福祉費支給制度に加え、市独自の医療費助成を行い、子育てにかかる医療費負担を軽減します。

##### 2 子育て支援の拠点の整備

子育て支援の拠点となる施設を整備することにより、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援の量の拡大と質の改善を図ります。

##### 4 待機児童の継続的な解消

一般財団法人古河市子ども・子育て支援財団との連携により、認定こども園への移行の促進や小規模保育の設置、保育所待機児童の継続的な解消を進めます。

##### 2 児童虐待等の相談体制の充実と未然防止

複雑化・重度化する児童虐待・DV(配偶者等からの暴力被害)の相談に適切に応じられるよう、専門職を常時配置するとともに、虐待・DV防止に向けた啓発を行います。

## 3

## 【教育文化】人が育ち文化の息づく古河をつくる

政策	施策	主な取組
1 市民の目的と意欲に応じた生涯学習の充実	(1) 生涯学習の機会の充実	①生涯学習講座の充実・強化
	(2) 生涯学習環境の充実	①学習情報の提供 ②人材資源の活用
	(3) 生涯学習施設等の充実	①生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営
	(4) 読書環境の充実	①図書館機能と蔵書の充実 ②読書団体の育成 ③子ども読書活動の推進
2 生きる力を育む学校教育の充実	(1) 幼児期(幼稚園・保育園・認定こども園)から児童期(小学校)への円滑な移行支援	①幼保小の接続の推進
	(2) 特色ある学校教育の充実	①個に応じた教育の推進 ②確かな学力の向上 ③豊かな心の育成 ④体力の向上 ⑤特色ある教育活動の展開 ⑥キャリア教育の推進 ⑦教職員の資質・能力の向上 ⑧読書教育の推進 ⑨中等教育学校との連携の推進
	(3) 地域教育機関の充実	①新たな教育機関の誘致 ②小中連携の推進
3 安心して学べる教育環境の充実	(1) 学校施設・設備・備品の充実と維持管理	①学校施設の計画的な管理運営 ②学習環境の充実
	(2) 就学しやすい環境づくり	①多様なニーズに対応した就学支援
	(3) 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり	①開かれた学校づくり ②子どもの居場所づくり
	(4) 学校保健の充実	①児童生徒・教職員の健康の保持・増進
4 子どもの健全な成長のための学校給食の充実	(1) 学校給食施設の活用と衛生管理・効率的運営	①学校給食センターの活用 ②自校給食室の運営管理 ③給食施設の衛生管理の徹底 ④効率的な給食施設の運営 ⑤食育拠点の充実
	(2) 食育や地産地消による学校給食の推進	①食育の推進・栄養指導 ②家庭や地域との連携 ③地産地消の推進
5 未来を担う青少年の健全育成	(1) 家庭・地域の教育力の育成	①家庭教育の推進 ②地域教育力によるコミュニケーション能力の向上
	(2) 地域や社会への青少年の参加の促進	①多様な体験や創作活動の提供 ②郷土愛の醸成 ③科学の楽しさを体験できる場の提供 ④青少年育成団体の育成・支援
	(3) 青少年の健全育成のための活動の促進	①非行等の未然防止の推進 ②健全な環境づくりの推進 ③子ども・若者の育成支援
6 市民が親しめる生涯スポーツの推進	(1) スポーツ施設の充実と有効活用	①スポーツ施設の充実 ②施設の有効利用の推進
	(2) 生涯スポーツの振興	①組織の充実 ②行事の充実
	(3) 国民体育大会への対応の推進	①国体受け入れ体制の整備促進 ②国体を契機にしたスポーツの普及・振興
	(4) 競技力向上とトップアスリートの育成	①競技力の向上 ②トップアスリートの育成
7 豊かな市民文化の創造のための歴史文化と芸術の振興	(1) 文化財や伝統文化の継承・情報発信	①文化財指定の推進 ②歴史・民俗資料の調査・収集と保存・整理 ③文化の保存・継承 ④歴史や文化に関する情報提供の推進 ⑤魅力ある施設運営の推進
	(2) 市民文化活動及び芸術文化活動の促進	①芸術文化活動への支援 ②地域文化を創造する人材の育成・確保

人が育ち文化の息づく古河をつくる

## 政策1 市民の目的と意欲に応じた生涯学習の充実

### 現況と課題

- 情報化や国際化の進展、ライフスタイルの変化などの中で、新たな知識や技術を習得し、心豊かな生活を送るため、自主的な学習意欲が高まっており、市民の多様な学習ニーズへの対応が重要となっています。
- 古河市では、公民館などを中心に、各種講座や教室を開催し、情報提供を進め、市民の自主的な活動を支援してきました。この中で、生活上の課題や地域課題に対応した講座等の企画・実施や、より幅広い年代が参加できる学習機会の提供が課題となっています。
- 今後も、公民館や図書館など生涯学習に関連する施設の効果的な運営を図り、市民の学習ニーズに的確に対応しながら、いつでもどこでも学べるように生涯学習の機会や環境の充実を図るとともに、その成果を地域の中で活かせるような環境づくりを進めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
生涯学習の充実に満足している市民の割合	84.26%	90.00%
生涯学習活動に参加している市民の割合	48.7%	52.0%
代表する生涯学習施設の利用者数 (旧三地区ごと：中央、古河東、三和公民館)	中央：50,716人 古河東：43,490人 三和：28,116人	中央：54,000人 古河東：46,500人 三和：30,500人
市内図書館における市民一人あたりの図書等の貸し出し数	2.77冊	2.80冊

### 施策・主な取組

#### (1) 生涯学習の機会の充実

##### 1 生涯学習講座の充実・強化

公民館等の施設職員、生涯学習指導員、社会教育主事などと連携しながら、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応した市民大学をはじめとする各種講座を市内各所で実施し、市民の生きがいと地域への愛着心を育みます。

#### (2) 生涯学習環境の充実

##### 1 学習情報の提供

講座や施設利用の案内、各種団体の紹介等、市民が必要とする学習情報の提供に努めます。

##### 2 人材資源の活用

地域の中で、技術や豊かな知識・経験を有する人材を発掘し、その人材資源を活用した講座やプログラムを充実します。

#### (3) 生涯学習施設等の充実

##### 1 生涯学習施設等の各種整備と効果的な管理・運営

生涯学習の拠点となる施設を計画的に整備・改修し、その機能の向上を図り、効果的に管理・運営していきます。また、将来にわたる類似施設全体を考慮した計画の策定を検討します。

#### (4) 読書環境の充実

##### 1 図書館機能と蔵書の充実

幅広い市民の学習ニーズに応じた図書館機能と蔵書を充実し、市民の図書館利用の拡大を図ります。

##### 2 読書団体の育成

読書団体などを育成し、幼児期からの読書意識の高揚を図ります。

##### 3 子ども読書活動の推進

子ども読書活動推進計画を策定し、絵本の読み聞かせやお話会、ブックスタートなど地域のボランティアと連携して、子どもが本に親しむ環境づくりを進めます。

## 政策2 生きる力を育む学校教育の充実

## 現況と課題

- 将来を担う子どもたちが健やかに成長するためには、「生きる力」「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけること、また、情報化や国際化などに伴う課題を解決する力を育てることが重要です。
- 学校では、子どもたちの学力・体力の低下、規範意識の低下などが課題となっているほか、いじめや不登校、非行、学級崩壊などの問題の発生が古河市においても全国と同様に懸念されています。そのため、個に応じた教育により主体的な学びを引き出すとともに、生命や人権を尊重する心や他者への思いやりなどを育み、社会性や国際感覚なども備えた豊かな人間性の育成が重要となっています。
- また、家庭では、基本的な生活習慣が身につけていない子どもの増加、愛情不足や虐待などが問題となっており、家庭や地域の教育力の向上が求められます。
- 今後は、教育内容を充実・強化し、基礎学力の向上や豊かな心を育成するとともに、家庭や地域と協力し、子どもたちの能力を引き出し、最大限に伸ばすことで、自己実現を図れるよう支援していくことが必要です。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における将来に関する意識の項目について、肯定的な回答を行った児童生徒の割合【市立小学校・市立中学校】	小 90.4% 中 74.9%	小 93.0% 中 80.0%
全国学力・学習状況調査(教科の調査結果)における全国(国公私立)平均正答率との比較【市立小学校・市立中学校】	小 - 2.0 ポイント 中 - 2.5 ポイント	小 + 3.0 ポイント 中 + 2.5 ポイント
全国学力・学習状況調査(質問紙の状況)における人の気持ちがわかる等の規範意識の項目について、肯定的な回答を行った児童生徒の割合【市立小学校・市立中学校】	小 94.3% 中 95.9%	小 97.0% 中 97.0%
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における全国(国公私立)体力合計点との比較【市立小学校・市立中学校】	小 + 2.0 ポイント 中 + 2.8 ポイント	小 + 7.0 ポイント 中 + 7.8 ポイント

## 施策・主な取組

## (1) 幼児期(幼稚園・保育園・認定こども園)から児童期(小学校)への円滑な移行支援

## 1 幼保小の接続の推進

幼稚園、保育園、認定こども園の保育士と小学校の教員との交流を推進し、幼児期から児童期のつながりある教育活動を支援します。また、小1プロブレム<sup>\*</sup>等の課題に対応する連携についても検討します。

## (2) 特色ある学校教育の充実

## 1 個に応じた教育の推進

教育活動指導員や外国語指導助手などを活用し、チームティーチングや習熟度別指導など、きめ細かな教育を推進して、児童生徒一人ひとりの学習進度に配慮した学びを引き出します。また、特別な支援が必要な児童生徒に対する環境づくりに努めます。

## 2 確かな学力の向上

ICT<sup>\*</sup>機器の活用及び児童・生徒主体のアクティブラーニング<sup>\*</sup>への転換を進め、学習意欲や思考力・表現力等の向上を図ります。また、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るため、放課後の学習支援を推進します。

## 3 豊かな心の育成

学校教育全体を通じた道徳教育の充実を図り、人権尊重の意識を高め、心の教育を推進します。また、いじめを含めた生徒指導上の課題について、地域全体で見守る体制を構築していきます。

## 4 体力の向上

児童生徒の健康保持・増進の基礎を培うため、体力テストの結果の活用を図り「体力アップ推進プラン」に基づく実践と評価を行い、学校教育全体を通じた体力の向上を図ります。

## 5 特色ある教育活動の展開

学校の意欲的な提案を支援することにより、特色ある教育活動の展開を図ります。

## 6 キャリア教育の推進

企業及び関係機関と連携を図りながら、人間性や様々な能力の育成を通じて、個々に応じたキャリア<sup>\*</sup>に関する価値観の形成を促します。

## 7 教職員の資質・能力の向上

学校や教職員のニーズに合わせた研修を通して、教育のプロとしての確かな力量と総合的な人間力を高め、信頼される教職員を育成します。

## 8 読書教育の推進

学校図書館の充実や古い図書の計画的な更新に努め、学校における読書環境を整えます。

## 9 中等教育学校との連携の推進

中等教育学校との連携によって、児童の学習意欲の向上を図るとともに、インタラクティブイングリッシュフォーラム<sup>\*</sup>等の各種イベントでの生徒・指導者の交流を推進します。

## (3) 地域教育機関の充実

## 1 新たな教育機関の誘致

専門学校や大学など高等教育機関の誘致に向けた調査を進め、多彩な人材の輩出や、市内での専門性の高い人材の確保を図ります。

## 2 小中連携の推進

学校ごとに小中一貫校を見据えた小中連携推進協議会を設立し、学校、家庭及び関係者が目的を共有し、新しい教育環境の整備を目指します。また、9年間を見通したカリキュラムの編成や人的交流を図るなど、実態に応じた小中一貫及び小中連携を推進します。

## 政策3 安心して学べる教育環境の充実

## 現況と課題

- 学校施設は、児童生徒の学習の場や豊かな人間性を育む場として重要な役割を担っています。加えて地域住民にとっても、災害時の緊急避難場所としての役割を担っているため、安全性の確保は極めて重要です。
- 古河市には32の小・中学校があり、校舎・体育館等の安全性や機能性を早急に確保する必要があり、実情に応じた改修や適正な維持・管理が必要です。また、児童生徒にとって、より良い学習環境を整備することが求められます。
- 特別な教育的ニーズのある子どもたちや帰国子女・外国人児童生徒の増加に対応するため、特別支援教育の充実や日本語指導など、多様なニーズへの対応が課題となっています。
- 今後も、施設の充実や維持管理とともに、家庭や地域と連携した学校運営を進め、安全・安心な教育環境を充実していく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
学校教育の充実に満足している市民の割合	76.57%	80.00%
放課後児童クラブ希望者入所率	95.32%	100.00%
児童生徒健康診断受診率【市立小学校・市立中学校】	小 99.54% 中 98.61%	小中学校 100.00%

## 施策・主な取組

## (1) 学校施設・設備・備品の充実と維持管理

## 1 学校施設の計画的な管理運営

学校施設長寿命化計画に基づき、複合化等を視野に入れた管理運営を行い、安全・安心な教育環境を提供します。

## 2 学習環境の充実

学習指導要領に対応した教材等の整備をする<sup>と</sup>ともに、ICT機器の導入や全中学校へのエアコン設置など、学習環境の充実を図ります。

## (2) 就学しやすい環境づくり

## 1 多様なニーズに対応した就学支援

児童発達支援センターとの連携を強化して、就学相談、就学指導の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員を活用し、特別な教育的ニーズのある児童生徒が生活や学習上の困難を克服できるよう支援を行います。また、日本語指導員を活用し、帰国子女・外国人児童生徒への日本語指導を行い、学校生活への適応を図り、多様なニーズに対応した就学支援を推進します。

## (3) 地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり

## 1 開かれた学校づくり

学校の教育目標や教育活動を広く公開し、保護者や地域から信頼される地域に開かれた学校をつくります。また、学校の自己評価や学校関係者評価などにより、学校の課題、保護者や地域の要望を把握し、学校運営の改善を図ります。

## 2 子どもの居場所づくり

放課後児童クラブを充実し、児童の安全確保と健全な育成を図ります。

## (4) 学校保健の充実

## 1 児童生徒・教職員の健康の保持・増進

健康診断を実施して、児童生徒、教職員の健康状態を把握し、健康の保持や増進に努めます。

## 政策4 子どもの健全な成長のための 学校給食の充実



### 現況と課題

- 子どもたちの健やかな体を育成するために、学校給食の果たす役割は重要となっています。食生活が豊かになる一方で、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れなどが問題となっており、学校教育における食育の推進が求められています。
- 古河市の学校給食は、古河地区小学校7校での自校給食と、平成26年度に新設した学校給食センターを通じた古河地区中学校、総和地区及び三和地区小中学校への給食により、すべての小中学校に給食を提供しています。
- 今後は、安全・安心な給食の提供に加え、児童生徒が食に関する知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食センターを拠点として、家庭や地域と連携しながら、食育や地産地消を推進することが求められます。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
学校給食残滓の割合	自校 15.7% センター 21.5%	自校 8.0% センター 11.0%
全国学力・学習状況調査（質問紙の状況）における朝食を毎日食べている児童生徒の割合【市立小学校・市立中学校】	小 95.7% 中 92.2%	小中学校 100.0%

### 施策・主な取組

#### (1) 学校給食施設の活用と衛生管理・効率的運営

##### 1 学校給食センターの活用

県内最大級の供給能力を持ち、アレルギー対応のできる、新たに整備した学校給食センターを十分に活用します。

##### 2 自校給食室の運営管理

古河地区小学校の自校給食室の施設・設備の適切な維持管理に努め、自校給食事業の円滑な運営を図ります。また、将来的な自校給食室の運営方式について検討します。

##### 3 給食施設の衛生管理の徹底

保健所などとの連携や、栄養士・調理員等を対象とした研修会の参加・実施などにより、各給食施設の衛生管理の徹底を図ります。

##### 4 効率的な給食施設の運営

給食費未納対策の実施や給食業務の運営手法の検討などにより、各給食施設の効率的な運営を図ります。

##### 5 食育拠点の充実

学校給食センターを食育の拠点とし、児童、生徒、保護者に食育を学ぶ場を提供することで、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の育成を図ります。

#### (2) 食育や地産地消による学校給食の推進

##### 1 食育の推進・栄養指導

学校における給食メニューの再検討や栄養教諭等による食に関する栄養指導を充実させ、望ましい食習慣の育成を図ります。

##### 2 家庭や地域との連携

家庭や地域との連携を図り、子どもたちが正しい食習慣や食生活を身につけられるよう支援します。

##### 3 地産地消の推進

JA等生産者団体との連携を深め、米飯給食の推進をはじめ、安全な学校給食食材の確保や加工品等への地元産品の活用を図るなど、地産地消を進め、児童生徒の地元農業への理解を深めます。

## 政策5 未来を担う青少年の健全育成

## 現況と課題

- 家庭や地域の教育力の低下、スマートフォン・携帯電話・インターネットの普及による情報化の進展など、青少年を取り巻く環境が急激に変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、各種体験の不足などが問題となっているほか、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性や犯罪に加担する可能性も大きくなっています。
- 古河市では、親学習プログラムの実施、子ども会をはじめとする青少年団体の活動支援、多様な自然・社会体験の提供などとともに、青少年を対象とした相談活動などを行ってきました。
- 今後も、青少年団体の育成・支援、地域活動等への青少年の参加を促進するとともに、家庭や地域ぐるみで青少年の健やかな育ちを支えるための体制を充実する必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
全国学力・学習状況調査（質問紙の状況）における家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話す児童生徒の割合【市立小学校・市立中学校】	小 80.5% 中 72.5%	小 84.0% 中 80.0%
全国学力・学習状況調査（質問紙の状況）における今住んでいる地域の行事に参加する児童生徒の割合【市立小学校・市立中学校】	小 63.6% 中 42.6%	小 67.0% 中 51.0%
家庭教育学級の加入率	74.5%	76.0%
青少年の健全育成に協力する店	171件	180件
子どもを守る110番の家の登録件数	2,981件	3,000件

## 施策・主な取組

## (1) 家庭・地域の教育力の育成

## 1 家庭教育の推進

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭の役割の重要性を啓発するために必要な情報の提供に努め、家庭教育の充実を図ります。

## 2 地域教育力によるコミュニケーション能力の向上

子ども会活動等を支援し、関係団体への啓発を行うとともに、地域教育力の活性化や子どもたちのコミュニケーション能力の向上に努めます。

## (2) 地域や社会への青少年の参加の促進

## 1 多様な体験や創作活動の提供

地域を越えた交流や異世代との交流活動を促進し、自然体験や社会体験など多様な体験や創作活動の場や機会の充実を図ります。

## 2 郷土愛の醸成

成人式の開催、青少年のまちづくりへの参画や郷土愛を育む教育等を推進することにより、郷土の担い手としての意識の高揚を図ります。

## 3 科学の楽しさを体験できる場の提供

学校、地域団体、企業と行政が連携し、青少年をはじめ広く市民が科学の楽しさを体験できる青少年のための科学の祭典古河大会を開催します。

## 4 青少年育成団体の育成・支援

青少年のための古河市民会議などの青少年育成団体の活動を支援するとともに、必要に応じて自立を促します。

## (3) 青少年の健全育成のための活動の促進

## 1 非行等の未然防止の推進

青少年相談員を中心に、定期街頭補導や地域の祭りなどでの特別街頭補導を実施し、青少年の健全育成と非行防止に取り組めます。

## 2 健全な環境づくりの推進

「青少年の健全育成に協力する店」や「子どもを守る110番の家」の登録を推進するとともに、メディアリテラシー教育の推進、各種イベント会場での普及啓発活動を実施し、健全な環境づくりと青少年の安全確保を図ります。

## 3 子ども・若者の育成支援

青少年のための古河市民会議をはじめ、青少年の健全育成に関わる団体などと連携しながら、子ども・若者が健やかに育ち、社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。

人が育ち文化の息づく古河をつくる

## 政策6 市民が親しめる生涯スポーツの推進



## 現況と課題

- 健康志向の高まりを背景として、市民のスポーツに対するニーズが高まり、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツのできる環境づくりが求められています。日常的にスポーツに親しむことは、健康の保持・増進や体力向上だけでなく、生きがいのある生活にもつながります。
- 古河市では、生涯スポーツを支える各種スポーツ団体の育成・支援を行うために、老朽化したスポーツ施設の安全性や利便性の確保、効率的かつ安定的な施設運営が課題となっています。
- スポーツには、競技レベルに応じて自ら楽しむスポーツと、観戦して楽しむスポーツがあります。今後は、平成31年度の茨城国体の開催に向けて受け入れ体制を整えるとともに、市民のスポーツに関する意識の向上を図ることも必要です。
- これまで古河市からは、プロ野球やサッカープロリーグをはじめ多くのトップアスリートが生まれています。今後も、スポーツ少年団及びスポーツクラブの活動を支援するとともに、学校体育との連携を強化し、トップアスリートの発掘と育成に取り組む必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
市民一人あたりのスポーツ施設の利用回数	8回	10回
綱引大会競技登録団体数	0団体	30団体

## 施策・主な取組

## (1) スポーツ施設の充実と有効活用

## 1 スポーツ施設の充実

スポーツ施設的环境整備を計画的に行い、あらゆる世代に対してスポーツの場を提供するよう努めます。

## 2 施設の有効利用の推進

市民のスポーツに対するニーズに応えるため、既存施設を有効活用するとともに、学校体育施設を開放して、スポーツの推進を図ります。

## (2) 生涯スポーツの振興

## 1 組織の充実

体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ推進委員会との連携を強化するとともに、各種スポーツ団体を支援し、組織の強化と人材の育成を図り、「いつでも・だれでも・どこでも」スポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

## 2 行事の充実

参加者拡大のための啓発に努めるとともに、市民のニーズに即した種目の見直しを進めます。

## (3) 国民体育大会への対応の推進

## 1 国体受け入れ体制の整備促進

国体の開催に向け、市民の意識向上と各種団体との連携を促進するとともに、大会後の利活用も見据えた施設整備を行い、受け入れ体制を整えます。

## 2 国体を契機にしたスポーツの普及・振興

茨城国体開催を契機として、市民のスポーツに関する意識の向上に努め、市民協働による国体開催を推進します。また、国体開催後もスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

## (4) 競技力向上とトップアスリートの育成

## 1 競技力の向上

茨城国体において、市内で開催される綱引競技への出場を目指し、綱引競技団体の支援と育成に努めます。

## 2 トップアスリートの育成

茨城国体及び東京オリンピックを契機として、トップアスリートの発掘と育成に努めます。

人が育ち文化の息づく古河をつくる

## 政策7 豊かな市民文化の創造のための 歴史文化と芸術の振興



### 現況と課題

- 郷土の歴史文化を学び、後世に永く伝えるため、大切にしていくことは、地域に対する愛着を持つことにつながり、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進める上で欠かせないものです。
- 長い歴史と伝統に培われた古河市は、多くの歴史的資源や文化人を有しています。国指定重要文化財としては旧飛田家住宅と鷹見泉石関係資料の2件、県指定文化財16件、市指定文化財130件を有しており、歴史博物館を中心に文化財の紹介、歴史・民俗・芸術等の貴重な文化財の収集や保存を進めてきました。また、貴重な文化遺産が、開発や老朽化により消失する可能性があるため、これらの保全や活用も課題となっているほか、地域の貴重な民俗芸能の後継者不足が懸念されています。
- また、平成23年度に、3地区の文化協会を統合した古河市文化協会が発足し、各地区で芸術文化の発表の機会を設けていますが、後継者の育成・確保などが課題となっています。
- 今後も、文化財や史跡、郷土芸能などの保全や継承を図るとともに、市民による芸術文化活動の活発化に向け支援していく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
文化施設各館年間入館者数	95,986人	112,000人
文化財保存団体数	18団体	20団体
文化協会会員数	3,177人	3,300人
市民文化祭等催事来場者数	21,124人	23,000人

### 施策・主な取組

#### (1) 文化財や伝統文化の継承・情報発信

##### 1 文化財指定の推進

市内に残る貴重な文化遺産の保存に向けて、文化財指定に努めます。

##### 2 歴史・民俗資料の調査・収集と保存・整理

公開承認施設\*である歴史博物館において、地域に関連する貴重な歴史・文化資料の調査や収集、保存を進め、整理にあたってはデータベースの構築を図ります。

##### 3 文化の保存・継承

市民が地域の伝統文化に関心を持ち、学び、理解するための機会をつくるとともに、民俗芸能を保存する団体と若年層の交流を図り、加入促進に努めます。

##### 4 歴史や文化に関する情報提供の推進

歴史博物館、篆刻・街角美術館、文学館などの施設を活用した各種イベントや講座の開催について、ホームページや研究機関誌等を活用し、積極的な情報提供を行います。

##### 5 魅力ある施設運営の推進

歴史博物館、美術館、文学館、資料館施設での企画展の充実を図り、魅力ある施設運営をすることで、入館者の増加に努めます。

#### (2) 市民文化活動及び芸術文化活動の促進

##### 1 芸術文化活動への支援

各種文化団体の自主活動及び市民文化祭などの活動発表への支援を行います。また、文化施設収蔵資料を活用した作品を全国から公募するなど、市民の芸術文化活動を促進します。

##### 2 地域文化を創造する人材の育成・確保

市民文化リーダーの育成とともに、芸術文化活動団体への若年層の加入促進に努めます。また、関係団体間のネットワークづくりを推進します。

# 4

## 【産業労働】 まち 活力と賑わいのある古河をつくる

政策	施策	主な取組
1 消費者ニーズに対応した商業の 振興と市街地の整備	(1) 地域商業の振興と経営基盤の充実支援	①商工団体の育成と支援 ②中小企業への経済的支援
	(2) まちなかの賑わいづくりと市街地整備の推進	①市街地活性化の推進 ②まちなか賑わいづくりの推進
	(3) 商業活性化への支援	①商業の活性化事業への支援 ②空き店舗等対策の推進
2 地域の特性を活かした工業の振 興と企業誘致	(1) 既存工業の経営基盤の充実支援	①古河市工業会等への支援 ②中小企業への経済的支援
	(2) 企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進	①古河名崎工業団地の整備促進 ②企業誘致の促進 ③企業誘致にともなう定住促進
	(3) 経営革新の支援	①異業種交流と産官学連携の支援
3 安定的に食料を供給する 農業の振興	(1) 農業の経営強化と担い手の育成	①農業関係機関の連携強化 ②地域農業担い手の育成・支援 ③農業者や団体の育成と農業生産力の強化 ④農地の有効利用や農業経営の効率化
	(2) 生産基盤と農村集落環境の整備	①優良農地の確保・保全 ②農用地の総合整備 ③環境にやさしい営農活動の推進 ④農地の保全・耕作放棄地（遊休農地）の解消
	(3) 農業・農産物による古河のブランドづくり と体験・交流の促進	①6次産業化の推進 ②地産地消の推進 ③農産物のブランド力向上の推進 ④産地の知名度向上の推進 ⑤都市と農村の交流 ⑥安全・安心な農畜産物の安定的な供給
4 地域ブランドの創造による観光 の振興	(1) 市内回遊の魅力づくり	①新たな観光資源の活用 ②蔵を活用した魅力づくり ③おもてなしの充実
	(2) 魅力ある観光コンテンツの充実と プロモーションの展開	①観光イベントの充実 ②積極的な観光情報の発信 ③フィルムコミッションの推進
	(3) 古河の魅力を高めるブランド価値の創造	①古河の物産の振興
	(4) 商・工・農の連携	①道の駅「まくらがの里こが」の活用
5 雇用の確保と労働環境の充実	(1) 雇用機会の拡大と就業支援	①市内での雇用機会の拡大 ②ニーズに応じた雇用環境の推進
	(2) 安心・充実して働ける環境づくり	①中小企業勤労者の経済的支援 ②労働災害の防止 ③勤労福祉の推進 ④勤労者の相談等の支援 ⑤子育てしやすい職場環境の推進
6 安心できる消費生活の確保	(1) 安心な消費生活を送るための環境づくり	①消費生活相談の充実 ②消費者被害の未然防止 ③消費者団体の育成と支援
7 意欲を活かす創業の促進	(1) 創業環境の充実	①創業支援体制の強化 ②育成環境の充実
	(2) 創業者への支援の強化	①創業時の優遇措置の適用化 ②地域独自の創業支援の充実



4

産業労働

活力と賑わいのある古河をつくる

## 政策1 消費者ニーズに対応した商業の振興と市街地の整備

### 現況と課題

- 少子高齢化の進行や消費者の購買ニーズの変化、市街地郊外への大規模店舗の立地などにより、既存商店街での空き店舗の増加、空地など低未利用地の増加が全国的に見られ、中心市街地の活力低下、空洞化が懸念されています。
- 古河市では、古河地区の市街地を中心に商店街が形成されていますが、消費者ニーズの多様化と、市民・事業主の高齢化が進むなか、東京都や埼玉県などへの買い物客の流出が見られ、商店街での空き店舗や非店舗などが増加しています。
- インターネットを介した注文と配達への浸透など、消費者の購買動向をめぐる環境変化は大きく変化し、これらは、市民の買い物の便利さを飛躍的に高めています。しかしながら、その反面、対面型の店舗ならではの人と人のつながりや、地域住民の居場所、さらには古河市を訪れた観光客の居場所などが失われる懸念があり、高齢化が進むなか、コミュニティ維持の観点からも、商店街の振興が求められます。
- また、駅前などの市街地は、その都市の顔として、都市の活力の象徴としての機能を有していることから、市街地における賑わいの創出が求められます。市では、中央町広場や駅西口広場を整備したほか、まちなか活性化推進支援事業を通じて賑わいづくりを支援してきましたが、これからも引き続き、市街地整備に向けた計画の検討などを通じ、市街地の活性化に向けた取組を推進していく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
商品販売額（卸売業+小売業）及び全国自治体における順位	271,356百万円 210位	279,496百万円 190位
事業所数（卸売業+小売業）	1,486件	1,526件
売り場面積（小売業）	187,914㎡	195,851㎡
空き店舗活用の新規取組数	4件	16件

### 施策・主な取組

#### (1) 地域商業の振興と経営基盤の充実支援

##### 1 商工団体の育成と支援

商工団体の各種独自事業を支援することにより、会員の積極的な参加を喚起し、総合的な地域商業の振興を図ります。

##### 2 中小企業への経済的支援

中小企業事業資金利用者に対し、利子及び保証料を補給することで、負担の軽減を図ります。

#### (2) まちなかの賑わいづくりと市街地整備の推進

##### 1 市街地活性化の推進

中心市街地となるエリアの選定に向け、都市計画マスタープランとの整合を図りながら、中心市街地活性化基本計画の策定を検討します。

##### 2 まちなか賑わいづくりの推進

古河の玄関口「顔」として古河駅周辺の魅力づくりを推進するとともに、民間の活力を十分に活かすことで、市内外から商店街に人が集まる環境づくりを進めます。

#### (3) 商業活性化への支援

##### 1 商業の活性化事業への支援

商工団体が実施する事業を支援し、商業の活性化を推進します。

##### 2 空き店舗等対策の推進

関係団体などとの連携により、空き店舗の有効活用に向けた取組を支援します。

## 政策2 地域の特性を活かした工業の振興と企業誘致

### 現況と課題

- 国際化などを背景として企業の海外進出が進み、国内製造業などの空洞化が長年にわたり懸念されてきましたが、国内・国外の状況が刻々と変化するなか、既存工業の振興や新たな企業の誘致に向けた努力が、全国各地で行われています。
- 古河市は、東京都心から50～60km圏に位置し、国道4号や新4号国道などにより交通アクセスが良いという優位性を活かし、これまで、丘里工業団地・北利根工業団地・坂間企業団地などへの企業誘致を進めてきました。現在は、平成27年3月の圏央道境古河ICの供用開始や、古河名崎工業団地への自動車産業の進出などを追い風に、さらなる産業振興を図ろうとしています。
- 工業をはじめとする産業の振興は、地域経済を活性化するだけでなく、人口減少の克服に向け国が示した「総合戦略」に「地方における安定した雇用を創出する」とあるように、若者などの移住・定住を促して人口減少を抑制し、都市の活力を保つ上でも不可欠です。
- このため今後も、自動車産業の進出という古河市の未来に大きなインパクトを与える機会を最大限に活用すべく、早期稼働への環境整備、関連企業の誘致活動を行うとともに、地元雇用の創出や、従業員とその家族の移住・定住に向けた環境づくりなどに力を注いでいく必要があります。
- また、既存工業の振興に向けた支援を引き続き行うとともに、交通アクセスなど古河市の優位性を活かしたさらなる誘致活動にも、継続的に力を入れていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
製造品出荷額等及び全国自治体における順位	583,242百万円 115位	1,070,000百万円 50位
事業所数（製造業）	762件	782件
企業誘致等にもなう若者・子育て世帯定住促進奨励事業 該当者数	126世帯	1,000世帯

### 施策・主な取組

#### (1) 既存工業の経営基盤の充実支援

##### 1 古河市工業会等への支援

古河市工業会、古河商工会議所及び古河市商工会を支援し、既存工業団地等の現状を把握しながら、総合的な地域工業の振興を図ります。

##### 2 中小企業への経済的支援

中小企業事業資金利用者に対し、利子及び保証料を補給することで、負担の軽減を図ります。

#### (2) 企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進

##### 1 古河名崎工業団地の整備促進

新たな工業団地である古河名崎工業団地の整備促進及び進出企業の移転を支援することにより、県内初の産業である自動車製造業の振興を図ります。

##### 2 企業誘致の促進

圏央道や新4号国道、筑西幹線道路等の都市基盤を活かすような産業系土地利用の充実を図るとともに、立地支援策を講ずることにより企業誘致を促進します。

##### 3 企業誘致にもなう定住促進

市内雇用の拡大を図るとともに、立地企業の従業員を中心に定住を促進します。

#### (3) 経営革新の支援

##### 1 異業種交流と産官学連携の支援

県西地区の産業支援機関で組織する古河地区工業連絡会等を通して、異業種企業との交流を活かしながら、産官学連携のものづくりや経営革新の取組を支援します。

### 政策3 安定的に食料を供給する農業の振興



#### 現況と課題

- 食に関する国民の志向変化、価格が安い外国産農産物の流入などにより、わが国の農業をめぐる環境は厳しいものとなっていますが、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）が平成27年10月に大筋合意に達した結果、わが国の農業はさらなる競争力強化を求められることとなりました。
- 古河市の農業は、利根川・渡良瀬川が生み出した肥沃な土地と、東京都心から50～60km圏に位置し交通利便性が高いという特性を活かし、これまで都市近郊型農業として発展し、稲作や野菜づくりが盛んに行われてきました。しかしながら、全国的な傾向と同様に、農産物の価格低迷や従事者の高齢化、後継者不足などによる耕作放棄地の増加などが進行し、古河市の農業も厳しい環境にあります。
- 近年では、経営規模拡大による法人化もみられ、認定農業者の支援とあわせて担い手の育成を進めていますが、今後とも、地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農希望者の育成・支援を進めるとともに、経営の安定化を図っていく必要があります。
- また、農地には、生産の基盤としての機能を基本として、自然環境の保全機能、防災機能など様々な多面的役割があることから、今後も優良農地を計画的に保全するとともに、耕作放棄地の現状を把握し、その発生防止及び解消に向けた取組の継続が必要となっています。
- さらに、農産物に対する消費者の安全・安心志向や高品質志向が高まっていることから、生産者の顔の見える農産物直売・加工販売や「地産地消」を推進するとともに、県銘柄産地指定を受けた地場産野菜を使用した加工品の開発支援などを通じ、地域ブランドを育成していくことが今後の課題となっています。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
農産物販売額及び全国自治体における順位	1,244,675 万円 123 位	1,282,000 万円 119 位
経営耕地面積	362,466a	363,346a
荒廃農地率	4.11%	3.95%
認定農業者数	255 経営体	280 経営体

#### 施策・主な取組

##### (1) 農業の経営強化と担い手の育成

###### 1 農業関係機関の連携強化

産地間競争の激化などが見込まれるなか、生産者や新規就農希望者が将来にわたって明るい展望が持てるように、関係機関の連携強化を図ります。

###### 3 農業者や団体の育成と農業生産力の強化

生産者団体の組織の強化と、若者にとって魅力的な職業となるよう、情報提供や支援を行い「儲かる農業」づくりを進めます。

###### 2 地域農業担い手の育成・支援

地域農業の担い手となる認定農業者の育成・確保と、将来の農業を支える新規就農者や後継者となる若者や女性などの育成・支援を図ります。

###### 4 農地の有効利用や農業経営の効率化

転作物\*の導入・定着を促進するとともに、農業経営の規模縮小・経営転換を考えている農家や農地管理が困難な農家などの農地を担い手農家に集積し、農用地の利用の効率化や高度化を促進します。

##### (2) 生産基盤と農村集落環境の整備

###### 1 優良農地の確保・保全

農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の保全と生産基盤や環境の整備に関する方針を決定し、計画的な農業の振興を図ります。

###### 3 環境にやさしい営農活動の推進

農業用廃プラスチックの適正処理及び農薬等の適正使用、エコファーマー認定の推進、特別栽培農産物などの制度の普及に努め、環境保全に配慮した取組を推進します。

###### 2 農用地の総合整備

圃場\*の大区画化及び汎用化など必要な整備を行うとともに、区画整理や用排水路、農道等、必要な基盤整備を行い、農業生産の安定化と効率化など経営安定のための一体的な環境整備に取り組みます。

###### 4 農地の保全・耕作放棄地(遊休農地)の解消

耕作放棄地の現状を把握し、農業関係団体等とのネットワーク化を進めるとともに、所有者の意向を踏まえた耕作放棄地の発生防止及び解消に努め、農地の保全を図ります。

##### (3) 農業・農産物による古河のブランドづくりと体験・交流の促進

###### 1 6次産業化の推進

農産物の加工販売を目的として、茨城県農産加工指導センター等と連携し、加工事業者に対する6次産業化\*への育成・支援を図ります。

###### 2 地産地消の推進

農業者団体等と連携し、学校や福祉施設での地元農産物の利用を図るとともに、直売所やイベント等で販売を行い、地産地消を推進します。

###### 3 農産物のブランド力向上の推進

価格の安い外国産農産物に対抗するため、安心・安全な地場農産物のブランド化を推進し差別化を図ります。

###### 4 産地の知名度向上の推進

県銘柄産地の指定を受けている「バラ」「にんじん」「ニガウリ」「サニーレタス」を市場や消費者等へ積極的にPRし、知名度向上やイメージアップを推進します。

###### 5 都市と農村の交流

東京近郊の立地を活かして、日帰り型のグリーンツーリズム\*を基本とし、都市住民や団塊世代の受け皿として農業体験、観光果樹園及び市民農園を通じた交流の場の充実を図ります。

###### 6 安全・安心な農畜産物の安定的な供給

放射性物質の検査及びホームページでの検査結果の公表や生産履歴、記帳の徹底、農業生産工程管理(GAP)等の取組を推進し、安全・安心で高品質な古河市産農畜産物を消費者に提供します。

政策4 地域ブランドの創造による観光の振興

現況と課題

- 四季折々の自然の美しさ、歴史と伝統などに彩られた文化、海外からも評価が高い食など、わが国には多彩な観光資源があります。国は、極めて重要な成長分野として観光を位置づけ、観光立国を掲げて観光客の誘致などに力を入れています。
- 古河市は、利根川・渡良瀬川の水辺、平地林・屋敷林に代表される関東平野の原風景としての風情があり、万葉の時代から古河公方・古河藩などの時代を通じて培われてきた歴史・文化的資産があり、さらには桃まつりや花火大会、伝統の提灯竿もみまつりなど、多くの観光資源を有しています。
- 市では、市内の名所などへ観光客を誘導する観光サインの整備、観光自転車の整備などにより、市内回遊を促すための環境整備に努めたほか、まつりなど観光イベントの開催支援、観光ボランティアガイドの育成支援、古河フィルムコミッション\*などを通じ、古河市観光のPRに努めています。
- 今後、地域間競争と、連携による地域間「協創」が活発になると予想されるなか、観光においても、古河市ならではの「差別化」と、周辺自治体との協調による広域的な魅力の創出が求められます。このため、古河市が有する自然や歴史・文化的資産、古河市独自の農の魅力など、観光資源を改めて掘り起こしてこれを最大限に活かしつつ、新たな産業づくりを進めて地域ブランドを創造するとともに、効果的に情報発信していくことが求められます。
- また、利根川・渡良瀬川、渡良瀬遊水地などの水辺をキーワードとした連携など、周辺自治体との協働のもとに、4県が近接するこの地域ならではの観光振興を図っていくことも重要です。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
観光客動態調査における入込客数	1,449,500人	1,500,000人
新しい観光資源による観光ルート数	0件	5件
フィルムコミッションによる撮影数	24件	35件
ふるさと納税による古河製品の発送数	10,000件	25,000件

施策・主な取組

(1) 市内回遊の魅力づくり

1 新たな観光資源の活用

従来の観光ルートに加え、工場見学や農業体験などの新しい観光資源を発掘し、広域的な回遊ルートを確認するとともに、幅広くPR活動に取り組みます。

2 蔵を活用した魅力づくり

お休み処「坂長」や酒井蔵・富岡蔵などを活用し、市民交流の場や観光施設として活用し、魅力ある空間づくりを行います。

3 おもてなしの充実

観光ボランティアガイドの充実をはじめ、市民が一体となって来訪者をもてなす土壌をつくります。

(2) 魅力ある観光コンテンツの充実とプロモーションの展開

1 観光イベントの充実

桃まつりや花火大会等のイベントを充実し、市外からの誘客を図ります。

2 積極的な観光情報の発信

メディア等に対して積極的に情報発信を行うとともに、SNSやインターネットを活用し、イベント情報などを随時提供していきます。

3 フィルムコミッションの推進

東京からの近接性を活かし、ロケの誘致やメディアを通して広く古河をPRするとともに、スクリーンツーリズム\*の促進に努めます。

(3) 古河の魅力を高めるブランド価値の創造

1 古河の物産の振興

ふるさと納税制度等を活用し、古河ブランド認証品及び古河の物産について広くPRするとともに、販売の促進を図ります。

(4) 商・工・農の連携

1 道の駅「まくらがの里こが」の活用

商工農の多様な魅力を広報する情報発信機能や、直売所や物産施設における新たな流通・販売経路を担う道の駅を活用し、地場農産物や市の特産品などの販売拡充を図ります。

まち  
活力と賑わいのある古河をつくる

## 政策5 雇用の確保と労働環境の充実

### 現況と課題

- わが国は就職氷河期と呼ばれた状況からは脱しつつあり、平成27年9月の有効求人倍率（季節調整値）は1.24となっていますが、東京都と他の都道府県とでは求人状況が異なることや、非正規社員などとしての不安定な雇用が増加していることもあり、いまだ労働者をめぐる環境は厳しいものと言えます。
- 古河市では、国・県や工業会など関係団体との連携のもとに、市内における雇用の創出や就業のあつ旋などに努めているほか、中小企業勤労者の福祉の向上を図るため、社団法人日本労働者信用基金協会の制度を活用して、勤労者の生活安定支援に努めています。
- 自動車産業の市内進出などを契機として、若者の市外への流出を抑制し、可能な限り人口を維持していくためにも、魅力的な雇用と働きやすい労働環境の創出が求められます。このため今後も、企業・関係機関・団体との連携のもとに市内における雇用機会の拡大を図っていくとともに、子育て期にある女性なども含め、勤労者が安心して働くことができる環境づくりに向け、企業に働きかけていくことが重要になっています。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
有効求人倍率	1.09	1.10
市内事業所従業者数	56,537人	60,000人
企業誘致による延べ市内新規雇用者数	176人	300人

### 施策・主な取組

#### (1) 雇用機会の拡大と就業支援

##### 1 市内での雇用機会の拡大

求人情報交換会等を開催するとともに、ハローワークや企業と連携した雇用機会の拡大を図り、若者の地元就職・地元定住を促進します。

##### 2 ニーズに応じた雇用環境の推進

出産・子育て期におけるニーズに応じた、育児休暇制度の充実、時間短縮勤務や再就職のしやすい雇用環境の推進を図ります。

#### (2) 安心・充実して働ける環境づくり

##### 1 中小企業勤労者の経済的支援

中央労働金庫から融資を受けた中小企業勤労者の負担する保証料の一部を市が補給することで、融資利用者の負担軽減を図ります。

##### 2 労働災害の防止

関係機関と協力して労働者の安全、健康の確保に関する啓発を図ります。

##### 3 勤労福祉の推進

青少年福祉施設のあり方及び役割、維持管理について検討し、勤労福祉の推進に努めます。

##### 4 勤労者の相談等の支援

勤労青少年の仕事に関する悩みなどの相談をはじめ、支援体制を充実します。

##### 5 子育てしやすい職場環境の推進

子育て期の勤労者が安心して働くことができる職場環境づくりとあわせて、企業への女性の活躍や子育て支援の拡充を推進します。

政策6 安心できる消費生活の確保



現況と課題

- 激しさを増す企業間競争や、インターネットなどを通じた非対面型の買い物形態の定着などを背景として、産地など重要な情報の偽装、架空請求、個人情報流出、悪質な販売業者によるトラブルなど、消費者を取り巻く状況は深刻さを増しています。
- 古河市では、消費生活センターを中心として、相談員のスキルアップを図りつつ、市民の消費生活に関する苦情相談や、被害者の救済に取り組んでいます。また、消費相談員による「くらしの講座」や消費者キャンペーンなどを通じ、複雑・多様化する消費者被害の未然防止に努めています。
- 消費者相談の内容も多様化・複雑化・専門化しており、また、高齢者からの相談も増加傾向にあるなど、消費者行政の役割は重要性を増しています。このため今後も、啓発活動の充実や消費者団体の活性化促進などを通じ、自立した消費者を育成するとともに、相談員の研修などにより消費生活センターの機能の充実を図り、消費者が安全で豊かな消費生活を送ることができる環境づくりに努めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
消費生活相談における苦情相談解決率	97.61%	99.90%
消費生活センター啓発活動実施回数	28件	35件

施策・主な取組

(1) 安心な消費生活を送るための環境づくり

1 消費生活相談の充実

消費生活条例を制定し、国民生活センター等の研修や講座での基礎知識習得により、消費生活相談員の資質向上を図って、消費生活相談を適切かつ迅速に解決していきます。

2 消費者被害の未然防止

市内各学校や様々な施設で専門相談員による出前講座を開催し、年齢層に合った消費者教育を推進します。また、基礎的な知識や情報を提供し、消費者意識の高揚を図り、消費者が安全安心な消費生活を実践できるようにしていきます。

3 消費者団体の育成と支援

地域の見守り体制となる消費者団体の育成と支援を図ります。また、消費者団体と連携し各種イベント等での啓発活動を行います。

活力と賑わいのある古河をつくる

政策7 意欲を活かす創業の促進



現況と課題

- 世界的な大企業も、最初は小さな企業でした。未来のわが国が経済成長を維持するためにも、また、若者や女性などの就業の場を確保していくためにも、新たな企業の起業・創業が求められています。
- 古河市ではこれまで、古河市工業会、古河商工会議所及び古河商工会などが起業・創業の支援にあたってきましたが、市内工業団地への自動車産業の進出などを大きなチャンスと捉え、その相乗効果により市内の産業を活性化し、さらなる地域経済の活性化と雇用機会の創出につなげていくためにも、若者や女性をはじめとした意欲ある人々の創意工夫による起業・創業を力強く支援していくことが重要となっています。
- このため今後は、国・県などの関係機関や、商工会議所、商工会や工業会などの産業団体、金融機関、大学などとの幅広い連携を図って創業支援体制の強化に努めるとともに、創業時の優遇措置や古河市独自の創業支援策の充実などにより、創業者への支援の強化に努めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
創業比率	1.35%	1.43%
創業支援ネットワークを活用した創業者数	3人	16人

施策・主な取組

(1) 創業環境の充実

**1 創業支援体制の強化**  
 行政と商工団体のほか、金融機関や経営者団体等と連携した「古河創業支援ネットワーク」を活用し、創業希望者や創業後間もない事業者への支援体制を強化します。

**2 育成環境の充実**  
 創業者が成長企業になるよう、創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を策定し、ワンストップ相談窓口やセミナーの開催などの地域における育成環境づくりを進めます。

(2) 創業者への支援の強化

**1 創業時の優遇措置の適用化**  
 産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、創業時の登録税の減免など優遇措置が受けられる環境を整えます。

**2 地域独自の創業支援の充実**  
 行政だけでなく、地域の創業支援関係団体と連携し、独自性のある支援について検討します。

5

まち

【生活環境】安全で快適な古河をつくる

政策	施策	主な取組
1 安定した水供給のための上水道の整備	(1) 安全で安定した水供給	①水質の保全 ②水利権の確保
	(2) 計画的な維持管理と経営基盤の効率化	①老朽管の更新 ②業務の効率化とコスト削減 ③浄水場の安全・強靱・持続
2 快適な暮らしを支える下水の整備	(1) 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化	①時代に即した汚水処理施設の整備促進 ②汚水管さよの整備 ③雨水処理機能の充実 ④処理場等の長寿命化 ⑤下水道維持管理 ⑥公共下水道の経営管理の向上 ⑦農業集落排水事業の健全経営 ⑧合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理の推進
	(2) 適正なし尿処理の推進	①し尿処理施設の円滑な移行
3 安全で安心な生活を支える住宅など施設の充実	(1) 建築物の安全性の確保	①住宅の耐震改修の促進 ②住まいの長寿命化の促進 ③安心して暮らせる住宅の確保
	(2) 住宅政策の推進	①総合的な住宅政策の展開 ②市営住宅の適切な管理
	(3) 斎場の適正な整備と維持管理	①斎場の管理と運営 ②斎場の整備・充実
4 多様な自然環境の保全と継承	(1) 自然に学び、親しむ活動の推進	①環境保全啓発活動の推進 ②環境保全学習の推進 ③自然環境とのふれあいとマナーの向上
	(2) 自然環境の保全活動の推進	①渡良瀬遊水地及び周辺エリアの保全と創造 ②里地里山の保全 ③野生生物の生息空間の保全
5 公害の防止	(1) 公害の未然防止のための監視活動	①水質汚濁の防止 ②騒音の防止 ③悪臭の防止
	(2) 特定施設への定期的な指導の実施	①事業所への定期的な指導の実施
6 環境美化の推進	(1) 環境美化とモラル・マナーの向上	①環境美化意識の向上 ②共助による環境美化の推進 ③ごみを捨てられない環境づくりの推進 ④動物の愛護及び適正飼育の推進
	(2) 不法投棄防止対策の推進	①不法投棄の防止 ②不法投棄の処理及び再発防止
7 ごみの適正な処理と資源循環の推進	(1) 資源循環の取組の推進	①ごみの減量化・資源リサイクルの推進 ②生ごみ堆肥化と資源集団回収の促進
	(2) 収集と処理の適正化・効率化	①収集サービスの向上とごみ処理・処分の適正化
	(3) ごみ処理施設の整備と維持管理	①ごみ処理施設の整備と維持管理
8 人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止	(1) 地球温暖化防止対策の推進	①地球温暖化防止意識の啓発 ②「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に基づく温室効果ガスの抑制 ③二酸化炭素の排出を抑制する都市構造の検討
	(2) 新エネルギー等の普及促進	①省エネルギー・新エネルギー・再生可能エネルギー導入の促進
9 災害に強いまちづくりの推進	(1) 地域防災力の強化	①防災減災の促進 ②防災意識の高揚 ③自主防災組織の充実 ④防災体制の強化 ⑤防災対策の推進
	(2) 防災施設と設備の整備・充実	①防災施設の充実 ②災害時資材の整備 ③災害時の防災情報の提供
10 市民の生命や財産を守る消防の強化	(1) 消防施設の整備と維持管理	①消防設備・資機材の整備 ②消防水利の整備
	(2) 火災予防と消防活動の充実	①火災予防の啓発 ②消防団の活性化 ③広域消防体制の充実
11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進	(1) 防犯教育の充実	①防犯意識の高揚
	(2) 犯罪を抑制するまちづくりの推進	①犯罪抑止の充実 ②夜間の犯罪防止
	(3) 防犯活動の推進	①地域の防犯活動の推進
	(4) 空家対策の推進	①空家対策を推進する体制づくり ②特定空家等発生の未然防止 ③空家解消施策の推進 ④特定空家等の適切な措置の実施
12 市民の暮らしを守る交通安全の確保	(1) 交通安全の意識づくり	①交通安全意識の高揚 ②交通安全教育の実施
	(2) 交通安全対策の充実	①交通安全関係団体の育成 ②交通安全施設の整備

## 政策1 安定した水供給のための上水道の整備

## 現況と課題

- 安全で安定的な水道水の供給は生活に不可欠な要素であり、上水道は、市民生活に最も身近な社会基盤といえます。関係法令に基づき、各種水質検査を行って水質の維持に万全を期していますが、これからも、法改正による規制物質の増加などに対応しながら、安全な水を供給していく必要があります。
- 古河市の上水道は、思川からの取水と県西広域水道用水に依存した給水形態をとっており、平常時の給水はもとより、災害時においても安定した水供給の実現を図る必要があります、安定的な水利権の確保などが重要となっています。
- 水道施設の面では、老朽管などの更新を計画的に進めていますが、今後も公営企業としての経営基盤の強化や業務の効率化を図りながら、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 東日本大震災や、平成27年9月の関東・東北豪雨などの教訓を踏まえ社会基盤の強靱化が求められており、関係機関との連携のもとに、浄水場などの重要施設を計画的に更新していく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
石綿セメント管残存率	6.17%	4.56%
上水道の普及率	96%	97%

## 施策・主な取組

## (1) 安全で安定した水供給

## 1 水質の保全

水質検査の精度や信頼性の向上に努め、供給する水の安全性を高めます。

## 2 水利権の確保

思川開発事業の推進によって、水供給の不安定な暫定水利権\*から安定水利権の確保を目指します。

## (2) 計画的な維持管理と経営基盤の効率化

## 1 老朽管の更新

地震などの災害時においても安定した水道水を供給するため、更新計画に基づき、石綿セメント管の更新を進めていきます。

## 2 業務の効率化とコスト縮減

民間委託の導入を進め、業務の効率化とコスト縮減を図るとともに、広域連携の検討を行います。

## 3 浄水場の安全・強靱・持続

将来を見据えた水道事業第2次基本計画を策定し、老朽化した浄水施設の更新や水道施設の運用を見直し、安全・強靱な維持管理を行います。

## 政策2 快適な暮らしを支える下水の整備



## 現況と課題

- 下水道は、健康で快適な市民生活を確保するだけでなく、河川などの公共用水域の水質を保全し、かつ浸水被害を防止するためにも、極めて重要な役割を有する都市施設です。
- 古河市の下水道については、平成25年度に全体計画を見直し、下水道計画区域を古河処理区1,562ha、総和处理区2,743ha、三和处理区1,135ha、下水道計画人口を古河処理区54,700人、総和处理区40,700人、三和处理区23,400人としました。事業認可区域については平成25年度に、中田大山地区、大堤地区等を加え、市内全域で2,433haとなり、平成26年度末現在で整備率80.3%、1,953haの整備が完了しています。今後も、費用対効果を勘案しつつ整備の重点化に努めるとともに、老朽化した管きよや処理施設の更新、長寿命化等を計画的に推進していく必要があります。
- 雨水対策としては、豪雨による浸水被害が発生しているため、被害軽減に向けた雨水処理を検討しており、今後、市民の理解を得ながら、関係課との連携のもと、市街地における浸水対策を進める必要があります。
- 汚水処理施設として、公共下水道の他に農業集落排水及び合併処理浄化槽がありますが、農業集落排水については、農業用排水の水質保全の立場から未整備地区の解消に向け、住民と協同し整備を推進するとともに、老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。また、合併処理浄化槽については、公共用水域の水質保全に向け単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えを強く促していくことが重要となっています。
- 平成28年度をもって老朽化した渡良瀬処理場を廃止し、古河地区のし尿については、さしま環境管理事務組合への処理委託を開始します。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
汚水処理人口普及率	79.0%	86.7% (平成32年度)

## 施策・主な取組

## (1) 生活排水処理施設等の整備と経営基盤の強化

## 1 時代に即した汚水処理施設の整備促進

生活排水ベストプランに基づき、費用対効果をあげるための下水道・農業集落排水・合併浄化槽の整備重点化(整備地域の選定)を行うとともに、計画的な整備を推進します。

## 3 雨水処理機能の充実

都市下水路、調整池等の貯水能力向上により、雨水処理機能の充実や雨水の地下還元を図るため、遊休地における雨水貯留を検討します。

## 5 下水道維持管理

管きよ・公共<sup>ます</sup>樹・汚水処理場等の下水道処理施設の計画的な維持管理を実施します。

## 7 農業集落排水事業の健全経営

老朽化した施設の更新と未整備地区の住民意見を尊重した計画的な整備をするとともに、効率的な事業経営を行い、公共用水域の水質保全に努めます。

## 2 汚水管きよの整備

事業認可区域内の汚水管きよの整備を推進し、下水道の普及を図ります。また、効率化や早期整備を実現するためのクイックプロジェクト<sup>※</sup>等の導入を推進します。

## 4 処理場等の長寿命化

下水道施設の長寿命化を促進するとともに、耐震補強を行い、汚水処理場・中継ポンプ場の処理機能の確保と安全性の向上を図ります。

## 6 公共下水道の経営管理の向上

地方公営企業法の適用に対応し、資産評価等を行い、企業会計導入に向けた準備を進めます。

## 8 合併処理浄化槽の設置促進と適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽の設置費補助を継続するとともに、適正な維持管理を推進します。

## (2) 適正なし尿処理の推進

## 1 し尿処理施設の円滑な移行

老朽化した渡良瀬処理場を廃止し、古河地区のし尿については、さしま環境管理事務組合への処理委託を開始し、今後も適正な処理を推進します。また、渡良瀬処理場跡地のあり方についても検討を進めます。

安全で快適な古河をつくる

### 政策3 安全で安心な生活を支える住宅など施設の充実

#### 現況と課題

- 市民の安全を確保し、地震に強い安全なまちを実現できるよう、昭和56年以前に建築された特に木造戸建て住宅を対象に、耐震診断・耐震改修を促進しています。今後も、必要性・重要性に関する意識啓発に努めながら、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っていくことが重要です。
- 古河市では、高齢化が進むなか、住宅の長寿命化や、高齢者が安心して居住できる住宅の建設などを促しています。今後も引き続き「良い住宅をつくって、長く大切に使う」ことの重要性を周知しながら、誰もが安心して暮らせる住みづくりを進めていく必要があります。
- 圏央道の開通や企業の進出など、古河市を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。これらの機会を最大限に活かし、市内への移住・定住を促すためにも、多様な居住者ニーズに応えるとともに、あらゆる年代の人々が安心して生活を営むことができ、職と住が近接し生活の豊かさを実感できる住まいの環境づくりが重要になっています。
- このため、良質な住宅建設の誘導や、空家を含む既存ストックの活用などを進め、快適な住みづくりを進めるとともに、ファシリティマネジメント基本方針を考慮して、老朽化した市営住宅の計画的な改修、修繕や住み替えを行い、安全で快適な環境づくりを図っていく必要があります。
- 古河市には、さしま環境管理事務組合が設置しているさしま斎場と市が設置している古河市斎場がありますが、ニーズの多様化にともなって、生活基盤を支える施設として、質的、機能的な面で様々な対応が求められており、今後も施設の需要動向などを的確に把握しながら、誰もが利用しやすい斎場施設の充実と適正な管理、運営に努めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
市内住宅の耐震化率	81.7%	95.0% (平成32年度)
一戸建ての新築住宅に占める長期優良住宅の割合	17.76%	20.00% (平成32年度)

#### 施策・主な取組

##### (1) 建築物の安全性の確保

###### 1 住宅の耐震改修の促進

ホームページなどによる啓発活動を行い、木造住宅の無料耐震診断を実施するなど、耐震性の重要性について意識啓発に努め、木造住宅の耐震化を推進します。

###### 2 住まいの長寿命化の促進

長期優良住宅建築等計画の認定を行うとともに、市民や施工者に対して長期優良住宅\*の事例やメリット、税制の優遇措置等について情報提供を行います。

###### 3 安心して暮らせる住宅の確保

民間事業者に働きかけ、サービス付き高齢者向け住宅の普及を推進し、高齢者のニーズに合った住宅を選択できる住環境の整備を促進します。

##### (2) 住宅政策の推進

###### 1 総合的な住宅政策の展開

良質な住環境を誘導するとともに、新たな住宅地開発、空家や既存ストックの活用、環境への配慮を促進し、快適な住みづくりを進めます。

###### 2 市営住宅の適切な管理

市営住宅の計画的な改修や修繕を行うとともに、民間住宅への住み替えを促進し、安全で快適な住環境の形成を図ります。

##### (3) 斎場の適正な整備と維持管理

###### 1 斎場の管理と運営

指定管理者制度を利用しながら適切な管理、運営に努めます。

###### 2 斎場の整備・充実

斎場施設の点検や補修を行い、施設の維持、管理に努めるとともに、近隣住民へ配慮した環境整備を推進します。

## 政策4 多様な自然環境の保全と継承

## 現況と課題

- 古河市は、関東平野のほぼ中央に位置し、利根川・渡良瀬川など自然の恵みと共存・共栄を図りながら、今日の発展を築いてきたまちです。市域は概ね平坦な地形で、向堀川などいくつかの河川が流れ、水田・畑などの農地が広がり、平地林・屋敷林など里地里山の風景が残る、自然豊かな地域です。
- また、古河市もその一部を占める渡良瀬遊水地は、明治時代後期に発生した足尾鉍毒事件が発端となって、旧谷中村の全域が強制買収されて整備され、ヨシを主体とした湿地草地在り、多様な生物相が形成されています。平成24年7月にラムサール条約\*の湿地として登録を受け、湿地の保全と賢明な利活用の促進の目的で設立された「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」や広域連携モデルとしてのエコロジカルネットワーク形成による魅力的な地域づくりを目指す「渡良瀬遊水地エリアエコロジカルネットワーク推進協議会」への参加を通じ、渡良瀬遊水地の豊かな自然の保全と創造に努めていきます。
- 大切な自然のなかでも、利根川・渡良瀬川の2大河川と関東平野の原風景といえる里地里山、渡良瀬遊水地といった自然環境は、後世に受け継いでいきたい大切な古河市の財産です。このため今後も、市民の関心の向上に努めながら、環境保全に向けた啓発活動や環境保全学習などを推進し、自然環境に対する認識を深めていく必要があります。
- また、市民や市民団体、NPO、事業者・行政などによる多様な連携のもとに、渡良瀬遊水地、利根川・渡良瀬川などの水辺、農地、平地林・屋敷林などの保全と維持管理などを通じ、人と自然が共生する古河市らしいまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
自然環境の保全に満足している市民の割合	82.69%	87.00%
ECOフェスタ古河来場者数	8,000人	10,000人

## 施策・主な取組

## (1) 自然に学び、親しむ活動の推進

## 1 環境保全啓発活動の推進

ECO フェスタ古河や古河市環境白書などを通して環境保全活動に関する情報の提供、環境学習の支援と促進、意識の啓発を図ります。

## 2 環境保全学習の推進

次世代を担う子どもたちが多様な環境問題を学習するエコスクール活動を各小中学校において推進します。

## 3 自然環境とのふれあいとマナーの向上

水や緑に触れ肌で感じ体験することで、自然環境への興味や関心を高めていきます。

## (2) 自然環境の保全活動の推進

## 1 渡良瀬遊水地及び周辺エリアの保全と創造

関係機関と連携し、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地及びその周辺エリアにおける豊かな自然環境の保全・再生や創造、賑わいのある地域振興の方策に取り組みます。

## 2 里地里山の保全

関係団体と連携し、里地里山の保全に対する市民の関心を高めるとともに、平地林や屋敷林の維持管理を図ります。

## 3 野生生物の生息空間の保全

外来種の移入・拡大の防止を図ります。また、鳥獣保護区の適切な指定に向けて関係機関に働きかけていきます。

## 政策5 公害の防止



## 現況と課題

- 公害には、大気汚染や水質汚濁といった「都市・生活型公害」と、工場・事業所による水質汚濁・騒音といった「産業型公害」があります。近年は、騒音・悪臭などの生活関連型の公害が大きな比重を占めており、いわゆる「都市・生活型公害」が全国的な問題となっています。
- 古河市では、県からの権限移譲により、平成24年度から道路交通騒音常時監視測定を、また平成25年度からは市内主要河川及び用排水路などの水質分析を行っています。
- これまでは、関係機関と連携を図りながら発生防止に努めた結果、大きな公害被害は発生していませんが、今後、市内での住宅開発、企業の立地、住工混在などに起因する騒音・振動・悪臭などの発生も懸念されるため、引き続き、公害の未然防止と発生源対策を進めていく必要があります。
- このほか、畜産業や耕種農家を発生源とする悪臭については、県や関係機関と連携した定期的な立ち入り指導により、安全で快適な環境の確保に努めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
河川水水質測地による環境基準達成率	83.2%	85.0%

## 施策・主な取組

## (1) 公害の未然防止のための監視活動

## 1 水質汚濁の防止

事業所排水・河川水・井戸水の水質調査を行い、適切な水質汚濁防止対策を推進します。

## 2 騒音の防止

市内の主要幹線道路の自動車騒音を監視測定し、適切な騒音防止対策を推進します。

## 3 悪臭の防止

臭気指数規制を活用した適切な悪臭防止対策を推進します。

## (2) 特定施設への定期的な指導の実施

## 1 事業所への定期的な指導の実施

特定施設の設置事業者への立ち入り指導を行い、大気及び水質等の公害防止を図ります。

## 政策6 環境美化の推進



## 現況と課題

- まちを美しく保つことは、日々の暮らしを快適にするだけでなく、犯罪の抑止などの防犯環境づくりや、活動への参画を通じた地域を愛する心の醸成などにもつながります。
- 古河市では、市民総ぐるみ清掃や利根川・渡良瀬遊水地のクリーン作戦を実施し、市民との協働による環境美化を推進しています。また、アダプト・プログラム\*による環境美化活動や、事業者による自主的な環境美化活動も盛んに行われており、地域と連携した活動が広がりを見せているところです。
- しかしながら、たばこ・空き缶・ペットボトルなどのポイ捨てや、人目につきにくい場所への不法投棄が後を絶たず、ペットのフン害なども見られて、地域的美観や生活環境の阻害要因となっている例も発生しています。
- 環境美化は、「まちを美しく保ちたい」という、市民一人ひとりの意識を基本に支えられています。このため今後も、環境美化に向けた啓発活動を継続的に実施するとともに、市民・事業者・行政の連携のもと、環境美化活動をさらに活性化していく必要があります。また、不法投棄に対しては、パトロールや土地所有者等への適正管理の指導などにより未然防止を図るとともに、地域との連携による監視強化などを図っていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
環境美化活動への市民参加人数	2,477人	2,500人
アダプト・プログラム参加団体数	24団体	25団体

## 施策・主な取組

## (1) 環境美化とモラル・マナーの向上

## 1 環境美化意識の向上

モラルやマナーの向上など、まちの美化への意識啓発を進め、ごみの投げ捨てなどの環境悪化の抑止を図ります。

## 3 ごみを捨てられない環境づくりの推進

幹線道路等の美化活動を推進し、ごみを捨てられない環境づくりに努めます。

## 2 共助による環境美化の推進

市民総ぐるみ清掃や渡良瀬クリーン作戦などの清掃活動を通して、共助\*による清潔でうらおいのあるまちづくりを推進します。

## 4 動物の愛護及び適正飼育の推進

動物の愛護及び適正飼育などに関する知識の普及・啓発を行うとともに、畜犬の登録と狂犬病予防注射を推進します。

## (2) 不法投棄防止対策の推進

## 1 不法投棄の防止

ごみを捨てられない環境づくりや市民への啓発を行い、不法投棄を防止する監視体制の強化を図ります。

## 2 不法投棄の処理及び再発防止

不法投棄されたごみを適切に処理し、環境の保全を図ります。また、看板の設置・貸与や土地所有者に対する適正管理の指導・要請により、不法投棄の再発防止に努めます。

## 政策7 ごみの適正な処理と資源循環の推進

## 現況と課題

- 大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済構造のもとで、わが国は暮らしの便利さや物質的な豊かさを手に入れてきましたが、その一方、環境への負担の増大、ごみ処理施設の不足など、深刻なごみ問題が生じました。
- 古河市においては、平成25年度のごみ総排出量は51,886t、市民一人一日あたり973gとなっています。ごみの処理は、古河市にとどまらない大きな課題となっており、今後も、ごみ処理から資源管理へという考え方の転換を基本として、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの推進など、市民・事業者・行政の役割分担のもと、資源循環型社会\*の構築に向けた取組を活性化していくとともに、ごみの有料化についても、さしま環境管理事務組合を共同で運営する近隣市町と検討する必要があります。
- また、ごみの収集については、地域ごとに異なっていた収集形態の一元化を図ってきましたが、市民のニーズを踏まえながら、今後も分別・収集方法の改善、効率的で効果的な収集・運搬と処理・処分方法を検討していく必要があります。
- 古河地区のごみは市直営の「古河クリーンセンター」で、総和・三和地区のごみは、さしま環境管理事務組合が運営する「さしまクリーンセンター寺久」で処理しています。このうち、古河クリーンセンターは老朽化が進んでいるため、修繕などにより施設の延命化を図りながら、将来の施設整備の方向性について長期的・広域的な視点から具体的に検討していく必要が生じています。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
市民一人一日あたりのごみ排出量	973.0g	894.9g
リサイクル率	17.8%	19.7%

## 施策・主な取組

## (1) 資源循環の取組の推進

## 1 ごみの減量化・資源リサイクルの推進

従来の「ごみ処理」から「資源管理」へ転換し、資源循環型社会を形成するという視点で、搬入・処理・搬出の管理を行います。また、ごみ問題の意識啓発や学習機会の提供などを通してごみの減量化、3R活動の推進、分別収集の徹底、生ごみ等の堆肥化を一層推進していきます。

## 2 生ごみ堆肥化と資源集団回収の促進

家庭用生ごみ処理機器購入や自治会・子ども会等が行う資源集団回収に対し支援を行い、生ごみの堆肥化とごみの減量化・資源化を促進します。

## (2) 収集と処理の適正化・効率化

## 1 収集サービスの向上とごみ処理・処分の適正化

ごみ分別の市内での一元化に向けた検討を進めるとともに、収集方法の改善を図るなど収集サービスの向上に努め、適正で効率的な収集・運搬及び処理・処分を推進します。

## (3) ごみ処理施設の整備と維持管理

## 1 ごみ処理施設の整備と維持管理

定期修繕など適切な維持管理により、老朽化が進む古河クリーンセンターの延命化を図るとともに、長期的・広域的な視野で施設整備の検討を行います。

## 政策8 人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止

### 現況と課題

- 地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・生物多様性の損失など地球規模での環境問題が深刻化しており、異常気象や生態系の変化など広範にわたる影響が懸念されています。このうち、二酸化炭素を主とする温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化の防止については、2015年末における国際会議で温室効果ガス削減に向けた「パリ協定」が採択され、日本を含む世界各国で早急な対応が求められています。
- 古河市においても、地球環境保全という視点から、環境負荷の少ないまちづくりと暮らしの実現に向け取り組んでいく必要があります。地球温暖化防止に関する啓発活動や、二酸化炭素の排出抑制などに取り組んでいます。
- また、平成23年3月に発生した東日本大震災と、それに続く福島第一原子力発電所の事故はエネルギーの重要性を改めて認識させ、再生可能エネルギー<sup>\*</sup>への期待が高まっています。古河市においても、再生可能エネルギーの普及促進などに努めてきましたが、さらなる活用促進策を講じていく必要があります。
- このように、再生可能エネルギーの活用促進には、国のエネルギー需給に関する考え方を注視しながら、今後も市民・事業者・行政の連携のもと、環境負荷の少ないまちづくりと暮らしを実現していく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
実行計画によって削減した温室効果ガスの削減率	-7%	-9%

### 施策・主な取組

#### (1) 地球温暖化防止対策の推進

##### 1 地球温暖化防止意識の啓発

地球温暖化防止月間(12月)での広報活動やエコバッグ普及推進事業など様々な機会を通して、地球温暖化防止のための情報の提供や学習の支援と促進、意識の啓発を図ります。

##### 2 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に基づく温室効果ガスの抑制

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に基づき、市民や事業所などと協働で、環境マネジメントシステムの取組促進、エコドライブの普及促進など温室効果ガスの削減活動を促進します。また「地球温暖化実行計画」に基づき、市が行う事務・事業にともなって排出される温室効果ガス排出量の抑制と環境負荷の低減に取り組みます。

##### 3 二酸化炭素の排出を抑制する都市構造の検討

将来を見据え、コンパクトシティ<sup>\*</sup>に向けたインフラ整備や公共交通網の整備の検討とあわせ、二酸化炭素の排出を抑制する都市構造についても検討します。

#### (2) 新エネルギー等の普及促進

##### 1 省エネルギー・新エネルギー・再生可能エネルギー導入の促進

温室効果ガス排出を抑制できる省エネ機器や太陽光発電システムなどの新エネルギー機器導入に関する普及・啓発を行うことにより、利用の拡大を図ります。

## 政策9 災害に強いまちづくりの推進

## 現況と課題

- 近年のわが国では、平成23年の東日本大震災をはじめとする大規模地震、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨、木曾御嶽山などの火山噴火等、深刻な自然災害が発生し、災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。
- 古河市の場合は、利根川・渡良瀬川という大河川に面していることから、過去には度々水害に見舞われてきた歴史があります。特に、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨は、近隣の常総市のみならず、古河市内においても河川氾濫によって市街地や農地が冠水するなど、大きな被害をもたらしました。
- 市では、市民の生命・身体・財産を災害から守るため、関係機関との連携のもとに、災害に強いまちづくりを進めてきました。具体的には、地域防災計画を見直し、必要な施設・設備などの充実を図るとともに、防災に対する市民意識の高揚、自主防災組織の育成などを通じた地域防災力の向上などを図ったほか、姉妹都市や企業などと災害協定を締結する等の取組を進めています。
- 「災害に強いまちづくり」は、現在古河市に住む市民のためだけでなく、将来に向けて古河市の魅力をアピールしていくための要素としても重要です。このため今後も、市民の防災意識の高揚を図りながら、市民・事業者・行政などの連携のもとに地域防災力の強化を図っていくとともに、災害に強い都市基盤の整備や、公共施設の耐震化、防災無線など災害時の情報伝達力の強化などに努めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
防災対策の充実に満足している市民の割合	75.89%	80.00%
自主防災組織率	70.2%	76.6%

## 施策・主な取組

## (1) 地域防災力の強化

## 1 防災減災の促進

地域防災計画に基づき、地域・市民・防災関係機関が連携し防災減災\*の促進を図ります。

## 3 自主防災組織の充実

自主防災組織の結成及び活動を促進し、地域防災力の強化を図ります。

## 5 防災対策の推進

姉妹都市や事業者などと締結している防災協定の円滑な運用を図ります。また、各物資提供事業者との防災協定締結を進め、有事の際の物資確保など、応急対策を進めます。

## 2 防災意識の高揚

防災訓練の実施などによる防災意識の啓発、指定緊急避難場所や指定避難所の周知に努めます。

## 4 防災体制の強化

関係機関と協力し、防災体制の整備を推進します。また、各種通信手段の活用、防災通信体制の充実を図ります。

## (2) 防災施設と設備の整備・充実

## 1 防災施設の充実

指定緊急避難場所の整備、公共施設の耐震診断や耐震補強により、安全安心な指定避難所を確保します。

## 3 災害時の防災情報の提供

大規模災害時の有効な情報伝達手段として防災無線システムの強化を図るとともに、新しい情報伝達手段を検討します。

## 2 災害時資材の整備

飲料水や耐震性貯水槽の整備を推進します。また、各種資機材・備蓄品の整備を進めるとともに、家庭内備蓄の充実を促進します。

## 政策10 市民の生命や財産を守る消防の強化



## 現況と課題

- 近年の自然災害の多発などを契機として、市民の生命や財産を守る最も身近な公的機関として、消防に対する期待が高まっています。
- 古河市の消防は、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部による常備消防と、古河市消防団による非常備消防により構成されています。このほか、各地区には地域住民による自主防災組織が組織されており、消防はこれらの組織と連携して、消火活動だけでなく、災害時の避難誘導などにあたっています。
- 近年では、集中豪雨などによる災害等への対応のほか、高層集合住宅の増加、一人暮らし高齢者宅の増加、工業団地への企業立地などを背景として消防に対するニーズも多様化しており、これに対応し得る設備・資機材、人員・組織体制の整備に努めていく必要があります。
- また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもと、市民一人ひとりの防火・防災意識を高めるとともに、引き続き、地域の消防団と自主防災組織の充実を促し、初期消防力、地域防災力を高めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
建物火災発生件数	23件	18件
消防団員数	400人	426人

## 施策・主な取組

## (1) 消防施設の整備と維持管理

## 1 消防設備・資機材の整備

老朽化した消防団詰所の建替え及び消防ポンプ自動車の更新を計画的に行います。また、消防活動に必要な資機材等を整備します。

## 2 消防水利の整備

消火栓や防火水槽などの消防水利を計画的に整備するとともに、耐震性の向上を図ります。

## (2) 火災予防と消防活動の充実

## 1 火災予防の啓発

関係機関との連携による火災予防の啓発を促進します。

## 2 消防団の活性化

消防団員が活動しやすい環境づくり及び消防団に入団しやすい環境づくりを推進し、団員の確保、機能別団員\*の充実等により、地域防災力の強化を図ります。

## 3 広域消防体制の充実

広域消防体制の機能強化を要請し、消防団との連携を推進します。

## 政策11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進



## 現況と課題

- わが国における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は平成15年以降減少していますが、近年の社会的環境変化を背景として、犯罪の低年齢化やニセ電話詐欺などの高齢者を狙った犯罪、子どもを狙った犯罪など、犯罪発生の様態も複雑・多様化する傾向にあります。
- 古河市ではこれまで、警察との連携のもとに、防犯キャンペーンや児童・生徒などを対象とした防犯教室などを実施するとともに、地域住民の自主的な防犯活動の推進や防犯カメラ・防犯灯の設置などを進めてきました。その結果、古河市における刑法犯認知件数は減少傾向にあり、県平均と比較しても低い水準に保たれています。
- 「犯罪のない安全で安心できるまち」は、明るく落ち着いた生活環境づくりにつながり、市民だけでなく、住まいを求める市外の人々にとっても魅力的な要素となり得ます。
- このため今後も、警察や防犯関係団体などとの連携により、犯罪のない安全・安心なまちづくりを継続して進めていくことが必要であり、防犯カメラの計画的な設置などハード面での環境づくりと、地域における自主防犯活動の維持・活性化などソフト面での環境づくりが求められています。
- また、空家の実態として、少子高齢化や核家族化の影響を受け、空家が増加する傾向にあります。長期間利用されず、老朽化による倒壊、建築材の飛散もしくは落下、雑草の繁茂等、周辺住民の生活環境への悪影響を及ぼすといった状況が増えつつあります。
- このような中、平成27年4月に「古河市空家等の適正管理に関する条例」を策定し、空家等の所有者を特定し、条例に基づき適正管理の助言・指導をしています。今後、ますます空家の増加が想定されることから、さらに指導を強化してまいります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
刑法犯認知件数	1,046件	890件
青色防犯パトロール車活動台数	3台	20台

## 施策・主な取組

## (1) 防犯教育の充実

## 1 防犯意識の高揚

関係機関と連携した、防犯教室やキャンペーン等による広報・啓発活動を強化して、防犯対策について市民への周知を図ります。

## (2) 犯罪を抑制するまちづくりの推進

## 1 犯罪抑止の充実

犯罪発生が多い地域や通学路を選定し、計画的に防犯カメラを設置することで、犯罪の抑止に努めます。

## 2 夜間の犯罪防止

夜間の犯罪防止のための暗がり解消対策として、防犯灯を計画的に整備します。また、管理運営手法についても検討します。

## (3) 防犯活動の推進

## 1 地域の防犯活動の推進

セーフティマイタウン\*の取組など、地域住民の自主的な防犯活動を支援します。

## (4) 空家対策の推進

## 1 空家対策を推進する体制づくり

空家等対策計画を策定し、関係機関と連携した推進体制の構築を図ります。

## 2 特定空家等発生の未然防止

広報やホームページによる啓発活動を行うとともに、地域での見守り体制の構築により、危険性のある空家等の発生の抑止に努めます。

## 3 空家解消施策の推進

空家等の利活用や除却等に関する支援を検討し、空家の解消を推進します。

## 4 特定空家等の適切な措置の実施

倒壊の恐れや衛生上問題のある空家等を特定空家と認定し、「立入調査」「指導」「勧告」「命令」「代執行」など、必要な措置を適切に実施します。

## 政策12 市民の暮らしを守る交通安全の確保

## 現況と課題

- わが国における交通事故死者数は、平成26年には4,113人であり14年連続の減少となりました。しかしながら、飲酒運転による交通事故、自転車による交通事故、高齢者が被害者のみならず加害者となるケースなども目立ち、いまだ憂慮すべき状況にあります。
- 古河市では、交通事故発生件数は減少傾向にありますが、死亡事故の発生件数は多い状況にあります。警察や関係団体との連携のもと、交通安全キャンペーンや交通安全教室などを実施し、子どもや高齢者の交通安全意識を高めるとともに、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めています。
- 高齢化が進むなか、市内に企業等が進出して大型車の通行量が増えることも予想され、これからも引き続き、交通事故の未然防止に向けた取組を継続していくことが重要となります。
- このため今後は、警察や交通安全関係団体との連携を強化しつつ、飲酒運転の撲滅、交通安全キャンペーン・交通安全教育など高齢者や子ども等の事故を防止するための啓発活動などを一層推進し、交通事故のないまちを目指していく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
人身交通事故発生件数	538件	460件
交通事故による死傷者数	682人	580人

## 施策・主な取組

## (1) 交通安全の意識づくり

## 1 交通安全意識の高揚

交通安全街頭キャンペーン、パトロール、イベント、広報配布等により、交通安全の呼びかけを実施し、意識の高揚を図ります。

## 2 交通安全教育の実施

子どもや高齢者などのいわゆる交通弱者への交通安全教育を強化するとともに、学校、自治会、行政区、企業等への交通安全教育を実施し、交通死亡事故ゼロを目指します。

## (2) 交通安全対策の充実

## 1 交通安全関係団体の育成

交通安全母の会や交通安全推進員などによる、市民の自主的な交通安全活動を支援するとともに、その担い手の育成を推進します。

## 2 交通安全施設の整備

交通事故多発地区を中心に交通安全施設（カーブミラー、道路照明灯、区画線、ガードレール等）を整備し、交通事故防止に努めます。

## 6

## 【都市基盤】 まち 魅力的で利便性の高い古河をつくる

政策	施策	主な取組
1 都市の活力を支える道路の整備	(1) 幹線道路ネットワークの充実	①幹線道路の整備 ②筑西幹線道路と連結する主要な道路整備 ③都市計画道路の整備 ④主要な国道や県道の整備促進 ⑤近隣市町・市内横断連絡道路の整備促進 ⑥渋滞の解消
	(2) 身近な生活道路の整備	①安全で快適な道路の整備 ②狭い道路の整備
	(3) 快適な道路環境の維持・管理	①舗装や道路構造物のパトロールの実施 ②橋梁等のインフラの安全管理
2 安全で自由に移動できる交通環境の充実	(1) 持続可能な公共交通網の形成	①地域公共交通ネットワークの再構築 ②宇都宮線の新駅設置を含めた鉄道の充実
	(2) バス等の充実と利用の促進	①コミュニティバス・デマンド交通の充実 ②路線バスの維持
	(3) 交通拠点の整備	①関係機関との協議
3 うおいと憩いのある水と緑のまちづくり	(1) 河川の改修・整備と維持管理	①一級河川の整備促進 ②準用河川及び水路の整備と維持管理
	(2) 安全で美しい水辺環境づくり	①水辺の有効利用 ②安全な水辺環境の維持 ③河川や水路のパトロールの実施
	(3) 計画的な公園・緑地の整備と市民との協働による維持管理	①公園や緑地の整備 ②公園の管理、運営の充実
	(4) 緑地の保全と緑化の推進	①平地林の保全 ②緑地の保全と緑化の推進
4 風土に根ざした美しい景観の形成	(1) 景観計画に基づく景観づくりの推進	①景観計画に位置づけた施策の推進
	(2) 地域・市民主体の景観づくりの促進	①まちの景観に関する啓発 ②優れた景観保全への支援の検討
	(3) 違反ビラ・違反広告物のない美しい街並みの形成	①違反広告物等の抑制・撤去 ②違反広告物追放推進団体の育成
5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進	(1) 計画的な土地利用・都市施設配置と適時適切な見直し	①都市計画基礎調査の実施 ②用途地域の見直し ③都市計画の変更 ④拠点集約型の都市構造の形成
	(2) 都市と自然のバランスの維持	①適正な市街化の推進 ②都市における自然の保全 ③低・未利用地の利用促進
	(3) 地籍調査の推進と土地情報の整備	①地籍調査の推進
6 良好な市街地や集落地の整備	(1) 市街地や集落地における都市基盤と住環境整備の推進	①市街地整備の計画的な推進 ②新たな市街地整備手法の検討
	(2) 良好な市街地や集落地の形成	①事業計画及び地区計画の策定・見直し ②都市機能の集約

## 政策1 都市の活力を支える道路の整備



## 現況と課題

- 古河市の広域的道路網は、国道4号及び新4号国道、国道125号及び国道354号などにより構成されていますが、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）境古河ICが平成27年3月に供用開始となったことから、広域的な交通利便性は飛躍的に高まりました。
- 広域的な交通利便性は、産業立地を促す上で不可欠な要素であり、古河市の大きな特長となり得ます。このため今後も、2016年度内に開通見通しの圏央道境古河ICからつくば中央ICまでの区間や、筑西幹線道路の未整備区間、境古河ICへのアクセス道路などの整備を進め、交通利便性のさらなる向上を図ることが求められます。
- 産業立地の進展にともない、通行車輛の増加や大型化が予想されます。このため、市内の主要交差点などにおける渋滞の解消に努めるとともに、市民の日常生活の安全性と利便性を確保するため、生活道路の維持・管理を計画的に行っていく必要があります。
- 道路は市民生活と産業振興のために欠かすことのできない都市基盤ですが、近年、道路・橋梁などの老朽化も目立ってきています。このため、パトロールによって問題箇所などを早期に把握し対応するとともに、長寿命化なども含め計画的に改良していくことが求められています。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
道路の整備に満足している市民の割合	57.78%	80.00%
都市計画道路の整備率	58.0%	58.7%
狭あい道路割合（延長）の解消	38%	39%

## 施策・主な取組

## (1) 幹線道路ネットワークの充実

## 1 幹線道路の整備

筑西幹線道路をはじめ、十間通りなどを軸とした幹線道路ネットワークを整備するとともに、大規模災害時にも広域的道路交通網を確実に機能させる、安全で災害に強い環境づくりを進めます。

## 3 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備を推進し、市民の安全性と利便性の向上を図ります。

## 5 近隣市町・市内横断連絡道路の整備促進

幹線道路ネットワークを整備しながら、周辺市町への連絡道路を充実し、市民等の広域的な活動を支えていきます。

## 2 筑西幹線道路と連結する主要な道路整備

筑西幹線道路と連結する道路の中で、主要な道路として整備が必要な道路の整備を図ります。

## 4 主要な国道や県道の整備促進

主要な道路の整備を国や県に要望し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を促進していきます。

## 6 渋滞の解消

渋滞の激しい国道・県道の交差点改良要望を行うとともに、市道においても渋滞の解消に努めます。

## (2) 身近な生活道路の整備

## 1 安全で快適な道路の整備

歩道の整備や老朽化した舗装・道路構造物等の適切な整備を図るとともに事故多発箇所や交通量の変化にともなう交差点改良整備等を行い、安全で快適な交通を確保します。

## 2 狭い道路の整備

対面通行や歩行者の通行、救急活動や消火活動に支障をきたす狭い道路については、地元住民の理解と協力により幅員4m以上の道路整備を進め、安全で快適な交通を確保するとともに、電線類地中化を推進します。

## (3) 快適な道路環境の維持・管理

## 1 舗装や道路構造物のパトロールの実施

定期的なパトロール及び台風などの災害における緊急時のパトロールを実施します。

## 2 橋梁等のインフラの安全管理

橋梁等の点検を計画的に進め、安全で快適な交通の確保に努めます。

魅力的で利便性の高い古河をつくる

## 政策2 安全で自由に移動できる交通環境の充実

### 現況と課題

- 古河市の公共交通には、市が運営するコミュニティバス、デマンドタクシー、民間が運営する鉄道、路線バス、タクシー等があり、市民の日常生活を支えています。
- このうち鉄道については、湘南新宿ラインに加え上野東京ラインの運行が開始されたことにより、東京・横浜方面への利便性が高まりました。一方バス等については、民間路線バスが重要な役割を果たしていますが、利用者数が減少して路線・運行本数の維持が困難になるなど、厳しい環境となっています。
- 公共交通網の弱体化は、自動車を運転できない高齢者や子どもなど、いわゆる交通弱者の外出や通院・通学などに支障をきたすものと懸念されます。また、将来、若者の転出を抑制しつつ東京などからの転入を促していくためにも、地域における公共交通の利便性確保が求められます。
- このため、市民の意向や、自動車産業の立地などによる将来的な需要予測などを踏まえ、民間路線バス・コミュニティバス・デマンド交通などによる総合的で持続可能な公共交通体系を再構築し、高齢者をはじめすべての人が安全で快適に移動できる環境を整備していくことが必要となっています。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
バスなどの公共交通の充実に満足している市民の割合	54.45%	80.00%
循環バスやデマンド交通等、地域公共交通年間延べ利用者数	151,466人	158,495人

### 施策・主な取組

#### (1) 持続可能な公共交通網の形成

##### 1 地域公共交通ネットワークの再構築

「改正地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、地域公共交通網形成計画を策定し、民間交通機関と一体となった地域公共交通ネットワークの再構築を図ります。

##### 2 宇都宮線の新駅設置を含めた鉄道の充実

(仮)南古河駅の設置推進をはじめ、鉄道利用の環境整備を進めます。

#### (2) バス等の充実と利用の促進

##### 1 コミュニティバス・デマンド交通の充実

市内循環バスやデマンド交通を運行し、より使いやすい交通手段となるよう運行エリアの見直しを行いながら、利便性の向上を図ります。

##### 2 路線バスの維持

市内を運行している民営の路線バスに対して、路線を維持するため、補助金を交付するなど支援を行います。

#### (3) 交通拠点の整備

##### 1 関係機関との協議

古河駅や駅前広場など交通拠点の整備について、関連機関と協議するなど、整備に向けた検討を進めます。

魅力的で利便性の高い古河をつくる

## 政策3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり

## 現況と課題

- 古河市は、広大な関東平野の真ん中に位置し、利根川・渡良瀬川の2大河川に面した水辺のまちであり、総和地区・三和地区を中心に多く見られる平地林・屋敷林は、地域の原風景として、また身近な緑地として、これまで大切に受け継がれてきました。
- 市域には、利根川・渡良瀬川のほか向堀川・女沼川・宮戸川・西仁連川などの一級河川が流れていますが、平成27年9月の豪雨では、西仁連川などが氾濫し大きな被害をもたらしました。このため今後も、引き続き河川・水路の整備・改修を行い、水害の防止に努めていくことが必要となっています。
- また、河川がつくりだす空間は、防災面のみならず市民の憩いの場としても貴重であることから、自然体験の場として有効かつ安全に利用・運営できるよう、今後も水辺の活用と保全に努めていく必要があります。
- 他方、市内の公園や緑地は、子どもから高齢者まで多世代が活動できるレクリエーションの場として、また災害時の避難場所として多様な機能を有しています。古河総合公園・ネーブルパーク・ふるさとの森などの公園が整備され、これらはイベントなど多目的に利用され、市民の憩いの場となっています。
- 今後は、地域の実情を踏まえて公園・緑地の整備と維持管理を計画的に進めていくとともに、市民の参画を得ながら、古河市の特徴でもある豊かな平地林の保全や市街地の緑化を進めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
水辺の有効利用、公園や緑地の整備に満足している市民の割合	75.31%	80.00%
一人あたりの公園面積（都市公園以外を含む）	14.5㎡	15.3㎡

## 施策・主な取組

## (1) 河川の改修・整備と維持管理

## 1 一級河川の整備促進

期成同盟会を通して、国・県に女沼川や向堀川など河川の改修や整備促進を要望します。

## 2 準用河川及び水路の整備と維持管理

主要水路の流域や排水機能等の現況調査を実施し、準用河川及び素掘り水路の整備や老朽化した水路構造物の修繕を計画的に推進します。

## (2) 安全で美しい水辺環境づくり

## 1 水辺の有効利用

市民が水辺にふれあうことのできる「わたらせ水辺の楽校」を安全に利用できるよう適切に管理し、また多くの市民に楽しく利用してもらえるよう運営主体である「わたらせ水辺の楽校運営協議会」を支援します。

## 2 安全な水辺環境の維持

市民の生活環境を守るため、集中豪雨時等の水位観測及び樋管<sup>ひかん</sup>の開閉を行い、治水対策を推進します。

## 3 河川や水路のパトロールの実施

定期的なパトロールに加え、台風などの災害等の緊急時にもパトロールを実施し、初期対応に努めます。

## (3) 計画的な公園・緑地の整備と市民との協働による維持管理

## 1 公園や緑地の整備

地域住民に親しまれ防災機能を備えた公園緑地の整備に努めます。

## 2 公園の管理、運営の充実

遊具等の点検及び植栽の剪定を行い、安全に安心して遊べるよう、地域住民とともに適正な管理運営を推進します。

## (4) 緑地の保全と緑化の推進

## 1 平地林の保全

古河市森林整備計画に基づいた平地林の保全整備を行い、森林荒廃の抑制と、豊かな機能を備えた森林の育成、緑化の啓発に努めます。

## 2 緑地の保全と緑化の推進

機能性の高い緑地を対象に、市民と協力して保全や活用を図ります。また、景観に配慮した緑化を推進します。

魅力的で利便性の高い古河をつくる

## 政策4 風土に根ざした美しい景観の形成

## 現況と課題

- その地域らしい美しい景観は、まちを訪れる人の目を楽しませ、貴重な観光資源となるだけでなく、自らが暮らすまちに対する、市民の愛着を高めるためにも重要です。
- 古河市には、河川と平地林が織りなす自然的景観のほか、古河公方や有力な徳川譜代大名の城下町として、また、日光街道の宿場町としての歩みを背景とした、歴史・文化的景観があります。市では、早くから景観の形成に取り組み、歴史博物館周辺の景観整備や遊歩道の整備を進めたほか、古河総合公園など自然を活かした公園整備などを進めてきました。
- 市は、これらの良好な景観づくりに向けた取組を、市民・事業者・行政の連携のもとに一層推し進めていくため、景観形成に関する方針や行為の制限等を定めた「古河市景観条例」と「古河市景観計画」を平成26年度に策定しました。
- 今後は、この条例と計画に基づき、城下町の面影の残る歴史的景観や雄大な自然景観を後世まで伝えることができるよう、市民・事業者・行政の協働により、古河市らしい景観の保全と創出を進めていくことが大切です。特に、景観形成には市民の理解と参画が不可欠であることから、優れた景観保全に向けた市民活動を育成する制度などにより、市民活動の活性化を図ることが重要となっています。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
美しい景観の形成に満足している市民の割合	79.53%	90.00%
景観形成に関わった市民団体の数	7団体	10団体
違反広告物除去件数	464件	190件

## 施策・主な取組

## (1) 景観計画に基づく景観づくりの推進

1 景観計画に位置づけた  
施策の推進

景観計画において定めた重点地区の拡大や景観重要建造物の登録件数の増加を進めます。

## (2) 地域・市民主体の景観づくりの促進

## 1 まちの景観に関する啓発

景観計画への理解を深めるための説明会の開催など、優れた景観形成に向けた共通認識を高めます。

## 2 優れた景観保全への支援の検討

地域の優れた景観保全に貢献する行為に対して、支援を検討します。

## (3) 違反ビラ・違反広告物のない美しい街並みの形成

## 1 違反広告物等の抑制・撤去

電柱などに貼られた違反広告物などを撤去するとともに、屋外広告物条例の制定に向けた検討を進め、良好な景観の維持を図ります。

## 2 違反広告物追放推進団体の育成

茨城県まちの違反広告物追放推進制度に基づき違反広告物などの撤去作業を行う団体を増やし、市民自らが良好なまちの景観の維持に努めるよう促します。

魅力的で利便性の高い古河をつくる

## 政策5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進

### 現況と課題

- 秩序ある土地利用と都市計画は、地域の魅力を高め都市の発展に寄与するだけでなく、乱開発を防止するなど、市民の生活環境を快適に保つためにも重要です。
- 古河市では、都市化が進むなか、農地や平地林などの自然的環境が保たれ、商業・工業・農業のバランスの取れた土地利用がなされてきました。現在は「古河市都市計画マスタープラン」に基づき、地域の活性化等を考慮して、適切な土地利用がなされるよう誘導を図っていますが、土地区画整理事業などによる計画的な開発が進む一方で、現況の土地利用と指定された用途との乖離が見られる地区や、生活環境の悪化が懸念される住工混在地区、低・未利用地区なども見られています。
- これからの都市づくりは、暮らし・しごと・みよりのバランスが取れた古河市の特性と、これまで積み重ねてきた施設整備等まちづくりの蓄積を礎として、地域の特性を相乗的に際立たせながら、市民誰もが豊かさを実感でき、将来にわたって持続的に発展していく創造的なまちづくりを展開していくことが重要です。
- このように、古河市の将来を見据えつつ、今後も、都市機能の高度化と市民の居住環境の向上を図っていく必要がありますが、あわせて、産業立地を誘導するための用地の確保なども求められています。
- また、このような将来の土地利用を適正かつ効率的に行うためにも、市民の理解を得ながら地籍調査を計画的に推進し、基礎的な土地の情報を整理していくことが大切になっています。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
人口集中地区 (DID)内の人口密度	5,354人/km <sup>2</sup>	5,400人/km <sup>2</sup>
地籍調査進捗率 (完了面積/計画面積)	55.09%	56.92%

### 施策・主な取組

#### (1) 計画的な土地利用・都市施設配置と適時適切な見直し

##### 1 都市計画基礎調査の実施

適正な都市計画変更に向け、都市計画基礎調査を行い、人口動向や市街化の現況など、都市の現況を正確に把握します。

##### 2 用途地域の見直し

現在の土地利用の状況や都市計画基礎調査の結果を踏まえ、適切な用途地域への変更を適宜進めます。

##### 3 都市計画の変更

都市施設の適正配置など、必要に応じて都市計画を変更し、都市機能の向上を図ります。

##### 4 拠点集約型の都市構造の形成

拠点集約型の都市構造の形成への転換を具現化するため、関連する施策・計画と連携し、立地適正化計画を策定します。

#### (2) 都市と自然のバランスの維持

##### 1 適正な市街化の推進

良好な住宅地整備や商業業務地、工業地域の整備を進め、都市機能を考慮した適正な市街化を推進します。

##### 2 都市における自然の保全

都市における自然を良好に保全し、環境保全機能の向上を図ります。

##### 3 低・未利用地の利用促進

市街地や農地における比較的大規模な低・未利用地の活用を促進します。

#### (3) 地籍調査の推進と土地情報の整備

##### 1 地籍調査の推進

第6次国土調査事業十箇年計画に沿って、計画的に地籍調査を行います。

## 政策6 良好な市街地や集落地の整備



## 現況と課題

- 古河市では、商・工・農のバランスが取れた都市構造のもと、水辺と緑に包まれるように市街地・集落地が形成されています。この市街地や集落地は、都市の活力の源としてのみならず、市民の暮らしの場としての視点からも、良好な環境づくりが求められます。
- 市内の市街地・集落地には、都市化が急速に進んだため、道路をはじめとする都市基盤整備が十分でない地域も見られます。これまで、土地区画整理事業などにより市街地整備を進めてきましたが、都市の活力を生み出すだけでなく、災害に強く、誰もが住みやすい市街地の形成に向け、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。
- 市街地整備にあたっては、住民など関係者による合意形成を基本としながら、土地区画整理のほか、地区計画などの手法の検討が必要です。
- また、基盤整備が不十分と考えられる区域においては、それぞれの地域特性や実情を踏まえ、市街地や集落地の整備を計画的に図っていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
区画整理事業進捗率	40.5%	61.5%
地区内公共施設の整備状況	11.9ha	15.9ha
地区内宅地の整備状況	8.8ha	15.0ha

## 施策・主な取組

## (1) 市街地や集落地における都市基盤と住環境整備の推進

## 1 市街地整備の計画的な推進

土地区画整理事業などの手法を活用し、古河駅東部地区、大堤南部地区等における市街地整備や集落地の整備を計画的に推進します。

## 2 新たな市街地整備手法の検討

効率的かつ効果的に市街地を整備するため、民間活力の利用を含め、多様な整備手法を検討します。

## (2) 良好な市街地や集落地の形成

## 1 事業計画及び地区計画の策定・見直し

地区住民の合意を基本として、まちづくりの細やかなルールを定めるとともに、社会環境等の変化に応じて、随時計画等の見直しを図りつつ、実情に即した整備を図ります。

## 2 都市機能の集約

地区の特性に応じた公共施設や商業施設、工業系施設等の配置を進め、交通の利便性など地理的条件を活かした、より暮らしやすい市街地を形成します。

7

【行財政】 まち 古河づくりを支える行政経営

政策	施策	主な取組
1 効率的・効果的な行財政運営 の推進と市民サービスの向上	(1) 持続可能で透明性の高い行政経営基盤の 確立	①経営資源の有効活用 ②総合計画に基づく施策展開の推進 ③効果的な行政評価の確立 ④効率的な財政運営 ⑤行政改革大綱の推進 ⑥財政状況の公表 ⑦市税の適正な課税
	(2) 創意あふれる政策展開のための体制 づくり	①人口減少問題に対応する取組の推進 ②柔軟な組織づくり ③人事評価制度の運用 ④人材育成の推進 ⑤新たな人材の確保 ⑥民間活力の積極的活用 ⑦権限移譲への適切な対応
	(3) 効率的・効果的な公共施設等の管理運営	①ファシリティマネジメントの推進 ②公共施設サービスの充実 ③公有財産の有効活用 ④維持管理業務の適正化
2 開かれた市政を実現する 情報公開と情報政策の推進	(1) 魅力ある情報発信の充実	①広報紙の充実 ②ホームページの充実 ③行政情報の提供 ④シティプロモーション戦略の推進
	(2) 開かれた市政運営と情報の適正な管理	①情報公開の推進 ②文書の適正管理 ③審議会等情報の公開 ④個人情報の保護 ⑤番号制度の円滑な導入
	(3) 高度情報通信ネットワーク社会形成の 推進と安全性の確保	①高度情報通信ネットワーク社会形成の推進 ②情報セキュリティの強化
3 関東の中心として発展する 広域行政の推進	(1) 広域行政の運営	①周辺自治体間の連携強化 ②国・県と連携した広域的な圏域づくり ③中核的な都市としての役割発揮
	(2) 広域事業の効果的推進	①一部事務組合等の効率化

## 政策1 効率的・効果的な行財政運営の推進 と市民サービスの向上

### 現況と課題

- 地方分権の進展により、地方自治体は、住民との協働のもとに自己決定に基づく個性的な地域づくりを行うことが求められています。現在も、国は、地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するため、第4次一括法（平成27年4月施行）などの法令整備などを進め、地方分権のさらなる進展を図っています。
- また、国は、人口減少・少子高齢化への対策として「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（長期ビジョン）」「まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」を決定しましたが、その中には、雇用の創出、定住の促進、子育て等の支援、地域と地域の連携等が位置づけられており、地方の活性化のためにも、それらの施策を効果的に推進し得る、持続可能な行財政基盤を確立することが不可欠となっています。
- これまで、古河市では、合併を契機として市政運営の改善や合理化に努めるとともに、市民サービスの向上を図ってきました。現在は、平成26年度からの「第3次古河市行政改革大綱」のもと、健全財政の確立やファシリティマネジメント<sup>※</sup>などを重点目標として、行政改革を着実に推進しています。
- これからの古河市は、人口減少と少子高齢化が進むなか、市民と行政の幅広い協働を基調としながら、現状を打破して未来を拓くための施策と事業を、効率的・効果的に展開していかなければなりません。このため、この第2次古河市総合計画の策定を機に計画行政を推進しつつ、持続可能で透明性の高い行政経営基盤を確立するとともに、人口減少を克服するための創意あふれる政策展開のための体制づくりに努めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
行財政運営の改善に満足している市民の割合	65.29%	80.00%
若い世代の順移動数	—200人	—170人以下
健全化判断比率等の財政指標	実質赤字比率 — 連結実質赤字比率 — 実質公債費比率 8.9% 将来負担比率 102.0%	基準値以内

### 施策・主な取組

#### (1) 持続可能で透明性の高い行政経営基盤の確立

##### 1 経営資源の有効活用

第2次総合計画に基づく計画、予算、事業実施、評価を連動させ、PDCAサイクル<sup>※</sup>を強化することで、限られた経営資源（人・モノ・財源）を有効に活用します。

##### 2 総合計画に基づく施策展開の推進

市幹部職員で構成する経営戦略会議を設置し、毎年度の重点化施策を戦略方針として掲げ、実施計画と連動させることで実効性の高い施策の展開を推進します。

##### 3 効果的な行政評価の確立

事業の成果についての適正な評価を行い、職員の意識改革と資質向上、並びに組織の活性化を図ります。また、実施計画と連動する外部評価の実施を検討し、事業の見直しにより効果的な施策展開を図ります。

##### 4 効率的な財政運営

事務事業の効率化や見直しによる経費削減を継続する一方で、国からの財源の確保や地域経済の活性化による税収の増加を図り、経営基盤を強化します。

##### 5 行政改革大綱の推進

第3次行政改革大綱で掲げた推進計画に対し、随時進行管理を行い、必要に応じて新たな取組や進捗状況に合わせた見直しにより、行財政の効率化や組織体制の強化など行政改革を推進します。

##### 6 財政状況の公表

地方公共団体財政健全法に基づく財政指標、バランスシートや財政の将来見通しなどを作成し、広報紙・ホームページ等により広く伝え、わかりやすい情報の発信に努めます。

##### 7 市税の適正な課税

各種市税の課税対象を的確に把握し、公平な課税を行うとともに、課税事務の効率化を図ります。また、市民に税制度の理解を得られるよう、積極的な情報発信に努めます。

#### (2) 創意あふれる政策展開のための体制づくり

##### 1 人口減少問題に対応する取組の推進

全庁一体となり、古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策を推進するとともに、適切な効果検証や公表など、実施手法の見直しを行います。

##### 2 柔軟な組織づくり

組織間のつながりを重視し、市民が利用しやすい柔軟で機動力のある組織を構築します。また、新たな定員管理計画を策定し、より適正な職員の配置に努めます。

### 3 人事評価制度の運用

地方公務員法の改正による人事評価制度に対応するための制度マニュアルを策定し、職員の意欲と能力の向上を図る人事評価を推進します。

### 5 新たな人材の確保

職員採用のあり方に関して継続的な検討・工夫を行うとともに、退職した職員の能力活用など人材の確保に努めます。

### 7 権限移譲への適切な対応

新たな法律の施行等、国・県の動向を注視し、権限移譲に適切に対応して、質の高い行政サービスを提供します。

### 4 人材育成の推進

古河市人材育成ビジョンの見直しを行い、職員の自己啓発による知識向上を促すほか、職場研修、職場外研修など、様々な人材育成の機会の充実を図り、「市民視点」「未来視点」を持った職員を育成します。

### 6 民間活力の積極的活用

官と民の役割分担を適切に行い、積極的かつ計画的に民間活力を活用し、効果的な行政運営を図ります。また、PFI\*や指定管理者制度\*等を推進するための民間活用ガイドラインの策定を検討します。

## (3) 効率的・効果的な公共施設等の管理運営

### 1 ファシリティマネジメントの推進

古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づき、土地や建物、インフラ等の資産を総合的に管理・活用を図り、公共施設等の全体の最適化を目指します。

### 3 公有財産の有効活用

未利用財産や施設の空きスペースについては、貸付けや用途の転用など、有効的な活用を図ります。また、利活用の見込めない公有財産については、多様な手法を活用しながら積極的に処分に努めます。

### 2 公共施設サービスの充実

公共施設の機能やサービスを適正化し、市民ニーズに対応できる公共施設サービスの向上を図ります。また、分庁方式による課題を検証し、効率的で機能的な行政が展開できるよう、今後の庁舎のあり方について検討を進めます。

### 4 維持管理業務の適正化

施設単位で発注している維持管理業務については、包括的業務委託の導入により業務仕様を統一するなど、業務の適正化を図ります。

## 政策2 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進

### 現況と課題

- 市民と行政が様々な情報を共有し、参加と協働によるまちづくりを進めるためにも、また、地域の魅力を内外に発信してイメージアップを図っていくためにも、行政による情報公開・情報発信の重要性が増しています。
- 古河市では、「広報古河」と市公式ホームページを主な媒体として、子どもから高齢者まで、多様な年代層の市民に最新の情報をわかりやすく提供するように努めています。また、平成17年度に制定した「古河市情報公開条例」及び「古河市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護を徹底した上で、市が有する行政情報を公開しています。
- 近年、ICTの著しい発展を背景として、インターネットやホームページの重要性が増しており、今後もさらなる創意工夫を重ねながら、わかりやすく、訴求力のあるホームページとなるよう、努力していくことが求められます。また、インターネットを介さない紙媒体による情報発信も必要であり、「広報古河」や、行政情報と生活に関連する情報をまとめた「古河市暮らしの便利帳」などについても、引き続き充実を図っていくことが大切です。
- また、市では、「古河市情報セキュリティポリシー」によって、情報の適切な管理とリスク対策に努めていますが、これからも、行政が保有する情報の重要性を踏まえ、さらなる安全性確保に努めていく必要があります。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
情報公開・広報紙の充実に満足している市民の割合	83.66%	90.00%
公式ホームページ内の新規・更新コンテンツ（ページ）数	117コンテンツ	172コンテンツ

### 施策・主な取組

#### (1) 魅力ある情報発信の充実

##### 1 広報紙の充実

行政の透明性を確保し、わかりやすく市政情報を提供するため、見やすく、親しみやすい広報紙づくりに努めます。また、電子媒体による広報紙の発行を推進します。

##### 2 ホームページの充実

施策や行政情報をはじめ、各種イベントや観光情報など、市内外に向けた情報の充実を図るとともに、より迅速な発信を行うように努めます。

##### 3 行政情報の提供

市の概況や施策のほか、生活に関わる情報について、暮らしの便利帳などを用いて、様々な行政情報を提供します。また、市公式ホームページ以外の情報発信ツールとして、SNSの活用を推進します。

##### 4 シティプロモーション戦略の推進

全庁横断的なシティプロモーションを推進し、市の知名度向上、イメージアップを図ります。

#### (2) 開かれた市政運営と情報の適正な管理

##### 1 情報公開の推進

情報公開条例に基づき、情報の公開に努めるとともに、公開状況を公表します。

##### 2 文書の適正管理

文書の適正な管理に努め、情報公開の円滑な推進を図ります。また、文書の電子化についても検討します。

##### 3 審議会等情報の公開

附属機関である審議会等の会議の情報を公開します。

##### 4 個人情報の保護

個人情報保護条例に基づき、個人情報を適切に管理するとともに、個人情報開示等状況を公表します。

##### 5 番号制度の円滑な導入

段階的に導入される社会保障・税番号制度の仕組みを活用し、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、番号制度の円滑な導入を推進します。また、マイナンバーカードの普及にあわせて制度や情報管理についての周知を図ります。

#### (3) 高度情報通信ネットワーク社会形成の推進と安全性の確保

##### 1 高度情報通信ネットワーク社会形成の推進

災害時を含め、市民誰もが自由に情報を入力・発信できるよう、高度情報通信ネットワーク社会\*形成を推進し、地域や行政の情報化を図ります。

##### 2 情報セキュリティの強化

社会保障・税番号制度に対応した情報セキュリティポリシー\*を策定し、行政が保有する情報の安全性の強化を図ります。また、セキュリティ研修などを通じて、職員の意識向上に努めます。



現況と課題

- ライフスタイルの変化などにもよる、人々の日常生活は市町村の枠組みを超えて広がりを見せており、近隣の自治体が協力して取り組むべき広域的な行政課題も多くなっています。
- 現在、古河市では、これらの広域的行政課題に対して、消防や救急などの分野では「茨城西南地方広域市町村圏事務組合」を、環境分野では「さしま環境管理事務組合」を、そして行政全般分野では「県西総合振興協議会」などに参画し、これらによる取組を通じて、圏域住民のニーズに応えています。
- 古河の地には、関東の真ん中という地の利のもと、圏域の政治・文化・行政の拠点として、また、北関東と南関東を結ぶ交通拠点として、古くからその役割を果たしてきたという地理的・歴史的特性があります。圏央道の整備などを背景としてこの特性を現代に活かし、関係自治体などと幅広く連携しながら、関東の中心、中核的な都市として発展していくことを目指し、地域活性化を図っていくことが重要になっています。
- また、今後は、人口減少克服に向けた全国的な動きの中で、地域間競争のさらなる激化が予想されますが、勝者と敗者を生む「競争」ではなく、お互いの協力と役割分担のもとに、圏域としての発展を図っていく「協創」という観点からも、共通する課題に対して周辺自治体などとの連携を図っていくことが大切です。

成果指標	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
新たに広域連携により共同事業等が実現できた数	9件	10件
昼夜間人口比率	0.93	1.00

施策・主な取組

(1) 広域行政の運営

1 周辺自治体間の連携強化

自立性の高い行政運営が求められていることから、周辺自治体や県外自治体との連携強化を図り、広域的な行政運営を推進します。

2 国・県と連携した広域的な圏域づくり

インフラ整備・地域振興のみならず、医療・教育など分野横断的に国や県に要望活動を行い、広域的な圏域づくりを推進します。

3 中核的な都市としての役割発揮

中核的な都市としての役割を担うよう、拠点性を高めるとともに、周辺地域を牽引する都市を目指します。

(2) 広域事業の効果的推進

1 一部事務組合等の効率化

構成市町の枠組みの変更にもなう運営費の見直しを検討するとともに、それぞれの市町との連携を強化し、共同で処理できる業務は、一部事務組合において、効率的かつ効果的な運営を促進します。

資料編

計画策定までの経緯

各種アンケート調査	平成26年 9～10月 平成27年 1月 4月	市民アンケート調査 中高生アンケート調査 職員アンケート調査
古河市総合計画策定委員会	平成27年 4月 7日 7月 7日 10月 6日 12月 1日  平成28年 2月 3日  平成28年 3月 2日	【第1回】委員会の設置、概要説明等 【第2回】総合計画審議会、計画体系について 【第3回】基本構想素案について 【第4回】基本構想案、各種アンケート、職員リレーインタビュー、スケジュールについて 【第5回】基本計画案、指標案、スケジュールについて 【第6回】基本計画の報告（※庁議にて）
未来会議	平成27年 5月29日 6月12日 8月21日 8月24日	【第1回】情報提供、各グループで協議 【第2回】各グループで協議 【第3回】各グループが提言を発表 市長に提言
古河市総合計画審議会	平成27年 6月25日 7月16日 8月24日 10月14日 11月17日 11月26日 平成28年 1月14日 2月25日 2月29日	【第1回審議会】概要説明、情報提供等 【第2回審議会】古河市の未来について協議 【第3回審議会】諮問、基本構想案の検討 【第4回審議会】基本構想案の検討 【第5回審議会】答申案のとりまとめ 【審議会答申】市長に答申 【第6回審議会】基本計画案の検討 【第7回審議会】基本計画提言のとりまとめ 【審議会提言書】市長に提言
職員参画	平成27年 8月10日 ～8月26日 平成27年11月20日 ～11月27日	各課ヒアリング  職員リレーインタビュー

パブリックコメント	平成27年10月20日 ～11月 8日 平成28年 1月19日 ～2月 7日	基本構想案の公表、意見の募集  基本計画案の公表、意見の募集
古河市議会	平成27年12月17日 平成28年 3月18日	【定例会】基本構想の議決 【議会全員協議会】基本計画の報告



古河市総合計画審議会



市長への提言

## 市民参画・職員参画の概要

### 市民アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画の策定に向けて、次世代（概ね20年後）の目指すべき古河の姿を明らかにするため、古河市の未来の方向性について、市民の意向を伺うことを目的に実施
調査期間	平成26年9月～10月
調査対象	市内在住の19歳以上の男女3,000人
抽出方法	無作為抽出
回収結果	回答数609票、回収率20.3%
調査項目	古河市の現在の印象、古河市の未来のあるべき姿、これからのまちづくり、市の取組の満足度・重要度、古河市のまちづくりの課題等

### 中高生アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画の策定に向けて、次世代（概ね20年後）の目指すべき古河の姿を明らかにするため、古河市の未来の方向性について、市内の中学校や高等学校に通学する学生の意向を伺うことを目的に実施
調査期間	平成27年1月
調査対象	市内の中学2年生及び高校2年生 1,006人
抽出方法	無作為抽出
回収結果	回答数952票、回収率94.6%
調査項目	古河市の現在の印象、古河市の未来のあるべき姿、これからのまちづくり等

### 職員アンケート調査

目的	第2次古河市総合計画の策定にあたり、古河市の未来の方向性に関する市職員の意向や、現行計画の活用状況を把握するために実施
調査期間	平成27年4月
調査対象	市職員868人
回収結果	回答数514票、回収率59.2%
調査項目	古河市の現在の印象、古河市の未来のあるべき姿、これからのまちづくり、市の取組の重要度、総合計画と内部マネジメント等

## 未来会議

目的	古河市の未来の方向性について、市民から提言をいただき、計画づくりに反映させることを目的に実施
開催日	平成27年5月29日、6月12日、8月21日（全3回）
参加者の構成	無作為抽出の市民21名と市の若手職員
概要	【第1回】古河市の強み、ありたいまちのキャッチフレーズについてグループごとに話し合った 【第2回】ありたいまちのキャッチフレーズ、ありたいまちの実現に向けた基本方向についてグループごとに話し合った 【第3回】グループごとに提言書を作成し、発表した



## パブリックコメント

### 第2次古河市総合計画基本構想（案）に対する意見募集

実施期間	平成27年10月20日～11月8日
意見数	延べ13件

### 第2次古河市総合計画基本計画（案）に対する意見募集

実施期間	平成28年1月19日～2月7日
意見数	延べ3件

## 各課ヒアリング

目的	第1次総合計画後期基本計画の検証と、第I期基本計画の策定に向けた課題や取組事項を把握し、計画に反映するため実施
実施期間	平成27年8月10日～8月26日
概要	各課が記入したシートを基にヒアリングを実施

## 職員リレーインタビュー

目的	第I期基本計画期間内で取り組むべき施策について、広く職員から意見を聞き、計画づくりへの参画を促すために実施
実施期間	平成27年11月20日～11月27日
概要	各課3名までのリレー方式で意見を出し合った

平成17年9月12日

条例第18号

改正 平成18年6月20日条例第36号

(設置)

第1条 本市の基本的総合計画に関する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、古河市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定及び実施の方法に関し必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年9月12日から施行する。

附 則（平成18年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

平成17年9月12日

規則第6号

改正 平成18年10月1日規則第80号

平成27年5月15日規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、古河市総合計画審議会条例（平成17年条例第18号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、古河市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(答申)

第2条 諮問に関する答申は、会長（条例第5条第2項に規定する会長をいう。以下同じ。）が行う。

(会議録)

第3条 審議会は、会議録を備えるものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 審議会の会議（以下「会議」という。）に出席及び欠席した者の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認める事項

(小委員会)

第4条 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、小委員会の会務を総理し、これを代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 その他小委員会の運営については、条例第6条の規定を準用する。

7 小委員会において特別事項として調査審議された事項については、委員長は、会長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第5条 審議会は、審議を行うため必要と認めるときは、関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議（第4条第1項に規定する小委員会を含む。以下同じ。）は、原則として公開するものとする。ただし、会長又は委員長（第4条第2項に規定する委員長をいう。以下同じ。）は、会議の審議内容が次のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 古河市情報公開条例（平成17年条例第19号）第6条に規定する非公開情報に該当するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の傍聴等)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、指定する場所において、会議開催予定時刻までに傍聴受付票(別記様式)に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

2 傍聴人の受付は、先着順に行うものとし、傍聴人の定員は、会長又は委員長が会議室の収容人数等を考慮して定める。

3 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはならない。

(2) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

4 会長又は委員長は、傍聴人が会長又は委員長の命令、係員の指示等に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年9月12日から施行する。

附 則(平成18年規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 総合計画審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

区 分	氏 名	役職等
会 長	北島富佐雄	古河市工業会会長
副会長	吉田 勉	常磐大学 准教授
市議会議員	秋山 政明	古河市議会議員
	霧見久美子	古河市議会議員
学識経験者	青柳 初男	茨城むつみ農業協同組合 代表理事組合長
	石川 康夫	古河市商工会会長
	枝 竜二	一般社団法人 古河青年会議所理事長(第6～7回)
	大森 昌弘	常陽銀行古河支店支店長(第1回)
	五月女光男	古河市行政自治会会長
	関根ひろ子	古河市地域女性団体連絡会会長
	高橋 恭嗣	古河市教育委員会 教育委員
	塚田 秀紀	一般社団法人 古河青年会議所理事長(第1～5回)
	堤 千賀子	子ども子育て会議代表
	中田 俊之	リバーシティー・ケーブルテレビ株式会社 代表取締役
	野口 享治	京三電機株式会社 人事総務部部长
	蓮見 公男	古河商工会議所会頭
	桃井 信子	古河市PTA連絡協議会副会長
	山口 晃男	常陽銀行古河支店支店長(第2～7回)
市 民	佐々木美和	古河市未来会議代表
	渡辺 勝	古河市未来会議代表

平成28年2月29日

古河市長 菅谷 憲一郎 様

古河市総合計画審議会  
会長 北島 富佐雄

第2次古河市総合計画第I期基本計画(案)について(提言)

第2次古河市総合計画第I期基本計画(案)について、本審議会は議論を重ねてきました。議論の過程で出された意見について下記の通り集約し提言しますので、第I期基本計画の策定及びその推進にあたっては、これらについて十分に配慮されるよう求めます。

記

1. 基本計画は、施策を網羅的に示す計画であるが、可能な限り、古河市ならではの、地域に特化したインパクトのある施策を掲げられたい。また、既存の施策・事業を継続する場合も、時代の潮流を踏まえた内容となるよう工夫されたい。
2. 未来に向けたまちづくりの基礎は「人」による「コミュニケーション」である。このため、学校教育と教育環境、青少年の健全育成などについて「人」との「コミュニケーション」を重視した施策の展開を図られたい。
3. 古河市は、広域交通の利便性が高く、首都圏への通勤・通学も可能である。この特長を踏まえ、各施策の展開に活かされたい。また、地域内交通については危険箇所の解消とともに、利便性の向上に努められたい。
4. 基本計画の推進については、全庁的な進行管理体制のもと、適切な指標を置いて施策・事業の成果を把握するとともに常に改善に努めるなど、積極的に取り組まれたい。なお、指標については、可能な限り客観的に把握可能なものとするのが望ましい。

以上

平成17年9月12日

訓令第3号

改正 平成18年4月1日訓令第27号

平成19年4月1日訓令第15号

平成22年4月1日訓令第10号

平成25年3月29日訓令第3号

平成27年3月31日訓令第3号

(設置)

第1条 進展する社会経済情勢に対処しつつ、将来の市のあり方を検討し、長期的視野にたつて総合計画を立てるため、古河市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員等)

第2条 委員会の委員は、古河市庁議規程(平成17年訓令第1号)第2条第1項に規定する者とする。

2 委員会の委員長は、市長をもって充て、委員長に事故があるときは、副市長が代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合計画に必要な調査資料の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関すること。

(下部組織)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会の下部組織として分科会、ワーキンググループ等を置くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画課が担当する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月12日から施行する。

附 則(平成18年訓令第27号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第15号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第10号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第3号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

成果指標一覧

1 市民協働

政策名	指標名	指標の説明	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
1 市民参加と協働のまちづくりの推進	市民参加と協働のまちづくりに関する市民満足度	総合計画市民アンケートによる市民参加と協働のまちづくりに不満を感じていない市民の割合	88.38%	90.00%
	2 元気なコミュニティの形成	地域コミュニティ団体の設立割合	20地区ごとの地域コミュニティ団体の設立状況	80%
	市民活動支援センターの利用団体数	コミュニティ活動を支援する施設である市民活動支援センターの利用団体数	584団体	670団体
3 男女が尊重し合いともに輝く男女共同参画社会の実現	市内企業における男性の育児休業取得率	民間企業における男性の育児休業取得率	—	9%
	審議会等委員への女性の登用率	審議会等の委員の女性の登用率	25.4%	35.0%
	女性の労働力率	国勢調査における女性の労働力率(25歳から44歳までの女性の就職率、就業者/総数(労働力状況))	66%	76%
4 一人ひとりを尊重する人権意識の高揚	人権啓発活動に関与した人数	人権セミナーや研修会等の参加者数	108人	150人
	人権教室や人権啓発街宣活動に関与した人数	人権擁護委員の登録者数	13人	13人
5 国際交流と地域間交流の推進	国際交流協会の会員数	国際交流協会の会員数	177人	266人
	国際交流関連事業に参加した市民の割合	国際友好都市、国際交流協会イベント、英語圏派遣事業等に参加した市民の全市民に占める割合	0.43%	0.50%
	姉妹都市関連事業に参加した市民の割合	姉妹都市交流事業に参加した市民の全市民に占める割合	0.10%	0.11%

2 健康福祉

政策名	指標名	指標の説明	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
1 互いに支え合う地域福祉の推進	地域福祉活動に参加している人の市民全体に占める割合(20歳以上)	地域での見守り活動や、ボランティア等の地域福祉活動に参加している人(20歳以上)の市民全体に占める割合	6.5%	12.0%
	ゲートキーパー養成講座受講者数の累計	自殺の未然防止を地域全体で推進するための人材育成活動であるゲートキーパー養成講座の受講者の累計数	570人	1,000人
2 いきいきと安心して住み続けられる高齢者福祉の充実	高齢者のボランティア活動への参加率	ボランティア活動に参画する高齢者の65歳以上市民に占める割合	7.7%	15.0%
	65歳以上人口に占める要介護・要支援認定者出現率	介護保険制度における要介護・要支援者が65歳以上被保険者に占める割合(第1号被保険者の要介護認定者数/第1号被保険者数)	13.57%	17.44%
	介護認定が要支援から要介護に移行した人の割合	家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)から寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)に移行した人の割合(移行者/要支援認定者)	24.7%	25.0%

3 地域での生活と社会参加を支援する障害者福祉の充実	地域で生活している障がい者の割合	障害者手帳を所持しているが入所施設に入所していない人の割合(1-入所者数/手帳所持者)	97.3%	97.4%
	福祉施設から一般就労に移行する障がい者の割合	福祉施設から就労支援等により一般就労に移行した障がい者の割合(移行者/就業訓練施設利用者)	24.1%	28.5%
4 自立した尊厳ある生活を支援する生活困窮者対策の充実	生活保護から自立した世帯の割合	生活保護から自立(引き取りや死亡を含む)した世帯数の全生活保護世帯に占める割合	11.4%	11.5%
	就労支援プログラムにより就労に結び付いた人数	就労支援により就労に結び付いた人数(就労後継続して生活保護を受けている人を含む)	52人	65人
	生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けた人のうち、就労による自立を達成した人の割合	生活困窮者自立支援制度の相談支援を受けた人のうち、就労による自立支援を達成した人の割合	10%	18%
5 生涯にわたる健康づくりの推進	65~69歳の男性及び女性の障害調整健康余命(DALE)	「健康寿命」の目安の一つ。障害の程度を計算して、健康で生きられると期待される期間	男：17.10年 女：20.07年	男：17.10年 女：20.07年
	特定健康診査の受診率	国民健康保険制度における特定健康診査を受診した市民の審査対象者に占める割合	30.7%	60.0%
	妊婦健康診査の受診率	妊婦健康診査(全14回のうち第1回目)の受診率	97.8%	100.0%
	乳幼児健康診査の受診率	乳幼児健康診査(3~4か月、1歳6か月、3歳児)の受診率	96.8%	98.0%
6 市民の健康づくりを支える医療と救急体制の充実	国民健康保険被保険者の市内医療機関受診率	国民健康保険者の市内医療機関を利用した比率を求め、市内の医療機関の充実度を図るもの(市内医療機関受診延べ回数/全医療機関受診延べ回数)	79.93%	85.00%
	小児救急医療輪番数	茨城西南広域市町村圏の病院群における休日・夜間の輪番での対応数	364日	365日
7 医療保険制度の適正な運用	国民健康保険加入者一人あたりの医療費	国民健康保険制度における加入者一人あたりの医療費(年間医療費/被保険者数)	273,769円	270,000円
	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用率	国民健康保険制度における後発医薬品利用率(後発医薬品/後発医薬品のある先発医薬品+後発医薬品)	57.6%	80.0%
8 安心して産み育てられる子育て支援の充実	合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数	1.38	1.45
	子育て支援に関する市民満足度	総合計画市民アンケートによる子育て支援に満足している市民の割合	65.1%	80.0%
	保育所の待機児童数	保育所に入所できず、待機している児童数	11人	0人
	地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談する場)等の利用件数	子育て支援施設等における年間利用件数	20,838件	21,880件
	児童虐待・DVの相談件数 ①新規虐待相談受付件数 ②新規DV相談受付件数	児童への虐待、配偶者からの暴力による古河市配偶者暴力相談支援センターへの年間相談件数	①65件 ②46件	①50件 ②35件

### 3 教育文化

政策名	指標名	指標の説明	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
1 市民の目的と意欲 に応じた生涯学習 の充実	生涯学習の充実に満足している 市民の割合	総合計画市民アンケートによる生涯 学習に満足している市民の割合	84.26%	90.00%
	生涯学習活動に参加している市 民の割合	生涯学習にかかる様々な講座(市民 大学含む)へ参加している市民の割合	48.7%	52.0%
	代表する生涯学習施設の利用 者数(旧三地区ごと:中央、古 河東、三和公民館)	市内三地区における代表的な生涯学 習施設の利用者数	中央:50,716人 古河東:43,490人 三和:28,116人	中央:54,000人 古河東:46,500人 三和:30,500人
	市内図書館における市民一人あ たりの図書等の貸し出し数	市内各図書館における市民一人あた りの図書等の貸し出し数 (貸し出し延べ冊数/人口)	2.77冊	2.80冊
2 生きる力を育む学 校教育の充実	全国学力・学習状況調査(質問 紙の状況)における将来に関す る意識の項目について、肯定的 な回答を行った児童生徒の割合 【市立小学校・市立中学校】	全国学力・学習状況調査(児童生徒質 問紙)における将来に関する意識の項 目について「当てはまる」「どちらか と言えば当てはまる」と回答した割合	小 90.4% 中 74.9%	小 93.0% 中 80.0%
	全国学力・学習状況調査(教科 の調査結果)における全国(国 公私立)平均正答率との比較 【市立小学校・市立中学校】	全国学力・学習状況調査(教科の調査 結果)における全国(国公私立)平均正 答率との比較 (全国の各教科の正答数/全問題数 -市の各教科の正答数/全問題数)	小 -2.0ポイント 中 -2.5ポイント	小 +3.0ポイント 中 +2.5ポイント
	全国学力・学習状況調査(質問紙の 状況)における人の気持ちがわか る等の規範意識の項目について、 肯定的な回答を行った児童生徒の 割合【市立小学校・市立中学校】	全国学力・学習状況調査(児童生徒質 問紙)における人の気持ちがわかる等 の規範意識の項目について、「当ては まる」「どちらかと言えば当てはまる」 と回答した割合	小 94.3% 中 95.9%	小 97.0% 中 97.0%
	全国体力・運動能力、運動習慣等 調査における全国(国公私立)体力 合計点との比較 【市立小学校・市立中学校】	全国体力・運動能力、運動習慣等調査 における全国(国公私立)体力合計点 との比較(全国の体力合計点-市の体 力合計点)	小 +2.0ポイント 中 +2.8ポイント	小 +7.0ポイント 中 +7.8ポイント
3 安心して学べる 教育環境の充実	学校教育の充実に満足している 市民の割合	総合計画市民アンケートにおける学校 教育の充実に満足している市民の割合	76.57%	80.00%
	放課後児童クラブ希望者入所率	児童クラブ入所数/児童クラブ入所希 望者数	95.32%	100.00%
	児童生徒健康診断受診率 【市立小学校・市立中学校】	受診児童生徒数/児童生徒数	小 99.54% 中 98.61%	小中学校 100.00%
4 子どもの健全な成 長のための学校給 食の充実	学校給食残滓の割合	出席した人数分の学校給食の提供量 に対し、食べられずに残された給食の 量の割合	自校 15.7% センター 21.5%	自校 8.0% センター 11.0%
	全国学力・学習状況調査(質問 紙の状況)における朝食を毎日 食べている児童生徒の割合 【市立小学校・市立中学校】	全国学力・学習状況調査(児童生徒質 問紙)における朝食を毎日食べている 項目について、「している」と回答した 割合	小 95.7% 中 92.2%	小中学校 100.0%
5 未来を担う青少年 の健全育成	全国学力・学習状況調査(質問 紙の状況)における家の人(兄 弟姉妹を除く)と学校での出来 事について話す児童生徒の割合 【市立小学校・市立中学校】	全国学力・学習状況調査(児童生徒質 問紙)における家の人(兄弟姉妹を除 く)と学校での出来事について話す項 目について、「している」「どちらか と言えばしている」と回答した割合	小 80.5% 中 72.5%	小 84.0% 中 80.0%

5 未来を担う青少年 の健全育成	全国学力・学習状況調査(質問 紙の状況)における今住んでい る地域の行事に参加する児童 生徒の割合 【市立小学校・市立中学校】	全国学力・学習状況調査(児童生徒質 問紙)における今住んでいる地域の行 事に参加している項目について、「して いる」「どちらかと言えばしている」と 回答した割合	小 63.6% 中 42.6%	小 67.0% 中 51.0%
	家庭教育学級の加入率	小中学校家庭教育学級加入率 (家庭教育学級参加者数/児童生徒 保護者数)	74.5%	76.0%
	青少年の健全育成に協力する店	登録店舗数	171件	180件
	子どもを守る110番の家の登録 件数	登録世帯数	2,981件	3,000件
6 市民が親しめる生 涯スポーツの推進	市民一人あたりのスポーツ施設 の利用回数	市内各スポーツ施設の延べ利用回数/ 人口	8回	10回
	綱引大会競技登録団体数	市が会場となる、いきいき茨城ゆめ国 体公開種目「綱引」における競技団体数	0団体	30団体
7 豊かな市民文化の 創造のための歴史 文化と芸術の振興	文化施設各館年間入館者数	各館の入館者合計数 (歴博、篆刻、街美、文学館、三資、 記念館、画室、旧宅)	95,986人	112,000人
	文化財保存団体数	文化財保存団体数	18団体	20団体
	文化協会会員数	文化協会会員数	3,177人	3,300人
	市民文化祭等催事来場者数	市民文化祭等催事来場者数	21,124人	23,000人

### 4 産業労働

政策名	指標名	指標の説明	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
1 消費者ニーズに対 応した商業の振興 と市街地の整備	商品販売額(卸売業+小売業) 及び全国自治体における順位	地域経済分析システム(商業統計)に よる商品販売額(卸売業+小売業)及 び全国自治体における順位	271,356百万円 210位	279,496百万円 190位
	事業所数(卸売業+小売業)	地域経済分析システム(商業統計)に よる事業所数(卸売業+小売業)	1,486件	1,526件
	売り場面積(小売業)	商業統計による売り場面積(小売業)	187,914㎡	195,851㎡
	空き店舗活用の新規取組数	商店街の空き店舗補助金を活用し、新 規に出店した店舗数	4件	16件
2 地域の特性を活か した工業の振興と 企業誘致	製造品出荷額等及び全国自治 体における順位	地域経済分析システム(工業統計)に よる製造品出荷額等及び全国自治体 における順位	583,242百万円 115位	1,070,000百万円 50位
	事業所数(製造業)	地域経済分析システム(経済センサ ス)による事業所数(製造業)	762件	782件
	企業誘致等にともなう若者・子 育て世帯定住促進奨励事業該当 者数	企業誘致等にともなう若者・子育て 世帯定住促進奨励金交付対象世帯数	126世帯	1,000世帯
3 安定的に食料を供 給する農業の振興	農産物販売額及び全国自治体 における順位	地域経済分析システム(農林業センサ ス)による農産物販売額及び全国自治 体における順位	1,244,675万円 123位	1,282,000万円 119位
	経営耕地面積	地域経済分析システム(農林業センサ ス)による経営耕地面積	362,466a	363,346a
	荒廃農地率	荒廃農地調査による荒廃農地率 (荒廃農地面積/農地面積)	4.11%	3.95%

3 安定的に食料を供給する農業の振興	認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人の数(担い手農業者数)	255経営体	280経営体
4 地域ブランドの創造による観光の振興	観光客動態調査における入込客数	県観光客動態調査結果における年間入込客数	1,449,500人	1,500,000人
	新しい観光資源による観光ルート数	地域観光資源調査により発掘された観光ルートの数	0件	5件
	フィルムコミッションによる撮影数	フィルムコミッションを通じた市内での撮影実績数	24件	35件
	ふるさと納税による古河産品の発送数	ふるさと納税により古河市の産品が市外の人に発送された件数	10,000件	25,000件
5 雇用の確保と労働環境の充実	有効求人倍率	古河公共職業安定所の雇用動向指標における年間有効求人倍率	1.09	1.10
	市内事業所従業者数	地域経済分析システム(経済センサス)による市内事業所従業者数	56,537人	60,000人
	企業誘致による延べ市内新規雇用者数	企業誘致による延べ市内新規雇用者数	176人	300人
6 安心できる消費生活の確保	消費生活相談における苦情相談解決率	古河市消費生活センターに寄せられた相談案件ごとに相談日から1年以内に解決できなかった(不調)割合(1-不調件数/延べ苦情件数)	97.61%	99.90%
	消費生活センター啓発活動実施回数	古河市消費生活センターが啓発活動を実施した件数	28件	35件
7 意欲を活かす創業の促進	創業比率	地域経済分析システム(経済センサス)による創業比率(「新設事業所(または企業)を年平均にならした数」の「期首においてすでに存在していた事業所(または企業)」に対する割合)	1.35%	1.43%
	創業支援ネットワークを活用した創業者数	古河創業支援ネットワーク関連の個別相談会等に参加し、市内に創業した人の数	3人	16人

## 5 生活環境

政策名	指標名	指標の説明	現状値(計画策定時)	めざそう値(平成31年度)
1 安定した水供給のための上水道の整備	石綿セメント管残存率	配水管総延長に対する石綿セメント管の割合	6.17%	4.56%
	上水道の普及率	給水区域内人口に対する上水道を利用している人口の割合(野木町の一部を含む)	96%	97%
2 快適な暮らしを支える下水の整備	汚水処理人口普及率	総人口に対する下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等を利用している人口の割合	79.0%	86.7%(平成32年度)
3 安全で安心な生活を支える住宅など施設の充実	市内住宅の耐震化率	住宅・土地統計調査に基づく推計	81.7%	95.0%(平成32年度)
	一戸建ての新築住宅に占める長期優良住宅の割合	長期優良住宅数/一戸建ての新築住宅数	17.76%	20.00%(平成32年度)
4 多様な自然環境の保全と継承	自然環境の保全に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートによる自然環境の保全に満足している市民の割合	82.69%	87.00%
	ECOフェスタ古河来場者数	環境問題啓発イベント「ECOフェスタ古河」来場者数	8,000人	10,000人

5 公害の防止	河川水水質測地による環境基準達成率	一級河川及び水路等の水質測定において、国の定める水質汚濁にかかる環境基準の達成率	83.2%	85.0%
6 環境美化の推進	環境美化活動への市民参加人数	渡良瀬クリーン作戦の環境美化活動に参加した市民の数	2,477人	2,500人
	アダプト・プログラム参加団体数	地域の美化活動に対して里親として登録された団体数	24団体	25団体
7 ごみの適正な処理と資源循環の推進	市民一人一日あたりのごみ排出量	ごみの排出量/人口/365日	973.0g	894.9g
	リサイクル率	家庭系ごみ・事業系ごみに占める資源化量の割合	17.8%	19.7%
8 人と自然にやさしい都市づくりのための地球温暖化の防止	実行計画によって削減した温室効果ガスの削減率	古河市地球温暖化防止対策実行計画により削減した基準年度(平成20年度)に対する温室効果ガスの削減率(電気の使用に関する排出係数を平成20年度で固定)	-7%	-9%
9 災害に強いまちづくりの推進	防災対策の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートによる防災対策の充実に満足している市民の割合	75.89%	80.00%
	自主防災組織率	組織されている世帯数/全世帯数	70.2%	76.6%
10 市民の生命や財産を守る消防の強化	建物火災発生件数	年間の建物火災発生件数	23件	18件
11 市民と取り組む防犯まちづくりの推進	消防団員数	消防団員数	400人	426人
	刑法犯認知件数	年間の刑法犯認知件数	1,046件	890件
12 市民の暮らしを守る交通安全の確保	青色防犯パトロール車活動台数	青色防犯パトロール車活動台数	3台	20台
	人身交通事故発生件数	年間の人身交通事故発生件数	538件	460件
	交通事故による死傷者数	年間の交通事故による死傷者数	682人	580人

## 6 都市基盤

政策名	指標名	指標の説明	現状値(計画策定時)	めざそう値(平成31年度)
1 都市の活力を支える道路の整備	道路の整備に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートによる道路の整備に満足している市民の割合	57.78%	80.00%
	都市計画道路の整備率	都市計画道路の供用開始率	58.0%	58.7%
	狭あい道路割合(延長)の解消	4m以上の道路比率	38%	39%
2 安全で自由に移動できる交通環境の充実	バスなどの公共交通の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートによるバスなどの公共交通の充実に満足している市民の割合	54.45%	80.00%
	循環バスやデマンド交通等、地域公共交通年間延べ利用者数	年間の循環バス・デマンド交通を利用した延べ人数	151,466人	158,495人
3 うるおいと憩いのある水と緑のまちづくり	水辺の有効利用、公園や緑地の整備に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートによる水辺の有効利用、公園や緑地の整備に満足している市民の割合	75.31%	80.00%
	一人あたりの公園面積(都市公園以外を含む)	都市公園以外を含む公園面積/人口	14.5㎡	15.3㎡
4 風土に根ざした美しい景観の形成	美しい景観の形成に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートによる美しい景観の形成に満足している市民の割合	79.53%	90.00%

4 風土に根ざした美しい景観の形成	景観形成に関わった市民団体の数	景観形成事業や違反広告物除去に関わった市民団体の数	7団体	10団体
	違反広告物除去件数	違反広告物の除去件数	464件	190件
5 地域の魅力を高める土地利用と都市計画の推進	人口集中地区(DID)内の人口密度	人口集中地区の人口/人口集中地区面積	5,354人/km <sup>2</sup>	5,400人/km <sup>2</sup>
	地籍調査進捗率(完了面積/計画面積)	地籍調査完了面積/計画面積	55.09%	56.92%
6 良好な市街地や集落地の整備	区画整理事業進捗率	現在施行している土地区画整理事業における事業費の執行状況からみた進捗率(決算ベース)	40.5%	61.5%
	地区内公共施設の整備状況	供用を開始した地区内公共施設(道路、水路など)の面積	11.9ha	15.9ha
	地区内宅地の整備状況	使用収益を開始した地区内宅地の面積	8.8ha	15.0ha

## 7 行財政

政策名	指標名	指標の説明	現状値 (計画策定時)	めざそう値 (平成31年度)
1 効率的・効果的な行財政運営の推進と市民サービスの向上	行財政運営の改善に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートによる行財政運営の改善に満足している市民の割合	65.29%	80.00%
	若い世代の順移動数	0～49歳の純移動数(転入-転出)	-200人	-170人以下
	健全化判断比率等の財政指標	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率等の各種財政指標	実質赤字比率 - 連結実質赤字比率- 実質公債費比率 8.9% 将来負担比率 102.0%	基準値以内
2 開かれた市政を実現する情報公開と情報政策の推進	情報公開・広報紙の充実に満足している市民の割合	総合計画市民アンケートによる情報公開・広報紙の充実に満足している市民の割合	83.66%	90.00%
	公式ホームページ内の新規・更新コンテンツ(ページ)数	公式ホームページ内の新規・更新で発信した1か月あたりのコンテンツ(ページ)数	117 コンテンツ	172 コンテンツ
3 関東の中心として発展する広域行政の推進	新たに広域連携により共同事業等が実現できた数	他市町村と新たに広域連携により継続して共同事業等を実施した件数	9件	10件
	昼夜間人口比率	昼夜間人口比率(昼間人口/夜間人口)	0.93	1.00

※各指標は効果の検証や方向性を示すために設定しており、めざそう値の達成は必須ではない。

※原則、アウトカム指標を設定しており、政府統計資料等を活用している場合があるため、現状値の調査年が異なる。

## 用語解説

### あ行

アクティブラーニング	教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、生徒の能動的な参加を取り入れた教授・学習法の総称。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等や、教室内でのグループディスカッション、ディベート、グループワーク等が有効な方法とされている。
アダプト・プログラム	市民と行政が協働で進める、まちの美化に向けた取組のこと。アダプトとは英語で「養子にする」の意味であり、公共の場所などを養子に見立て、市民が里親となって美化活動等を行うことを指す。
インタラクティブイングリッシュフォーラム	3人のグループで、与えられたテーマについて英語で討論する双方向性を重視した大会。自己発信型のスピーチコンテストとは違い、相手の意見を聞き、会話をすることが求められる。英語による実践的なコミュニケーション力の向上を目的に企画されている。

### か行

ガバナンス	統治、支配、管理またはそのための機構や方法。
機能別団員	すべての消防団活動に参加できない人が、市町村等で定める特定の活動・役割に従事する制度。火災予防・広報団員やOB団員がある。
キャリア	経歴や職歴のこと。一生にわたる一連の職業上の活動や行為。
共助	身近な地域の住民同士などで互いに助け合う行為。
クイックプロジェクト	地域特性を踏まえた新たな整備手法(道路線形に合わせた施工等)により、低コストで効率的な下水道整備を行い、未整備地域の解消を目指す計画。
グリーンツーリズム	緑豊かな農山村地域において、農林業の体験をするなど、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられる。
健康寿命	一人の人間の生存期間(平均寿命)のうち、元気で活動的に暮らせる期間のこと。
減災	災害後の対応よりも事前の対応を重視し、計画的に取り組むことで被害の軽減を図ること。
公開承認施設	文化庁が文化財の公開に適した施設を認定し、国宝や重要文化財の活用を促す制度。公開承認施設に認定された施設では、企画展における重要文化財等の公開手続きが簡素化されるといった優遇措置が受けられる。

合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数。
高度情報通信ネットワーク社会	インターネットなどの高度情報通信ネットワークを通じ、自由かつ安全に多様な情報や知識を世界的規模で入手、共有し、発信することにより、あらゆる分野において、創造的かつ活力ある発展が可能となる社会。
高齢化率	全体の人口に占める65歳以上人口の割合。
コンパクトシティ	90年代初頭から着目され始めた都市形態のこと。様々な都市機能を小さなエリアに集中させることで、歩いて生活を完結させ、効率的で環境負荷が低い街を実現しようという考え方に基づいている。

## さ行

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー源の総称。太陽光発電、風力発電、バイオマス利用、水力発電、地熱発電、太陽熱利用、雪氷熱利用、温度差熱利用、地中熱利用等がある。
暫定水利権	水源が安定的に確保されていない水利使用で、許可期限の到来とともに失効する水利権。
ジェネリック医薬品	新薬の特許が切れた後に、厚生労働省の承認を得て製造・販売される薬のこと。新薬に比べて開発費が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら、薬の価格を低く抑えることができる。
循環型社会	持続可能な社会を生み出すために、生産、流通、消費、廃棄といった流れの中で、資源の有効活用、さらに環境負荷を最小限に抑えることなどを目指すこと。大量生産・大量消費・大量廃棄に代わる考え方として使われる。
指定管理者制度	公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、地方自治法の一部改正により導入された。
小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話を受けない、など学校生活になじめない状態が続くこと。
情報セキュリティポリシー	組織における情報を守るために施す対策や、規約をまとめた文章のこと。
スクリーンツーリズム	映画・ドラマ等の映像作品に関心を持つ人々が、当該映像作品の視聴、もしくは作品に関する情報との接触をきっかけとして、映像作品の制作現場となった地域に訪れること。

成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度。
セーフティマイタウン	市民が警察などと連携し、地域の見回りをしたり、防犯教室を開催したりして、地域の安全を守る活動。

## た行

長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅。一定の基準を満たした認定長期優良住宅は、税制面での優遇などを受けられる。
テーマコミュニティ団体	特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うコミュニティ団体。
転作作物	生産調整によって稲から他の作物へ栽培をかえることを転作といい、代表的な転作作物として大豆や麦が挙げられる。

## な行

二元代表制	首長と議会議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度。
年少人口	0歳から14歳までの人口のこと。

## は行

パブリックコメント	政策や計画、条例の立案にあたり、行政が原案を公表して事前に市民から意見を求め、施策に反映させる市民参加の手法。
バリアフリー	障がい者や高齢者など自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。
樋管（ひかん）	用水の取り入れや内水の排水などのため、あるいは洪水の時に支川や水路への逆流を防ぐための施設。
ファシリティマネジメント	所有する土地・建物・設備などを経営にとって最適な状態で運営し、維持するための総合的な管理手法のこと。近年、この手法により公共施設の管理・運営にあたらうという地方自治体が増えている。
フィルムコミッション	映画等の撮影場所の誘致や撮影を支援することによって、地域活性化、文化振興、観光振興を図る。
圃場（ほじょう）	田畑や樹園地など作物を栽培する農地のこと。

## ら行

ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。各締約国が自国の領域内にある湿地を指定するほか、湿地及びその動植物の保全のため取るべき措置について規定している。
輪番登録医療機関	救急や夜間における患者に、交替制で対応するため登録されている病院や診療所のこと。県内では小児輪番病院において、入院治療を必要とする子どもの救急医療を行っている。
レセプト	診療報酬明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。
6次産業化	農林水産業と2次産業・3次産業を融合・連携させることによって、農山漁村の有する農林水産物、自然エネルギー、伝統文化などの「地域資源」を、食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出し、地域ビジネスや新産業を創出すること。

## A～（アルファベット）

ICT	情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味だが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしている点が特徴。
NPO	Nonprofit Organizationの略。非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
PDCAサイクル	Plan（計画）・Do（実施・実行）・Check（点検・評価）・Action（処置・改善）を継続的に実施することにより、事業等の改善を目指す手法。
PFI	Private Finance Initiativeの略で、公共施設などの建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
SNS	Social Networking Serviceの略で、インターネット上の交流を通して、社会的ネットワークを構築するサービスのこと。



### 表紙の意匠について

写真では表すことのできない、古河市全体の街並みのイメージを、西から東へとイラストで表現したものです。西の渡良瀬川の風景から住宅、工場や農業と様々な特徴をイラストとしてのバランスを考慮して作成しました。

## 第2次古河市総合計画

編集・発行

古河市市長公室企画課

〒306-0291 茨城県古河市下大野 2248 番地

TEL 0280-92-3111 (代表)

HP <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp>